# 吉川神道の研究

千葉　榮著

謹呈

古瀬兄

# 吉川神道の研究

亡き父に捧ぐ

亡父名は一慶、明治二十一年五月三日埼玉縣北葛飾郡杉戸の町に河野家の三男として生る。埼玉縣師範學校を經て國學院大學師範部國漢科を卒業し、明治四十年十一月千葉家を嗣ぎて東京向島なる秋葉神社に奉仕し、偶〻病を得たりといへども氣克くこれを制し屈せざること二十有餘年、遂に昭和十四年二月二十二日溘焉として逝く。時に享年五十二。

（須兒榮記す）

惟足翁自筆の和歌

平泉澄先生所藏

# はしがき

視吾堂先生吉川惟足は、中世末期に當り吉田兼倶が出[illegible]吉田家といふ家の權威によつて支へられてゐた神道界[illegible]世初頭期に屹立した斯界の一人者であつて、その惟足の[illegible]神道の近世神道史上に投じた波紋は決して小さくはない――と、かくの如くに私は考へてゐたので、大學に在學中から、この吉川神道の研究に專念して來たのであるが、卒業後直に父の後を嗣いで東京向島なる秋葉神社に奉仕するやうになつた爲に、生來の菲才に加へて諸事輻湊し、未だ滿足する所の結果に到達しないのは、遺憾である。

一體この吉川神道に關する在來の研究は甚だ寥々たるもので、世に公にされたものは僅かに二三の篤學者の手に成つたものを見るばかりであつて、惟足の傳記さへも定かでなく、未耕のまゝに取殘されてゐると云つても

宜しいのである。

蓋し、かくの如く未耕のまゝに猶取殘されてゐる原因は、まづその資料に乏しいと云ふことにあらう。そのうへ、資料の殆んど全部は寫本のまゝに殘され、しかもその分布範圍は廣漠として、今日猶他見を許さゞる制戒が嚴守されてゐるものもあり、資料を蒐集することがまづ第一に容易でない。しかし、吉川神道の全貌を明かにすることは、上述の如く近世神道研究の上に極めて重要であつて、殆んど缺くべからざることであると考へる私は、この困難を克服して有爲なる學者の出でゝ之に從事せられんことを切望すると共に、自らも亦些かこゝに力を致したいと秘かに期してゐる次第である。

即ち、私の研究は未だ十分なものでなく、意に滿たない所も少くないので、その完成には今後に俟つべきものが極めて多いことはいふまでもないが、多少苦心して諸地方に採訪した資料の紹介を主として之に私見を加へ、敢へて一書をなして以つて江湖の批正を仰ぎたいと思ふのである。

猶、この研究の爲の各地に於ける資料の採訪に際して、或は會津、或は千葉・東京、或は京都等諸地方の各位より受けた厚情を篤く謝し、たとへ未だ不備なるものにせよ敢へて一書を成し得たことは、全くそれ等各位の御蔭によるものであることを特記して置かねばならぬ。この外從來の研究によつて得た所も亦多く、特に左記の如き諸論稿からは莫大なる恩惠を得た。

最後に、さゝやかながらこの研究を進めるに就ては、在學中から蒙つた恩師平泉澄先生の御教導と、小林健三先生始め先輩學友諸兄の御鞭撻御援助による所極めて大きいことを記し、謹んで謝意を表する次第である。

一　平泉澄先生編闇齋先生と日本精神（單行本）
二　小林健三先生、日本神道史の研究（單行本）
三　補永茂助博士、神道學上より觀たる理學神道（日本思想の研究所收）
四　木村定三氏、吉川惟足の理學神道（神社協會雜誌第三號三年第八號）
五　上田誠一氏、吉川惟足の神道說（昭和七年刊單行本）
六　同右氏、吉川神道に於ける國常立尊の說明（皇學第一號）

七　同右氏、中臣祓と吉川惟足の政道論（神路第十號）
八　羽倉敬尚氏、神道家吉川惟足の肖像と墳墓（掃台、第四巻第二號）
九　この外、淸原貞雄博士の「神道史」村岡典嗣氏の「垂加神道の根本義と本居への關係」（日本思想史研究所收）を始め之に言及されてゐるものは多い。

昭和十四年六月

千葉　榮

# 目次

# 吉川神道の研究

# 第一章　吉川神道の成立について

## 第一節　神道的意識の發展

こゝに吉川神道といふ概念を用ひたが、それはまづ吉川惟足によつて獨自なる意義を發揮した神道と云ふ意味に於て用ひたのである。卽ち、本來云へば研究の最後に於て論定さるべき結論を凡そ豫め假定した使用法であるが、今はこの假定を一應留保して敍述を進める。

吉川神道は如何にして成立したか。まづかくの如くに問ひ、而して後吉川神道の學說や如何と尋ねることは、吉川神道の研究に於ても、適當な方法であらう。然るに、その創始者である吉川惟足の人となりそのものが未だ悉く明かではない。殊に吉川惟足が吉田神道の傳授をうけ神道學者として立つのは明曆二年三十九歲の時であつたと普通に考へられるのであるが、こゝに至る過程が最先に問題になる所であつて、本稿はそれ故にこの問題の考察から出發することにする。

然るに、この考察に必要な吉川惟足その人の傳記を的確に知る直接資料も上述

の如く極めて乏しい。惟足の直接の筆になる傳記若しくは之を援ける述作として擧げられるものは殆んどなく、殊に前半生は僅かに和歌及びその詞書の斷片に依てその片鱗を窺ひ得るに過ぎない。併し後人の惟足を景仰すること尠くなかつた爲に、之等後人の筆に成る傳記的著作は比較的多く之を得ることが出來る。今之を列擧して簡單にその內容を紹介して置く。

一　嗣子從長の寺社奉行への書出　（寫本三葉、福島縣相馬郡佐藤政博氏所藏）

全文左の如し。卽ち、以て次に揭ぐる谷秦山の聞書と併せ、先づ吉川惟足に對する一通りの概念を得るの便宜に供する。

一　亡父　惟足

惟足事日本之大道神學ヲ吉田萩原ヨリ唯受一人相傳仕、相州鎌倉ニ山居仕罷在候處、紀伊南龍院樣道之物語被レ爲二聞度一被二思召一之由御使者被二下置一候ニ付、出府仕奉二遂二拜顏一候。因而神學之樣子御尋被レ遊候ニ付、神學者武國之道ニ候得者武備本仕候。武備ニ付神代ヨリ弓矢箙等其外軍用之儀ニ至候而者重々奧秘相傳有之候由御物語申上候。殊外御感心被レ遊候。自レ其講談被レ爲レ聽、累年之後悉

道之御相傳申上候。松平古肥後守殿者大才大儒ニ御座候故御物語依遊候由依之被招謁感服御座候。而累年之後是道悉相傳相濟申候。自是世〻流布仕候。然處ニ嚴有院樣御代寛文七年七月惟足儀御城江被爲召被仰渡候者、其方日本之神道一人ニ相傳有之由奇特ニ被思召候。依之御目見被仰付之由ニ御座候。同月廿八日御目見被仰付御切米拜領之儀ニ而、常憲院樣御代天和二年戌十二月廿四日百俵拜領仕候。常憲院樣御代元祿七年十一月十六日惟足相果申候。寛文七年ヨリ文祿七年迄年數廿八年ニ而候。常憲院樣御代元祿六年酉冬源十郎御目見仕候。當己亥迄二十七年ニ而候。

以上

享保四年亥六月

吉川源十郎

寺社奉行所

右書付亥六月廿四日酒井修理大夫殿江差出申候

（秦山集二十一、雜著甲乙錄七）

二　谷秦山聞書

秦山が江戸に出で惟足の講席に始終侍つた都翁のもとに三十日間留つてゐた

時の聞書である。全文を書下すと左の如し。

祝吾靈社。吉川惟足は本と泉南界之商家尼が崎屋と號す。江戸に藥鋪を置き藥を鬻ぐを業と爲す。性稟高尙歌を詠む事を好む。己が業の末を逐ふを嫌ひ、一旦藥鋪を以て賃貸し朝夕の費に給し鎌倉に遁れ居り、月鍛日錬歌を以て自ら樂む。後自ら以爲らく歌を詠む者神道を知らざれば基本無しと。萩原兼從卿神道之先達爲るを聞き裳を褰けて上京す。大德寺の邊に萩原殿に通ずる者有り。夤緣して其書を請ひ自ら齎して萩原殿に詣り一面を賜ん事を願ふ。謁を典る者其微賤を訝かり之を屑とせず。遷延累日、誣誘多端惟足堪ふる事能はず。乃ち歌一首を書し之を投じて走り去る。其歌に云く、神乃(カミノ)道(ミチ)問牟止(トハムト)思布(オモフ)呉服部(クレハトリ)恠止(アヤシト)人乃(ヒトノ)奈土止(ナドト)賀武蘭(ガムラム)。兼從卿之を奇とし人をして之を追はしめ始めて拜を納る。此より交情日に濃く卜部の古傳を聞く事尤も深し。歳餘にして辭し歸る。會ゝ土岐重元鶴岡に參詣す。惟足社頭に邂逅し風月を談す。因て神道の微旨に及ぶ。重元時に儒學に名あり。心其說を奇とし江戸に還りて之を會津の中將殿に語る。會將且隨て之に吝る耳。未だ肯て之を信せず。北十大夫と云ふ者あり。能に名あり。禁

裏之を召す。十大夫未だ翁の傳を知らず。翁の傳は吉田之を授くるに非れば父子と雖も私に之を示す事能はず。十大夫惟足を訪ひて之を問ふ。惟足乃ち詳に翁の傳を授け且萩原殿の書を作り吉田に口訣を得ん事を戒む。十大夫上京し能を禁庭に役す。後水尾帝萩原に勅して曰く、翁秘傳あり、十大夫が爲す所如何と。兼從答奏して曰く、怪しい乎、臣が家未だ嘗て彼に翁を許さず、今其の作る所を觀るに間然なしと謂ひつ可き也。名の下虚からず、奇亦甚しからず乎と。君臣喟歎之を久し。能闋て數日、十大夫始めて吉田に詣て惟足が書を呈す。萩原の家臣及ひ親族皆大に怒りて曰く、惟足奴、家之大事を以て私に人に傳ふ、罪恕すべからずと之を朝に訴へて流刑せんと欲せしも兼從卿猶ほ之を愍念し事稍〻解く。後又惟足上京す。益〻其の道を講習せんと欲せしも兼從卿疾ありて果さず。何ばくもなく兼從薨ず。終に臨みて　後水尾帝勅問し玉く、世〻傳來する所如何か收錄すると。兼從奏して曰く、行事之式は陪臣將監をして七枚の祈誓を書せしめ之を傳附す、神道に至ては今其の器なし、已む事を得ず身に殉じて亡ぶる耳と。兼從奏する所此の如し、然るに惟足に傳る所實に亦證佐あり。惟足平生一軸を胸間に繫ぐ。其

後、會將及び稻葉美守、惟足を言上し、忝なく將軍家に見へ奉る。誠に亦希有の事なり。油小路隆貞卿、嘗て兼連卿に語りて曰く、卿惟足を惜むこと此の如く甚し、恐くは誤れり、惟足如し神道に達せば、盍ぞ之を招きて聞かざる、徒に人をして娟疾の譏を騰げしむ、豈惜からずや、吾將に近日江戶に下向せんとす、親から惟足に面し、其の學を試むべし、と。隆貞卿江戶に下り、細川丹後守殿と相與に惟足に會し、其の講談を聞く。大に感服し、歸京の後、遂に吉田、萩原を調護し之を招かしむ。兩家乃ち書を作りて惟足を召す。惟足答書して曰く、吾苟くも幕府に見へ奉らずんば固より應に疾速に上京すべし、今已に御目見を許す、江戶を去ること自由なるを得ず、如し固く之を召さんと欲せば京の所司に告げて可なり、と。兩家已むことを得ず之を所司永井伊賀守に告ぐ。賀守之を御老中に達す。乃ち傳馬三疋を給りて上京す。發するに臨みて、會將に申して曰く、今般上京神離磐境の傳、特に兼連卿に返し附せんとす、然らば則ち再び授け奉ることを得ず、今に方りて願くは之を授託せん、と。會將曰く、神籬磐境は吉田一子相傳の秘、吾が得て聞くべきに非ず、と。之を辭す。此の行や惟足吉田に神道を返傳せんが爲に上京するの說、江府中外、流聞籍々たり。

紅葉山の道入等を魁と爲して、凡そ世の神道に志ある者爭ひ競ひて上京す。吉田、萩原兩家已に之を快とせず。漸く閒言有り。惟足既に至り、吉田に請ふに神代卷を講談するを以てす。吉田家曰く、講談を聞んことを欲せず、只故萩原家託する所の祕、速かに之を返傳して可なり、と。惟足固く之を請ふ。吉田家曰く、神海汝に傳ふる時、講談の說無し、然るにかたく之を欲せば、傳授竟宴の後、一講談するも亦可なり、宜しく先づ舊傳を授くべし、と。惟足已むことを得ず。遂に一祕傳を返し附す。然るに事黽勉に出づれば速に辨ぜず、漸く半歲に垂んとす。諸國群參する者皆倦怠し、各〻散じ還んと欲す。且つ、嘲哢の言有り、吉田家も亦之を厭ひ、始めて惟足が講談を許す。此の時、出雲路民部等も亦垂加の命を受け出席す。凡そ講を聞く人咨嗟感嘆せざるなし。惟足吉田に返し附するは三重の傳に止り、神籬磐境に至りては雅連卿感通の機なしと曰ひて、之を傳へずして武江に歸る。垂加嘗て、都翁をして惟足に語げしめて曰く、此の傳本と故萩原殿暫く子に託する所のみ、子が感不感を問ふべきに非ず、宜しく速かに雅連卿に返し附すべし、と。告日兩次なりき。然るに惟足終に肯んぜず。因つて益〻吉田と忤ふ。其の後終に神籬磐境を以て土津

に傳ふ。　近年、惟足衰老、御老中に申請して曰く、吉田一子相傳の祕神籬磐境の傳、故萩原殿因に託し附す、然るに兼連卿之を聞くことを肯んぜざれば未だ返し授くることを能はず。　今老期日に逼る、將に身に殉じて此の傳を失はんとせんか、抑之を賤息に遺さんかと。　御老中曰く、此等は武家の知るべき事に非ず、宜しく汝が意に任すべし、と。　乃ち子源十郎に傳へ附して卒すと云ふ。　土御門三位泰福卿曰く、吉田の家に折本細字の書一冊、紙七十葉許りなるもの有り。　兼連吾に謂ひて曰く、此れ先祖より箱傳授する所なり、我が祖母遺命を得て之を祕護し、以て兼連に附屬す。凡そ惟足返し傳ふる所、此の冊に在りて、僅に三分の一に居る、其の他の祕訣夫の神籬磐境等悉く此に在り、と。　斯の言蓋し妄りに非るなり。　抑、惟足一家を興すと雖も、神海の遺託を廢し、奥祕の傳を返さず、罪無しと謂ふべからざるなり。　且つ拜領の宅地に於て、私に神明宮を建て、又墓塚を築き、社を其の上に建て、俗人無知の輩に許すに社號を以てし、神慮に背くこと一にして足らず。　當今家を立つるの基本、不分不明、事を幕府に言上すと雖も、府又聞を吉田に經、吉田毎に一口に抹却して其の事一も行はれず、氣象索爾として家を成さず。　息源十郎五十歲を踰ゆと雖も猶嗣

續無し。此れ蓋し惟足高才有りと雖も眞實の敬みなく、本心に違ふこと多きの致す所なり。

三 唯受吉川家之系譜　（寫本一卷、有佐藤政博氏所藏）

寛政三辛亥年十一月神道方吉川源十郎從門の證明を載す

（奥書）于時寛政五年十一月廿二日吉川大先生御先祖書拜寫　願先生邸署紙を給ひける於書院御直書寫し本家へ送ものならし

隱居 道敎

奥州熊野惣社神主

鈴木大和守貴丈

内容は吉川家遠祖佐々木源藏廣直より吉川從安に至るまでの系譜にして吉川氏歷代の諸關係を知るに不可缺のもの。但惟足以前の記述に於ては必ずしも明確とは言へない。

四 本所道義沼屋敷鎭守之記　（寫本一卷、東京市無窮會所藏）

或は本所道義沼屋敷鎭守神明宮之記とも作る。無窮會所藏本の奥書には

寳永五年子正月

天兒屋命五十五代的傳

神祇道唯受一人

吉川源十郎從長謹書

とあり。その內容は惟足が幕府より拜領せる本所道義沼屋敷の鎭守神明宮の由緒を說明するを目的とするが、惟足の傳記を補ふに足る記載を少しとしない。卽ち東京市松林亘氏所藏の同本には鎭守「神明宮」の三字を加ふ。

五　神學承傳記（續群書類從第一神祇部所收）

惟足が吉田神道の傳授を受けたる原由より、その一系の略傳である。無窮會の所藏本は、題名を神學道續記となし、吉川從長の奥書を載せてある。日本敎育文庫所收の「神學承傳記」には岡田磐齋の作る所としてあるが、先きの奥書並びに前記本所道義沼屋敷鎭守之記と文章の一致するものの多きを以て、吉川從長の作と斷定するも不可なきものと考へられる。

六　視吾堂先生行狀

惟足の傳記書の中で最も詳細且流布の廣汎なるものであつて、寫本二卷乃至三卷に作り、その名稱も頭記の外に吉川惟足翁傳(無窮會所藏本)視吾堂傳記(國學者傳記集成に所收)等、書寫人の便宜に名付けて一定してゐない。著者は吉川從長となすもの(北川親政氏所藏本)あれども、從來傳へられる如く吉川從長を主とせる惟足門人の合作と推定することが穩當であらう。昭和十一年羽倉敬尙氏所藏本によつて校訂刊行せられしものあり。

七 視吾靈神行狀拔書　(寫本一卷、福島縣相馬郡佐藤政博氏所藏)

作者不明。漢文にて書かれ、德川賴宣との關係より始めて、保科正之、稻葉正則、前田綱紀等の諸大名との關係を主として書いた所の傳記である。日新館志(卷之二十)に「視吾靈社行狀」一卷とて與書に「中野義彥撰、北川正種侍於視吾左右、故以國字記其言行、自跋云欲以其嘉言善行傳之中華也、故譯爲漢文焉、伊波八重平三太郎彥序之」とあるもの、之であらうか。

八 吉川惟足翁理歷(幽子先生御狀拔書)　(寫本一卷、福島縣大沼郡初瀨川俊夫氏所藏)

作者不明。惟足の生涯に於ける逸話、或特記すべき事項等を箇條に分けて記せるものである。特に保科正之との關係に於て詳細である所より前書と共に會津地方に於て特に行はれたものと推測される。

九　吉川視吾傳　（五弓久安著「事實文編」所收）

十　吉川惟足翁傳　（木村高敦著「續武家閑談記」所收）

延享二乙巳閏十二月朔旦岡田宗碩の記して「右惟足翁傳ハ予所持之續武家閑談記ニ見ヘタリ仍書拔之者也」とある。

右の外に「新蘆面命」（三十幅第二所收、保井春海の日記にて門人筆記中にあり）「ねなはの草紙」（三十幅第一所收多田義俊著）「白石先生紳書」「歌林一枝」（日本歌論全集所收南龍子著）「遠碧軒記」（黑川玄逸著、延寶三年乙卯弘文學士林叟の序あり）等にも略傳を載せてゐる。

さて、吉川惟足の傳記を知る資料として前記の如きものがあるが、以下先づ之等によつて惟足の神道學者として世に出づるに至るまで、その神道的意識の發展に主たる關心を注ぎつゝ、惟足の傳記を顧みる事とする。

吉川惟足は元和二年二月二十八日辰刻江戸日本橋に生れた。幼名千代松、後、元成と稱し、改めて惟足と言ひ、更に承應二年九月、萩原兼從の從の字を許されて從時と改めた。通稱五郎左衞門、鎌倉山の內甘露井の邊に隱棲せしよりその寓居の名視吾堂をそのまゝ別號として父の號を相山隱士と言ひ、隱居して幽子と稱した。姓は宇多源氏佐々木源三廣直の嫡流で曾祖父源藏が文明の末年近江國野洲郡を領し吉川村に住してより吉川を以て氏とした。祖父源次郎廣末は小田原天正の陣に德川家康の軍門に屬して討死した。時に父廣元は猶幼く、和泉堺に人となり、壯年に及び亡父廣末の軍功を賴みて關東に來り朽木牧齋の家に因りて仕を求めたが達せずして不運の內に歿した(二)。

時に惟足は齡漸く九歲、母は之が扶養の資力なく、商家に托して泉南に歸つた。かくて惟足は慶安二年、三十四歲にして江戸の地を捨て鎌倉山に隱棲する迄の少壯最も多感なる時代を商賈として過した。而してこの隱棲こそは實に惟足の神道家たるの志向を決定する上に重大契機となつたものである。然しながら之等の傳記書がすべて惟足の神道家としての輝かしき後半生を記すを目的としてゐ

るが爲めに、その基礎ともなり學問の經歷とも語るべき前半生の記述に至つては最も詳細を缺いてゐる所であり、從つてこの隱棲の原因等については未だ的確に語られたものを發見することが出來ない。仍て今僅かに散見する資料に依てこの原因を推定することは、やがて惟足の人となりを知る上にも役立つことゝ考へる。

一　惟足はその少青年時代に於て多くの家庭的に不幸なる事件に遭遇してゐる。惟足の父廣之は武家に仕官の目的を以て江戶に下り、同族朽木牧齋をたよりしも未だその目的を達せずして惟足九歲の時不遇の裡に世を去り、又母は遠く泉南に歸つて孤となり商人の家に養はれて人となつた、而も十九歲の冬にはその養父さへも亡ふの悲境に遭遇してゐる。年少多感なる時代に相重なるかくの如き家庭的に不幸な出來事の相次いだことは家庭生活がその生活の殆んど總てゞある商人の子としての惟足の心を傷ましめることが大きかつたであらう。その事は又惟足が精神的な思索に志を向ける遠因ともなつたものであることは考へられる事であらう。

二　吉川家之系譜に據れば、母が泉南に去るに及んで惟足に言殘した教戒として次のことが載せてある。即ち

「其方儀幼年には候へ共今年始九歳に相成候間我申□候趣必忘間敷候、其方父は江州一郡の城主ニ而(中略)悲哉懸□天地を失關東に浪客、其方儀養育難成(中略)遠別嘗對面難成候、乍去榮枯は武士の常ニ有之、古今盛衰は人生の定理に候、更不可悔、能養父母に事へ家產大切ニ致、無賤者時節有之候ハ祖考之名□も相顯可申と申(中略)、泉南に離去仕候(中略)、元來元成商穢に相續仕候儀意ニ不應候得共、母之教戒不忘商穢ニ更□家產大切ニ相守罷成候所云々」

とあるもので、これに依れば惟足が少年時代よりその武士の出であることを意識してゐたことは、武士が社會の最上層と考へられ而も商人が最下位とせられた所謂士農工商の別の甚しき、必ずや商賈としての境涯に慊らなさを感ぜしめたことは首肯するに難くない。(三)　而も孝養篤き惟足にとつて、(四)商賈として努むべきを諭した母の教戒は常に腦裡を離れず、現狀維持と現狀打破との心の內に於ける軋轢は、その苦惱に堪へぬ所であつたであらう。

三惟足は幼時より身體虚弱にして殊にその胃腸の疾病は常に食に苦しめた[二]この事は又迂愚ならざりし惟足をして商業の打算より寧ろ思索的逍遙への傾向を與へる一原因となつたであらう[五]而も飽く迄養生を守りて、その身を完全なる健康體に至らしめたことは、徒らに運命の傀儡たらざる志操の堅固と忍耐力の大とを物語るものである。その養生訓に曰く、

養生は道に入の門なり。忠孝も無病ならざれは行ひかたし。仕を缺き親を枕にして煩ひあるさへあなるに、をうかに身をもすさひてさからめる、父母に先たちぬるは不幸の至りなり[六]

四惟足は早くより學問を好み、殊に歌道に心を潜めた。殊に視吾堂先生行狀に云ふ所、十六歳の暮春一首を綴つて偶、下向した中納言六條有澄に依つて點削を得たことは歌道に對する愛着と自信とに一層の拍車をかけたものである。

かく家庭的な不遇と病弱な身體とから來る精神的な壓迫感と、武門に出でた出自に對する執着而してその不遇のなかに偶、歌道に於いて自己の才を延はし得る希望のひらめきを得て、惟足の心にこの境遇蟬脱の願望を抱かしめ、詠歌自在の境

地若しくは宗教的憧憬のなかに導いて行つた事はあり得べき事であつた。苦悩と憧憬とが相剋し、而してその相剋が誠實であり、強烈であれば、ある程、宗教的な、或は出世間的な願望にひた向はしめることは、蓋し極めてあり得べき事であつた。

かくて惟足は三十四歳にして長いこの相剋の深刻化の結果として遂に隠棲を決意するに至つたのであらう。その時「親屬泪を滴ての諫めにもかゝはらず累年の志おもひとゝまるへきにあらす」として

いとへ唯みかく鏡にともすればかゝるや塵の浮世なるらん

の一首を殘して妻子を引具し惟足は鎌倉山に隠棲したのである。(七)

こゝに於て惟足は鎌倉金峯山の麓に草庵をしつらへ、常に戸ざし、心を澄して學問殊に歌道の修得に潜心した。時折は母の安否を問ふ爲めに遙か泉南に上り歸途には京都に立寄つて堂上の家に和歌を學んだこともあつたやうである。然し定つた師について研究を進めたといふわけではない。心の赴くまゝに古書を讀み和歌を詠じた。惟足が後年藤原定家の詠歌大概に意を得る所あつた事よりしても、(八)その詠歌大概に

和歌に師なし。只舊歌を以て師とす。心を古風に染めて詞を先達に習はんには、誰の人か之を詠ぜざらん。

とあるのこそは、當時の惟足の心境を代言するものであつたであらう。

併し乍ら、かくの如き鎌倉山の生活に一生を終へしめたならば惟足も遂に一操觚者として世人の耳目を欹たしめるに至らなかつたに違ひない。然るに惟足はこの狀態に甘じなかつた。

長く苦惱と戰ひ今や家業を捨てゝ一朝隱棲を決意するほどの烈しい情熱を持つてゐた惟足をして、單に逍遙自適の歌人に終らしめず、その歌道の研究にやがてその堂奧を希ひ、而して歌道の研究が古典の研究を志向せしめ、更に古道の研究に進ましめるの事は、多く他の人に於ても見られた所であつた如く、惟足の情熱は歌道から古典へ、更に古典を通じて神道へと向つたと見るべきである。ましてや、彼の人間的な苦惱よりして宗教的な志向の既に早く心に萌してゐた事を思へば、かかる過程を想像する事は無理ではない。[九]

先生常に倭書を見るに、神代卷、中臣祓に至りて文意更に會得し難し。其傳來

の人を尋ね侍れども其人を得ず。其頃駿河國淺間社人千倉といへる者年禮に下りて侍りしを、人の所望に依りて中臣祓を讀侍事程に往て聞侍るに書面敢てほどけず。私設の愚案著しければ重ねては往かずなりぬ。とかく道行程に、或人京吉田の萩原家我國の道の正統傳へおはしぬ云々

と視吾堂先生行狀にある事は、鎌倉閑居中既に惟足は歌道から古典を通じて、更に神道に向つてゐた事を示すに足りよう。この過程は當時の歌壇の特質を理解することに依てその理由あることが更によく首肯されるであらう。

當時の歌壇は佐々木信綱博士の高說に從へば、[一〇]中世の第三期即ち細川幽齋出でて二條家の歌學を再興してその道統を堂上地下に普及せしめた影響下にあり、殊に德川家康の斯道奬勵は益歌道をして隆盛に向はしめた。[一一]而も所謂自由檢討の近世歌學は未だ萠芽を表はさず古今傳授の最も盛に行はれた時代である。烏丸資慶の聞書に

歌の道尤も卑下すべけれとも武士の之等の家に生れ公家の歌の家に生れし一樣のわけなければ卑下せぬなり

と言つてゐる如くに、[一二]歌道の傳統は京都縉紳の宮廷深く武士の弓馬に對するが如き熱意を以て守られてゐたこと、その傳統を守る熱意の强烈さはかの中院通茂が德川綱吉の所望にも拘らず「和歌堪能の人ならでは御傳授成がたきよし」申述べて拒絶せる一事により將軍の威を以てして猶許さざる態度からしても分明である。[一三]而も之に對する渇仰は獨り公家の一部に止らず凡そ和歌に關心を持つあらゆる人の目標となつてゐたことは、戴恩記にある遙か能登の國より之を求めて上京したる佐藤某の逸事を以てしても察するに足るべく、[一四]又安齋隨筆に「古今傳授大極祕事とせられて……傳授を受けざれば歌よみに非ずといふなるべし」とまで揚言されたことに依ても想像に難くない。而も、かく競望され渇仰された古今傳授が神道に深い關係を持つたものであることは、その一項に「此一ヶ條は古今傳授の大括にして別して大切のこと也」とて「古今傳授の大切にして重きことをしたゝめんかためのヶ條なり」と言はれて、特に重要なる意義ありとせられた。

歌道者王道、王道者神道之口決

の條があつて、之によつても察する事が出來る。[一五]

卽ち、改めて說く迄もなく、古今傳授は曾て慶長五年、細川幽齋が田邊城に石田三成の兵に攻められて苦戰に陷りし際、彼の傳へたる傳授の絕えん事を以て、後陽成天皇の宸襟を惱ませ奉りし事の如く重んぜられ、そこでは歌道そのものが

　往昔神代の末より人代の始に至るまで此道を以天子授受し玉ひて僅の御傳授あり

となす傳統的觀念を形成し、伊弉諾尊の橿原に於ける興言を根本歌となし、素盞嗚尊の「八雲立出雲」の歌を八雲の神詠と稱へて「三十一文字和風のおこり」となし、此哥道は陰陽相合し天地分解して萬物生々の道也」と解して「今皇らぎ哥道を以て行とし玉ふことも神代の元の法也」となしてゐる。次に王道に附いては特に之を「きみのみち」と訓じて支那の王道思想と區別し

　わが國のきみのみちといふはあめつちひらけてより以來曲玉の慈悲の御心を以て天下萬民を憐み玉ふ御心がきみのみち也。其きみは一脈相續のきみにて天命常なしなどいふやうなる理は曾て以てなきことと異國相應のことにてわか國にては不埒也

と云ひ、萬世一系の皇道が卽ち「きみのみち」こゝに言ふ王道であるとし、更に神道に關しては

天照大神帝道を基業し玉ひ神々相受、人皇百王まで受つぎ玉ふところのわが國の治りの道が神道也

と說明してゐる。かくて古今傳授に於て論ぜられる歌道王道神道とは未だ徹底した議論を求めることは出來ないが、何れも萬代不易の皇道に立脚することに於て一致するものであり、その根據となる所のものは等しく日本紀神代卷であつた。「其譯委く神代卷に見たり」となして、歌道の修學は神代卷を學ぶことに依てその根本を理解され、而もそれは傳來の神道を修得することなくしてなされることは不可能であつたわけである。かくの如く、古今傳授こそは、當時歌壇に於て最も尊嚴なる傳統意識のもとに重んぜられ、渴仰されたものであるが、而もその根柢に於て古典に通じ、神道の傳統を歌道のなかに寓してゐたのである。

次に、惟足の神道を傳授した萩原兼從について、その詳細は別に後記するつもりであるが、この兼從の歌道に於ける地位又は關係に關して考へて置くべきであら

う。即ち、古今傳授を中心として考へるに白石先生紳書に「萩原家に傳授の古今傳有」といひ、惟足も後年「八雲神詠、古今ノ傳授吉田ヨリシテ相傳アルコトゾ、古萩原兼從法皇様バカリヘ傳授ナサレタト也、唯受一人ノ口決トミヘタリ、兼延ヨリ定家ヘ相傳トイヘリ」と言つてゐるが(二六)、未だ兼從の古今傳授を有したる確證を得ることは出來ない。併し左に示す系圖はその家の歌道の家と密接なる關係にあつた事を物語るに充分である。(二七)

幽川幽齋
- 烏丸光廣—光賢—資慶
- 智仁親王—後水尾院—飛鳥井雅章—女
- 木下長嘯子…
- 忠興…女
  - 吉田兼治…兼從—兼種・員從…兼連
  - 兼英—兼起
- 中院通勝…○…女

(罫線は古今傳授の系統
點線は血緣を示す)

今この系圖に表はれた諸家と古今傳授との關係を「二十一代集後談」(二八)を引いて說明

すれば

玄旨法印(細川幽齋)は三光院實枝公の弟子。也足(中院通勝)は初は三光院の御弟子、後玄旨弟子となる。光廣玄旨の弟子、通村は父也足の跡をつぐ。―中略―後水尾院初は近衞關白信尹に習ひ給ふ。其後は八條宮智仁親王より古今御傳授―中略―雅章は初より後水尾院の御弟子、資慶、弘資初は通村の御弟子也、通茂もおなしく御弟子なり。―中略―この時節に雅章卿も古今御傳授す。其後勅諚ありて新院(後西院)古今御傳授の時、資慶、弘資、通茂の三卿、同時に古今御傳授成就せり云々

とありて、彼此相併考するに、兼從が神道に於てのみならず歌道に於ても特殊なる地位にあり、造稽必ずや深く、曾て古今傳授があつたと考へても過言ではない程の家柄にあつたことが察せられる。

かくの如く觀來れば、歌道の研鑽が究極して神道の研究にまで押し進めらるべき十分なる理由の存してゐたことが分明とならう。

即ち、神代卷惟足抄によれば「歌道ハ神道ヲ本トスル也、然レトモ今世ニナレハ其

道ヲ失フ」と惟足自身後に述べてゐるが、〔一九〕歌道から追究して神道に對する志向を啓發され、やがてその志向が熱を帶び、專ら神道の研究に入つて行つたのが惟足の過程であつたのであらう。この間勿論惟足自身の前述の如き家庭的精神的環境から得た宗教的性格がその推進力となつたであらう事は想像されるに足る。

かくの如くにして、惟足は鎌倉に隱棲中既にして和歌の研究から古典に入り神道に對する熱意も起りつゝあつたのであるが、行狀に所謂常に倭書を見るに神代卷中臣祓に至りては文意更に會得し難きを憾みとし、切に「傳來の人」を求めてゐたときに、偶〻京都吉田に萩原兼從のある事を聞いたのであつた。而して切望遂に止み難く、一旦家業を置いて隱棲歌道に向つた吉川惟足は、承應二年秋九月時に年三十九歲にして上京修道を決意し大德寺玉林庵を旅宿として萩原兼從の門を叩いたのである。〔二〇〕併し當時殷賑を極めた兼從の門は、一介の隱士の訪れには、固く閉されて開くべくもなかつた。然るに惟足の熱意は

哀れ知れ九重までも辿り來て御垣の外に歎くわが身を

神の道知るべばかりにくれはとりあやしと人の何思ふらん

の二首が兼從の認むる所となり遂に入門を許さるゝに至つた。今始めて兼從に面接敎を乞ひし時の狀景を見るに

萩原ぬし童子に扶けられて出でゝまみえおはす。先生拜謝して、累年の不審を述べて條々を問ふ。萩原ぬし驚きて曰、未だ昔より汝の如き神書に精しき人を見ずと感じ給ひぬ。

とあり、初對面以て兼從をしてこの嘆稱の聲を洩らしめた惟足の意氣込は感ずべきものがあり、されぱこそ惟足に於ては、嘗むる辛酸も物の數ではなかつたであらう。先づ惟足は非常なる困苦缺乏と戰はねばならなかつた。卽ち惟足は元來一商賈として財產の見るべきものとてはなかつた。その唯一の資力は江戶日本橋の小屋を人に託して貸竈の便となすより他なき狀態にあつた。而もその貧窮も惟足にとつては何等の障害ともならなかつたことは、常に「資產絕ばいさぎよく飢えぬへし、疲疾におふて死にぬともおもへは悔る事もなし」と妻に語つてゐたと言はれ、明曆三年江戶大火に際し、唯一の資源の火燼に歸せし報にも机に向うて威儀少しも亂れなかつたと言ふ逸話に依ても察せられる。されぱかゝる貧窮にありて

も禮節を忘れず、常に「禮節は人情の本也又誠有時は必幣をなす、幣は誠の驗なり」と言ひ、師門を訪ふに幣物を忘れず、その態度は眞に恒誼なくして恒心あるものと言へた。更にその學究の努力に至ては「旅店に歸りては所聽の條令を記し、或はいまだあまなはざる所を深く工夫を費し、或は書をあかちて考え日を以て夜に續ぎ、終夜書を續み夙に起きて疏食を調へて吉田へ通ひ、故障なき時を伺ひ待て夫子の前に出づ」と言ふが如き、あらゆる努力を惜しまなかつた。而してこの萬難に挫けざる努力が結局「唯道一つの爲」であつたことこそ惟足が晩學にしてよく一家をなし得たことの所以に他ならないのである。

（一二）惟足の父祖に關しては確實な史料を欠く　今は吉川家之系譜や視吾堂先生行狀等によつて取つた

○廣直　源藏人皇五十九代宇多天皇苗裔佐々木源藏秀義之嫡流六角大膳大夫高賴始末之某子文明末近江國野洲郡吉川村ニ住佐々木ヲ改メ吉川ト稱ス永正壬申九年五月十七日五十三歲病死

家春　小次郎永祿十一年伊賀國石川ニ移住後天正三年七月更ニ江州下野郡石部ニ移住

廣末　源次郎幼ニシテ江州永源寺ニヤラル武勇人ニ優ル寺ヲ脫シ源藏之ヲ勘當ス天正十八年好忠ノ後見トシテ小田原陣ニ出陣慶長五年討死

好春　天正九年家康ヨリ青銅五十貫拜領
　　　關ヶ原出陣生歿年不詳半兵衞ト稱ス

好忠　半助天正三年生天正九年家康ニ見
　　　七歲天正十八年小田原本陣(十六歲)慶長五年關ヶ原討死

好正　大阪夏陣出陣
　　　半助女園女ノ婿

廣元　廣末末年ノ子寛永元年歿

惟足

從長

〔二〕 續武家閑談記に收むる翁傳によれば、「其頃九歳ノ稚子アリ母可落着手段ナケレハ金銀ヲ添テ彼子ヲ江府ノ商家ニアタヘ在所堺ヘ歸リケルカ、彼子ニ造(ツケ)ケルハ汝今商家ニ落魄スト云トモ元江州一郡主ノ骨孫ニシテ(中略)身貨殖ヲナシ賤者ニ下ルトモ武門タランコトヲ忘ルヘカラズト云ヘリ、彼孤其詞心ニ徹シ骨ニ銘シテ江府ノ中ニ年月ヲ送リケリ」と見え、商に從事して之を脫却せんとしてゐた事實を示し、果して何處まで事實であつたかは斷定出來ぬとしても蓋し心左樣であつたのであらうかと思はれる。

〔三〕 惟足の孝養に篤かつた事は多くの逸話として傳へられてゐる、今視吾堂先生行狀より一例を擧げれば、「十歲の冬母なんあつしう侍りぬ、嬰兒の心にこよなく是をいたみて、家のほとりに螞と云ものを丘のごとく積る有先生天に仰ぎ地に臥して母の病をこたりなきことを誓ふ、あしに草鞋を不着日ごとに彼丘陵に登りていさちて泣く、裳を血に染れともかへりみす」云々とある。

〔四〕 視吾堂先生行狀下卷先生幼より脾胃虛弱にして屢々食に傷らる。二十四歲の時、人の謂へらくかくのごとく身體虛弱にては何れの道に志すと云ふとも遂げ難し、今より食事を定め養生なすべ

しと云ひて朝夕の飯の量を二盛づゝに定めこれを過すことなし」云々と。

〔五〕 吉川家之系譜によれば十九歳の時、養父病死仕候ニ付家産は家來に任置散人と相成とあり。

〔六〕 視吾堂先生行狀下卷

〔七〕 同右

〔八〕 吉川惟足の「神道大意註」(神道叢說所收)に、「大意は大學、大綱の心、定家卿和歌の心をすべて解し、詠歌大學と號けり、此大學是に叶云々」とあるよりして、定家の詠歌大學に深く注目してゐたことが知られる。

〔九〕 上田誠一氏は、「吉川惟足の神道說」に於て、「白石先生紳書に、吉川惟足もと歌道の嗜ありしものにして強ちに神祇道を以て家となすべき志にあらず、萩原家に傳授の古今傳ありと聞きて兼從の寓居せる時往來して和歌の道を學び始めて和歌の神代より本づける事を知りて神書の奧儀をも傳へたるなり」と云ふと、翁草に「翁始めは和歌に心を寄せ是に晝夜を委ねたりしが和歌の修行には我國の神道を知らざれば叶はずとなして、吉田家の神道傳授のために都に登りたり」と云ふを擧げ、此傳の實に當れるや否やを明かにするを得ずとなすも云々」と說かれてゐるが、兼從を訪うたときも惟足の心始め必ずしも直に神道になかつたとするは強辯であるとするも、始めは歌道に心あり、それがやがてかく古典神道に向はしめその求道心の深まつて、遂に兼從を訪ふに至りし事と解する事は恐らく自然であると思はれる。

〔一〇〕 日本歌學史　九頁參照

〔一一〕 德川實紀(新訂增補國史大系本)第二編五七頁參照

〔一二〕 帝國圖書館所藏　以下特に註せざるは之による。

好春　天正九年家康ヨリ青銅五十貫拜領
　　　關ケ原出陣生歿年不詳半兵衛ト稱ス
　├好忠　半助天正三年生天正九年家康ニ見
　│　　　七歲天正十八年小田原本陣(十六歲)慶長五年關ケ原討死
　└好正　大阪夏陣出陣
　　　　　半助女園女ノ婿
　　　廣元　廣末末年ノ子寛永元年歿
　　　　　└惟足──從長

〔二〕續武家閑談記に收むる翁傳によれば「其頃九歲ノ稚子アリ母可落着手段ナケレハ金銀ヲ添テ彼子ノ江府ノ商家ニアタヘ在所堺ヘ歸リケルカ、彼子ニ遺ケルハ汝今商家ニ落魄ストヘトモ元江州一郡主ノ曾孫ニシテ(中略)身貨殖ヲナシ賤者ニ下ルトモ武門タランコトヲ忘ルベカラズト云ヘリ、彼孤其詞心ニ徹シ骨ニ銘シテ江府ノ中ニ年月ヲ送リケリ」と見え、商に從事して之を脫却せんとしてゐた事實を示し、果して何處まで事實であつたかは斷定出來ぬとしても蓋し心左樣であつたのであらうかと思はれる。

〔三〕惟足の孝養に篤かつた事は多くの逸話として傳へられてゐる、今視吾堂先生行狀より一例を擧げれば、「十歲の冬母なんあつしう侍りぬ、嬰兒の心にこよなく是をいたみて、家のほとりに蟻と云ものを丘のごとく積る有先生天に仰ぎ地に臥して母の病をこたりなきことを誓ふ、あしに草鞋を不著日ことに彼丘陵に登りていさちて泣く、裳を血に染れともかへりみす」云々とある。

〔四〕視吾堂先生行狀下卷先生幼より脾胃虛弱にして屢々食に傷らる。二十四歲の時、人の謂へらくかくのごとく身體虛弱にては何れの道に志すと云ふとも遂げ難し、今より食事を定め養生なすべ

し」と云ひて朝夕の飯の量を二盛づゝに定めこれを過すことなし」云々と。

〔五〕吉川家之系譜によれば十九歳の時養父病死仕候ニ付家產は家來に任置散人と相成とあり。

〔六〕視吾堂先生行狀下巻

〔七〕同右

〔八〕吉川惟足の「神道大意註」(神道叢書所收)に、「大意は大槃、大綱の心、定家卿和歌の心をすべて解し、詠歌大槃と號けり、此大槃是に叶云々」とあるよりして、定家の詠歌大槃に深く注目してゐたことが知られる。

〔九〕土田誠一氏は「吉川惟足の神道說」に於て、「白石先生紳書に、吉川惟足もと歌道の嗜ありしものにして強ちに神祇道を以て家となすべき志にあらず、萩原家に傳授の古今傳ありと聞きて兼從の蟄居せる時往來して和歌の道を學び始めて和歌の神代より本づける事を知りて神書の奧儀をも傳へたるなり」と云ふと、翁草に「翁始めは和歌に心を寄せ是に晝夜を委ねたりしが和歌の修行には我國の神道を知らざれば叶はずとなして、吉川家の神道傳授のために都に登りたり」と云ふを舉げ、此傳の實に當れるや否やを明かにするを得ずとなすも云々」と說かれてゐるが、兼從を訪うたとき惟足の心始め必ずしも直に神道になかつたとするは強辯であるとするも、始めは歌道に心あり、それがやがてかく古典神道に向はしめその求道心の深まつて、遂に兼從を訪ふに至りし事と解する事は恐らく自然であると思はれる。

〔一〇〕日本歌學史　九頁參照

〔一一〕德川實紀(新訂增補國史大系本)第二編五七頁參照

〔一二〕帝國圖書館所藏　以下特に註せざるは之による。

〔一三〕　譚海一

〔一四〕　戴恩記に云ふ「稱名院殿は惣別人を撰みて道を傳へ給ふ。ある時能登より伊藤といふ者古今を望みければども御承引なかりしに云々」

〔一五〕　帝國圖書館に所藏せられる古今傳授奥秘に「二條家古今傳授目錄」としてあるもの次の如くである。

二條家古今傳授目錄

一、古今題號之奥秘　口決

一、大和歌幷國號　口決

一、八雲神詠反歌　口決

一、六種之儀甚深　口傳

一、六人歌仙勝劣極秘　口決

一、天皇御卽位古今御傳授之大秘　口傳

一、假字序惣體　口決

一、歌道者王道王道者神道之口決

右八箇之大事古今傳授也從中院前大臣通茂公附屬（以下略ス）

〔一六〕　神代卷惟足講說（內閣文庫所藏）

奥書に

寬文十一壬子年自四月廿二日至六月八日於吉田吉萩原兼從殿門人惟足講說予一坐不闕聽聞畢

津田松隣

清茂按右之中爲首書曰或書人曰者、蓋不必惟足講談之旨、後日以他說考加之乎、

奥書ニ云

此抄本紙者寶永五年内裏炎上之時、燒失寫本、此一本也、更無類本、尤可秘藏者也、

右京權大夫賀茂清茂判

此書九鬼從五位隆都之所藏也、予與隆都交友素篤、今茲從東京歸藩之時、親訪九鬼氏借來摹寫以藏筐裏云爾

明治二季乙巳冬十二月　　本莊從四位藤原宗秀

とあるが詳しくは後章を見られたし。

〔一七〕吉田家、細川家、烏丸家各系圖、佐藤家文書、日本歌學史附錄系圖等參考。木下長嘯子と兼從については視吾堂先生行狀中卷に本文系圖記載の如き關係を述べたれども、同じ關係を他本に見ず依て今は之を記して後の考證を待つ。

〔一八〕今この原本見當らず、依て佐々木信綱博士著日本歌學史附錄中世歌道々統系譜を以て抄錄するに左の如し

細川幽齋
- 中院通勝 ─ 通村
- 智仁親王 ─ 後水尾院 ─ 飛鳥井雅章
- 烏丸光廣 ─ 光賢 ─ 資慶

〔一九〕奉山集所收惟足の傳にも「惟足以歌自樂、後自以爲詠歌者、不知神道無其本焉」と書かれてゐるがこれもこゝに想起されてよい。

〔二〇〕主として視吾堂先生行狀による。

## 第二節　當代吉田神道の狀況

かくして吉田神道の傳授の所持者萩原兼從の門に入つた吉川惟足は、やがて攷、他學遂にその蘊を極め秘傳を受けて當代隨一の神道學者として立ち更に所謂吉川神道を形成するやうになるのであるが、暫らく當代吉田神道の狀況を囘顧して理解のための資とする。

吉田神道の大成者は、言ふまでもなく吉田兼俱である。兼俱は永正八年二月、七十五歲の長壽を以て薨じてゐる。吉田家は元來卜部の出であつて、その先は龜卜を以て朝廷に仕へたものであるが、太平記に既に「日本紀の家」と稱せられた如く、古事記最古の註釋と言ふべき「古事記裏書」の著者兼文、「釋日本紀」を著はした「豐葦原神風和記」を著はした慈遍等の有數な學者を輩出した學問の家柄として優れた傳統に培はれ、その惠まれた長き生涯を室町末期殊に應仁亂後の混亂せる時代に處し、その才智を縱橫に活躍させて吉田神道の基礎を作つたことは、神道史上特筆すべ

きことゝして既に說かるゝ所である。その事業は概略二方面から見ることが出來る。一は吉田神道敎義の集成であり、他は神道行事の制定である。

兼俱の神道說は數有る著述の內「唯一神道名法要集」(本書は卜部兼延の著となすも先輩の指摘せらるゝ所に從ひ兼俱の著とす)「神道大意」(河野博士著「神道大意」に從ひ兼俱の著とす)の二著に依て大要を知ることが出來る。その大要は、從來の神道を「本迹緣起神道」「兩部習合神道」の二種類とし、自ら唱導する神道は、儒佛二敎を神道の下に隷屬せしめるとする所謂根葉華實論を以て(一)「元本宗源神道」となし、謂はゞ神道哲學を開拓して、更に顯露敎と隱幽敎に分けて、顯露敎は三部本書を所據とし太元宮を中心となし、隱幽敎は三部神經を所據として宗源殿を中心とし(二)、而してこの宗源殿に於て實は神道護摩、宗源行事、十八神道の三科行事、神道灌頂、神道加持等の佛敎的修法行事を取入れ施して異としなかつた。(三)加ふるにその才幹は巧みに公家殿上人の間に交遊して布敎し、その興隆發展を劃策した。才智の赴くところ、その弘布手段に於ては齋場所の建立、系譜、官職の僞飾をも敢てするに至り、更に延德六年十月十六日に伊勢兩宮の神靈齋場所上宮に降臨し給ふとの謀計の大罪を

も犯すに至つてゐる。この非望は當然南宮神官の强抗に失敗したけれども、その他の手段は多くは子孫に依つて繼承發展せられ、かくて近世に至つては、全國的に宗源行事の護摩の煙が立上るの狀況を示し、その勢力は遂に全國の神職を支配するに至り、神祇伯白川家の權威をも凌駕するに至つてゐる。たとへば神道叢說所收の神道正統記に、

天兒屋命の太諄辭を相承して、長日のねぎごと怠らざる勅を蒙れり。かゝるためしも千早振神代の風の吹つたへける吉田家なるが故にこそ。御手形宣翰をはじめとして、神祇道の管領、南座勾當の定旨、諸社神主祠官の事、可爲進止の勅定、天下諸神社執奏の事等、神道行事條々已下、殊に諸社勸請靈符、神祇道諸事、依爲神祇管領、古來一身の進退也云々

と揚言せられたるに依ても、その盛なる勢力は想像するに難くない。[二]

この間、吉田神道としても多くの問題を經驗せざるを得なかつたこと勿論であるが、特にこゝに吉川神道を論ずるに當り、直接考へなければならないのは、近世初期の吉田神道の代表者殊に吉川惟足の神道の師である萩原兼從の人物並にその

行績又それに關連して兼從の養父兼見の事についてであつて、以下簡單に言及しよう。

萩原兼從は、吉田兼治の長子に生れた。「萩原ぬし人となり敏く明らかにして物に私なし」とは視吾堂行狀に於て彼を賞揚する所であるが、その幼時に關しては詳でない。萩原氏系圖に依れば

萩原兼從　慶長十三、十一、十叙從五下十九歳
祖父兼見卿爲養子
豐國社々務職
萬治三、八、十三、卒、七十三

と記されてゐる。この系圖にも特筆されてゐる如く、兼從を考へる時、直ちに連關して考へられる問題は、その豐國社との關係である。豐國社が、不世出の英雄豐臣秀吉を祀れることとは言ふ迄もなく、而も慶長四年その創立に當つては、兼從の養父兼見その弟梵舜の、事に參劃して活躍したことも言を俟たない

豐國社は、兼見兄弟の參劃するに及んで急速に具體化し、秀吉の薨じた慶長三年

の翌年四月十六日には早くも假遷宮を執行するに至り、更に十八日に及んで、兼見、兼治父子に依り、吉田神道に於ける宗源行事の法式に準據して正遷宮の式典が行はれてゐる。

兼從の豐國社への關係は今鈴鹿家に傳はる同家の記錄に依るに、[五]慶長四年九月五日の條に

兼見豐國ヱ陰居被仰付、則兼賴(兼從)豐國へ御スワリ被遊候

とあり、更に飯田忠彥の「野史」に

當剏建豐國社、兼從補社務職、家稱萩原

とあるのを考へ合せる時、兼從が豐國社務職に補せられたのはその吉田家を出て萩原家を起した時と同時であり、先に示せる歿年より逆算して年齒僅かに十歲の少年の時であつたことがわかる。當時豐國社の社務職たる事が、如何に神職界僥望の的であつたかは、同記錄同日の條につゞいて

方々ヨリ御使左近私表へ挨拶ニ出、上賀茂、稻荷、下鴨、豐國祝望中、京中ノ諸社家禰宜ヲ望參

とあつて、之等從來上格とせられてゐた神社の社家が、競つて豐國社の祝禰宜たらんことを希望した事例を以てしても推察するに難くない。

然し乍らこゝに注意すべきことは兼從が吉田家を出て萩原家を起したことも又神職として榮位である豐國社社務職に補せられたことも、兩つながら兼從の意志に依たものでないことである。然らば、自ら進んで僅か十歳の幼い孫である兼從を養子に迎へ、此の榮位に就けさせた兼見とは如何なる人物であり、又之は何故であつたか。

兼見は、慶長十五年、七十六歳を以て薨じ、その全生涯を、戰國の治亂興亡の激烈なる時代に處し、而も、織田信長、明智光秀、豐臣秀吉と相次ぐ錚々たる武將の間を巧みに立振舞つて、吉田神道を着々隆盛に導いた政治的手腕は、兼倶のそれにも比すべく、吉田神道史上、その功勞者の一人として人後に落ちぬ花々しさがあつた。上は、後陽成天皇の御前に、日本紀、中臣祓を講じ參らせ、慶長三年には從二位に叙せられてゐる。而してその政治的活躍は、豐國社の創立への參劃並びに之の遂行に依て最も具體的に示されてゐる。

かくの如く俊敏なる兼見によつて僅か十歳にして嘱目された事は兼従の幼にして才氣人に優れたものゝあつたことを裏書きするに充分であり、又兼従の學問も兼見に依て成長せしめられたものであることを示すものである。併し乍ら、さしも隆昌を極めた豐國社も、時移りて天下の政權は再轉德川氏の掌握する所となり、豐臣氏の滅亡と共に廢絶の運命に立至らなければならなかつた。

後豐國社廢。或謂兼従呪咀東府。兼従爲細川幽齋外孫。故幽齋子忠興請幕府。附屬其豐後日田地千石于兼従以列臣籍。

と野史にある如く職位を失つた兼従は、その義弟たる細川忠興の好意に依りて、僅かに封を止められずして德川氏の臣籍に列なり、萩原の家をそのまゝに吉田家の後見として餘後を送つたものである。而して、兼従に代つた弟の兼英は病弱任に堪へず、爲に兼従は老いて益々重きをなさなければならなかつた。更に又神道家としての兼従の勢望は德川時代に入り學問の一般的な振興に伴ひ一段と高まり、歌道に於けると共に、神道に於ても富小路賴直に「神道口傳抄」を授け、西園寺實晴に至つては吉田神道教義に於て、突き進んだ意見を洩らしてその教示を受けてゐる

〔六〕こと等に依ても公家との間に一層深密な關係が確實にせられる譯であるが、こゝで特に考ふるべきは、武家との關係殊に水戸の德川賴房との關係に就てゞある。そしてそれは又義公に依て直接の基礎を固められた水戸學の神道的分野の開拓に基礎的な役割りを持つてゐることは注意すべきことである。

威公が神道研究に意を用ゐたことは主として林羅山の神儒一致思想の影響に依るものとされてゐる。然し乍ら羅山の理當心地神道說そのものが根本に於ては飽くまで儒教の王道思想に立脚するものである事は神道論としての不徹底を免れざるものであつた。そこに於て威公が直接神道の指導者として兼從を選んだことに意義がなければならない。兼從が威公に見出されて神道の指導に當つたのは、「視吾堂先生行狀」の明曆元年の事を叙したついでに「萩原いし曰、われ水戸黃門の佳招に由りて關東に赴く」としてその行路の追懷談を述べたることより推察して、豐國社の廢絶後明曆元年に至る間であると考へられる。享保三年水戸の神道家丸山可澄の編纂にかゝる「卜部遺編」の序文に依れば

威公崇敬神道。初萩原兼從門人伊澤相信左馬介松田如閑在京師。　公召之來

仕常侍讀

と記されてゐるが「松田如閑」に就ては、義公の神道集成編纂翼賛の功に依ても水戸學との交渉を知られ、且又兼從の高弟でもあり、威公に於ける神道の研究は兼從の指導が直接であつたことを思はしめ、更にこの序文によれば

「公招兼從於江府」其深秘蘊奥悉以面授、或親謄寫朱字參訂

とあれば、兼從に就き吉田神道の蘊奥を極めたとさへ言へるのである。

以上の考察に依て、兼從を神道家として、公武の等しく認むる所であつたことは推察出來よう。

然らばその學說に於て如何なるものを持つてゐたか。由來吉田神道は兼倶に依て大成せられてより、社會的に多くの活躍の跡を殘し着々その地步を强固にして行つたにも拘らず、思想的には發展の見るべきものがなかつたとは、從來屢〻言はれて來たことである。今一例を吉田神道教義の根本經典として最も尊重せられた「日本紀神代卷」の講義類の殘存せるものに依て之を伺つても、その後兼倶の講義が反覆寫され、後には「神代卷合解」として版に起されて定本化されてゐるのに依

て見てもその殆んど舊套墨守の狀況が考へられる。もつとも、消極的ではあつたけれども近世儒學の勃興は吉田神道敎義にも多少の生氣を注入してゐることを認めねばならない。今之を硏究するに注意すべき書物として「神道大意部類」を擧げることが出來る。この書の奥書を見るに

右者卜部氏家數世之神道大意部類之遂成一冊、以相授、後世門葉、尤可備神道龜鑑言爾

于時延寶六年三月十日　　北藤民部判

右一冊寶永七庚寅終夏三申日　　三枝益人今出河如雞

右一冊者以風水翁之本寫書之

延享元年六月九日　　河村秀興

と記されてゐる。卽ち尾張の學者天野信景の門人にして、書紀集解の著作を以て博學の聞え高き河村秀根の兄、河村秀興卽ち秀穎の書寫になるものである。(3)

由來「神道大意」は、吉田神道の大本を最も簡明に說明した書物として學者の重要

視したものであり、兼直、兼倶の著作として傳へられる二種類のものは、凡そ神道史上、吉田神道を說く上に常に言及される書物である。 然るにこゝに述べんとする「神道大意部類」は既に奥書に於て示せる如く、吉田家代々の神道大意を集大成したものであり、換言すれば、兼夏、兼敦、兼右、兼見の順に、各〻の神道大意が收錄され、猶ほ卷末に、右奥書につゞき、「右大意部類一冊初兼直之大意アリ、兼敦大意ノ次ニ兼倶ノ大意ヲ載右兩大意ハ世ニ類本多キユエ略之寫畢」と書加へられてゐる。

神道大意なる題名の有する一般的意義からしても、同名の書物は比較的多數を得ることが出來、江戶時代に至つては更に多くを得られるが、管見の及ぶ所、吉田神道に於て、傳兼直兼倶著の二書の他に神道大意の存することを知らないことは、考證の完全を期し得ない限り此書の內容をそのまゝ全面的に信用することの危險を感ぜしめるものである。 然し乍ら今この奥書に依て、この筆寫年代を延寶七年迄溯ることが出來、又その內容が吉田神道の學說を記せるものであることは一見明瞭であることからして、少くとも最後に掲げられて傳兼見著の神道大意を摘出して江戶時代初期に於ける吉田神道思想の一例證となすことは、不可なきもので

あらうと考へられる。〔七〕

## 神道大意

卜部兼見

夫天地陰陽乃氣和或和昇利或降里或盈知或縮天片時毛休叓無之隙常仁滿隙常仁虧天不齋寸須里知賀伊天萬物於變化之千品遠化生寸留處乃氣於起乎神止云布是卽神明也人間一切有情乃物於根中止之此有情和神精乃氣中仁有故仁內於傷波死寸一切非情屮木爾根外止云天神精乃氣外仁有故仁皮於剝波枯也其母虛成木和神氣內爾不根故不枯叓母有利唯人身毛空虛成加告之是母內仁不根故也人倫於初女鳥獸魚蟲草木金石爾至迄天地一元乃氣與里生寸天地全根萬物千品一體止云和是也一物止志天隙隙五行乃氣仁不須止云叓無之其內人倫於貴比天天地人乃三才仁列叓和人輪天地乃正道乃氣於得故也　神意和血氣乃聚處也故爾血氣乃衰陪神眞乃甲斐毛無支則邪氣虛爾應氐外與里入天祟於作事有利邪氣止和風寒暑溫煤熱等也狐狸梟乃類乃美邪氣止思布可須神慥成則邪氣毛八須神靈乃祟和無也殊爾神道爾波殺生波在乃美不可業寸鳥獸魚蟲乃類波神乃人民良賀食天治產計武者也波天地乃間爾化生奈佐令武其乃報恩乃爲爾神江献上須禮共神祇邪靈爾惣天鳥甲蟲乎

献留生波腐手忌氏鹽乾多晋手用由獸波肉腸手嫌氏皮角波奉留鳥波邪靈乃美備故祭乃物忌爾鳥獸乃肉波忌氏鹽乾多晋魚甲蟲乃類波食布也亦色慾乃道於必偏仁不可㆑戒寸天地和生成乃道乃絶叓於嫌也聖人作婚禮天其法於定米爲和合乃道廢時波子孫無之子孫無之子孫無遣不學第一多利先祖乃節絶則宗廟神於祭人毛無之最和合道和人倫乃態南連登母强天其法爲失時和吾一身手傷利家於破利國於亡寸基奈禮波神道爾背久神道止云和中於守流道也大過遣强忌也人倫太晋身仁神道於不㆑知波私欲乃雲仁蔽氣天心月必曇利一切萬般能災殃乃根元仁成流唯大奈留欲和男女道止飲食道止二仁有里大過不及無樣爾不斷所存爾有陪之天地萬物乃中仁於天人最貴之吾身體和父母遺體止天父母神於叓置流五體也其手吾體仁之天口食故身於傷利色欲爾身遣損則先神慮仁背支且和不孝仁母成利君仁不忠乃者止成也誠仁歎加志支義也此意大叓神道愼本矣

今その内容を考察するならば、先づ劈頭に於て、神の意義を規定し、

　夫天地陰陽乃氣和或和昇利或降里或盈知或縮天片時毛休叓無之云々

として、天地開闢より萬物變化の氣を神としてゐることは、兼倶が

神ト云ハ天地ノ元氣也。萬物ノ靈性也。衆生ノ心本也。故ニ天ニ在トキハ神ト云イ萬物ニ在トキハ靈ト云イ、人ニ在時ハ心ト云。一切ノ有情非情神明ノ變作ニアラスト云事ナシ（兼倶初代抄）。

と說いた所を逆說したに過ぎないが、兼見は有情非禮神明の變作なりといへども其內人倫於貴比天天地人乃三才仁列变利人輪天地乃正直於得故也

と揚言して、人は天地の正氣を受け天地人三才に列り並び動かざる優位を持することを說いてゐる。而して更に神道については、兼倶の

神道ハ再見スルトキハ則チ瀆ルト云フ、執着ノ心ヲ忘ムヲ謂フノ義ナリ ―中略― 畢竟過不及ナルトキハ、則チ災難ト爲リ、諸病ト爲ルナリ。之フ去ル者ハ中ナリ。中ハ神ナリ。（神道大意）

とあるのを受け繼いで

神道止云和中於守流道也…… 身仁神道於不知波和歌乃雲仁敝氣天心月必曇利一切萬物能災殃乃根元止成流

と言つてゐる。然らばかくの如き神道を人は如何なる仕方に依て之を得る事か

出來るのであるか。兼俱はこれを

人ノ魂魄ハ卽チ日月二神ノ靈性ナリ。故ニ神道ハ心ヲ守ルノ道ナリ。（神道大意）

と說明してゐるが、兼見に於ては、この事が更に具體的に示されてゐる。卽ち

天地萬物乃中仁於天人最貴之吾身體利父母遺體止天父母神乎叓置流五體也其乎吾體仁之天口食故身於傷利色欲爾身遠損則先神慮仁背與且和不孝仁母成利君仁不忠乃者止成也誠仁歡加志支義也此意大叓神道愼本矣

とあり、かくて人は抽象的には兼俱の言ふ日月二神の靈性を受けたるものであり、具體的には兼見の言ふ父母神を叓置ける五體換言すれば靈肉を受け繼いだる人であり、兼俱に於ては「心を守る道」と言はれたる神道は、兼見に於ては、更に儒教的實踐道德的發展を示して神道の根本は「愼」にありと明示されてゐる。この事は近世初期の吉田神道の學說として、兼俱のそれより儒教的色彩を濃厚にして來たことを示すものであり、又この思想が兼從に於て、より明瞭に示されてゐることは、鈴鹿家に所藏せられる寛保二年の「六根祓筆錄」に

祓ハ兼從翁曰、惶根ヨリヲコル。惶根ハ敬ノヿ。

とあつて、卽ち神道は中を守ることであり、それは祓に依て得べく、祓の根本的意義は敬にありとし、更にその理論根據を神代卷の內に求めて、而足惶根尊の神德に一致せしめて說明してゐることは、儒敎の觀念を以て神道を說明せんとする傾向の現れと見ることも出來、吉田神道說の內にあつても自ら中世的宗敎的なる內容から漸時近世的倫理的方向への步みを跡づけることが出來るのであるが、(三)傳授道統を極度に重視するこの派に於て、特にその正系に於ては誠に遲々たる步みであつたことは否むことが出來ない。

一 唯一神道名法要集(續群書類從、神祇部六四九頁)に曰く、
吾日本生種子。震旦現枝葉。天竺開花實。故佛敎者爲萬法之花實。儒敎者爲萬法之枝葉。神道者爲萬法之根本。彼二敎者皆是神道之分化也
(淸原貞雄博士著神道史二三六頁)參照

二 江見淸風氏、唯一神道論(國學院雜誌第十七卷一號―十二號)參照。

三 かゝる狀態に對して晴富宿禰記(大日本史料第八編之十一、文明十年二月廿五日條)は、佛敎儒敎爲神道之根本趣等令演說誠驚耳者也と述べてゐる。

四 梵舜記(無窮會所藏寫本)には、

慶長十二年九月十九日於二禁中一御祈禱之事被二仰出一左兵衞佐執行、一七日之祈禱也、行法宗源神道護摩七座祓一日ニ七千座豐國之祝禰宜勤レ之
元和四年三月十九日、於二高臺院樣一神道之御祈禱執行也則予罷出早天祈念也、次宗源行事七座兼從勤レ之、十八神道五座權少副勤レ之、
寛永五年正月二日、宗源行事一座執行五月十三日、於二當社齋場所一七ケ日、親王樣御祈禱也、則三段立十八神道宗源行事護摩以上三壇立也、
としてゐるが亦吉田神道の勢望を窺はしめるに足る。

五　奥書に「此一册者先祖之記也云々」として、享保十九甲申年四月の正五位下信濃守中臣敎芳の記がある。

六　京都市外八瀨萩原家文書　その一條に次の條あり。

一、先度うけ給候賀茂神社宮と號せられ候事は託宣にて宮とあがめられ候や、又圓融院より推し宮と號せられ候やはむつかしながら、くわしく御書附にて下され度私存候、但又王孫たるにより宮とあがめられ候事にて候や御返事□度候　恭惶謹言

八月廿二日　　西園寺實晴

萩原樣

七　名古屋圖書館所藏

猶神道大意につきては、河野省三博士著「神道大意」(日本精神叢書所收)參照されたし。又、同書には所謂兼倶の神道大意を全文記載してゐるが次に神道大意當類によつて揭げる兼見の神道大意の全

文と比較されることを望む。

九　吉田神道に於けるかくの如き推移は、吉田家と明經家の清原家との關係に於て或は說明せられるかも知れないと思はれる。即ち清原家では中世末期清原業忠出でゝ新註を加味し子宗賢吏に孫宣賢に傳へ宣賢は一代の碩儒として父祖の業を述べたが、宣賢こそは實は兼俱の第四子であり宣賢の子兼右は逆に清原家より吉田家に入り、而して兼右こそはこの兼見の父であるから、兼見に於て吉田神道の儒教的色彩の漸次濃厚になるのは蓋し自然であるからである。

因に左に吉田家の系譜を抄書し便宜に供しよう。(鈴鹿家藏本、卜部家系譜より抄寫す)

兼敦──兼富──兼名──**兼俱** 吉田社領 神祇管領勾當長上日本紀侍讀文明十八侍講同上

- **宣賢** 文明七年生爲清原宗賢養子 天文十九、七、十二 薨七十六
- **兼致** 長享三、八、三、早世四十二歲
- **兼滿** 吉田社領 神祇管領勾當長上 文明十七年生、公卿小傳云享祿元、十一、三 薨四十四歲
- **兼右** 實宣賢卿之子兼俱卿之孫 吉田社領、神祇管領勾當長上 永正十三、四、廿生
- **兼見** 吉田社領、神祇管領勾當長上 侍講後陽成院文祿五年三月十二日始、至四月五日講終中臣祓、侍讀後陽成院文祿四、十二、二、日本書紀
- **梵舜** 神龍院、寬永九、十一、十八日卒
- **兼治** 神祇管領勾當長上 文和二、六、五、卒五十二
- **兼從**

兼庵　寛文六年正月逝去六十九歳
兼英　吉田社領、神祇管領勾當長上　文祿四年誕生、寛文十一、十一、廿、卒七十七歳

兼起　文和四年生　明暦三、四、七卒四十歳
兼敦　神祇管領勾當長上　承應二、十一、廿一日生　京保十七、十二、十七薨七十九
兼章　延寶五、八、六生　寛永六、十二、廿五、卒三十二
兼祥

## 第三節　吉川神道の成立

さて、以上二節に分つて、吉川惟足が漸次神道的意識に目覺め、遂に師を求めて吉田家の後見萩原兼從を見出した事、及び當時の吉田神道の狀態を之に關聯せしめて回顧したが、今や、吉川惟足がかく吉田神道を受くるに至つて之を如何に受入れ、如何にして所謂吉川神道を成立せしめるに至つたかを叙述する時となつた。

惟足は兼從を師として吉田神道の學習に沒頭するや、やがて明暦二年三月下旬萩原兼從から「四重奧祕神籬磐境之傳」を傳授されるに至つたのである。その全文は左の如くである。(一)

高皇產靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣。

傳曰除雜々事唯以守君爲要以護君之心萬慮絕焉卽、無不以中道矣。

右神籬磐境傳者我道唯受一人之正脈也。　此段附屬相山隱士吉川惟足了。　能思惠深憶陸敬而勿懈矣。

天兒屋根命五十三代孫

卜部朝臣兼從

明曆二丙申歲三月下旬

抑、中世的な吉田神道に於ては、その神道を祕傳又は口傳に依て傳授したものであつて「第三重面授以奧者、皆以重位之祕藏也」とある如くに、初重より學問の程度に準じて段々に授與され、三重以奧は最も祕傳とせられ、殊に四重奧祕なる神籬磐境之傳に至つては「唯一神道名法要集」に「无上靈寶是也」とせられて

神代下卷曰、天兒屋命主神事之宗源也。　高皇產靈尊曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲天孫奉齋矣。　汝天兒屋命天太玉命、宜持天津神籬降於葦原中國。故天兒屋命後胤唯受一流相承是也

との證明のある如く、吉田家唯受一人相承として最も重視せられて來たものである。されば之を神傳視したことは

兼邦卜部一流神道傳授の事、天兒屋根尊より四十八世に及び給ふ。　ひろきの正

印をうく。この事あまの岩戸の前にて、あまのこやねの尊ふとのりとごとを御沙汰ありし事を、ただいま乘邦かたくなにしてうけつぐ事、神慮のほどありがたき事を思給て云々〔一〕

との敬虔な感激を以て述べてゐることに依てもわかり、この信仰は、江戸時代に入つても

天兒屋命の神胤、神道正統、古傳相承の家嫡なるものなり。吾國の大道、神籬の密旨正印を相承し來れる家〔二〕

なりとして、その信念は動搖せず、既に神籬磐境之傳は、吉田家の一子相傳として吉田家と不可分の關係にあることとさへ言はれてゐたのである。

今やかくの如く重要視せられた神籬磐境之傳をかく吉川惟足が授與せられたことは、惟足の吉田神道の學殖を充分證明するものである。然し又一面吉田家の立場に立つて考へて見た場合、神籬磐境之傳の性質上、惟足が闔外の一神道學者なるが故に、單にその學殖の高きことのみを以てしては解決出來ない問題の存在したことを意味するのである。

兼從が吉田家を出でゝ萩原家を起してより吉田家を嗣いだ弟兼英及その子兼起は共に病身にして活動を期し得なかつた。(四) 而も兼從は老健にして之等二代にも道統の附屬をなしたけれども、惟足の傳授を受けたる明暦二年を中心にして考へて見ると、その翌年明暦三年には兼起の病歿したる事實より、その病勢が察せられ、その子の兼連は未だ四歳の幼少であつたことから、時に六十九歳の老境にあつた兼從にとつては、道統斷絶についての不安のあつたことは想像に難くない。

更に又、兼從の道統に對する考へを見るにその道を信ずること深く、人を信ずること篤き人であつたことが考へられるが、「伊美麿より以來、家より他家へ道を附屬せし事なし、さながら又道も衰へ侍る。天下の道なれば廣く其器を尋ねて讓るところ卽ち道なり。我此志を以て年頃其人を求めしに其うつはものなし。其人にあらずして讓る時は、道何によりて起らんや。かへりては道に疵をつけ侍る故に稀なる年に及ぶまで已み果てにたり。はからざるに汝に逢ひぬる事寔に神明の冥慮に侍る。かゝる折節は、ねたしと思ふ輩あるべかめりとの事なり、夜行く時などには猶はたゞ其心得あれ」(五)と言つたといふが如き進歩的な思想の持主であり、その

事は惟足に與へた傳授の證明文に

雖有其志無其人則難傳。雖有其人無其志則又難得。有其志者蓋鮮矣。況其人乎。此吾道難得所以不可如何也。粤吉川氏惟足者本泉南人也。（中略）一日叩予衡門而得聽吾道之大意。於是沈潛反覆而不能自已。乃跋渉山川不遠千里、再入予門而極其奥祕。此神詠者雖不可敢妄傳而感其志深厚喜吾道有成而傳授之。克念信愼而莫怠矣〔六〕

と述懐してゐるのを見ても明瞭である。「吾親屬門生多しと雖も其器なし、故に徒らに道を懐にして年を經ること數十年」と言つたと傳へられることによつても、更にこの間の事情は分明である〔七〕。然るに、兼從は、その身は豐國社々務職たり、豐國社の廢絶後は徳川家からは輕んぜられたのではないかといふことが考へられるのである。「或謂兼從呪咀東府」となすのも必ずしも無根の事とは言ひ得ない〔八〕。又家康にしても慶長十八年、神龍院梵舜から神道傳授を受けんとしたにも拘らず

臨其期神道傳授秘密之事、輙不可聞之由被仰出〔九〕

としたのは、この事の事實乃至天台神道との關係は別としても、吉田家に對する徳

川氏の態度を察することが出來ることかと考へられる。〔三〕かゝる事情は、兼從の寧ろ開放的な思想にも拘らず、必ずしも積極的な活動を自由にせしめなかつた所以と考へられる。けれども今惟足に傳授したのは由ある事であつた。

それはさて措き、今や兼從は道統を惟足に附屬した。然し乍らこの兼從の態度は、傳統の舊殼に閉ぢ籠つた吉田家人の理解する所とならなかつたことは、萬治三年八月十三日、兼從の歿して後道統を廻る醜き爭となつて現はれてゐる。

これより先、萬治三年秋七月惟足は俄に京都をなつかしむの心已み難く、山家を出でゝ上京し兼從の最期に會ふを得て、死後の事ども依賴さるゝ所多かつた如くである。然るに兼見の次子、兼庵と言ふ者が吉田に住み仙洞の資祿を給ふて居つた。兼庵は兼見より兼從に道統附屬に際し、兼庵をして後見として障子を隔てゝ之を聽かしめたるを以て、面授口決を受けたとし、惟足隱士の身を以て而もその修學の日猶を淺きに拘らず、この大事を受けることの非を鳴らし遂に 後水尾上皇の逆鱗にさへ觸れて惟足正に配流の命を受けん勢さへ釀すに至らしめたと云ふことがあつた。所でこゝにこの問題を發生せしめた兼庵なる人物は如何なるも

のであるか。

卜部家の系譜に依れば、萬治三年七月廿五日、卽ち兼從の歿する以前に於て

今度備後國鞆祇園社人大宮式部義ニ付、兼庵當家江不調法之由、御勘當之間、侍穴以來出入仕間敷由、御家老中被仰渡、千一出入仕候、可直御暇被下之由也

と述べ、而もこの勘當は寛文六年、兼庵の死去に依て始めて許されたことが記載されてゐる。[一] 兼庵は如何なる不都合に依り勘當の處置に附されたかの詳細は分明でないが、とに角兼庵が吉田家に於て寧ろ遇せられてゐなかつた爲に、道統附屬の重大事に關して却つて策動したのではなかつたかと思はれる。 先に掲げた谷秦山の聞書は祝吾堂先生行狀等と大分異つてゐるが、併し、やがて事件は惟足と兼庵との對決によつて解決を見た。 而して鈴鹿左京を始め吉田家の關係者は、却つて惟足を「家の柱」と賴み置いたとは右行狀に言ふ所である。

かくして、吉川惟足は吉田神道唯一相承の奥祕を得ていまや既に當代神道界の代表者となつた。 更に萬治三年秋七月紀伊賴宣の招きに應じて吉川惟足は三度目の上京をなしたが、その時兼從は重病の床に臥し、その最後の枕頭に侍つて惟足

は兼從の遺言狀を受けたのである。卽ち左の如くである。〔三〕

一、神道之極意事

一、中臣祓三ヶ大叓之事

一、日本紀神代兩卷之事

右大事申渡候。我等死後彌神道無斷絶、家相續仕候樣ニ其方賴置候。爲後證如件

萬治三庚子七月廿九日　　兼從花押

吉川惟足參

又同日の日附にて又吉田家雜掌鈴鹿氏に對しては

遺言條々

一、死後之時新長谷寺敷地之內唯神院殿か下方好所に藏置可祭靈社事

一、滿丸並兼連隨分無油斷守立可申、吉田家相續第一ニ候間、於今如在者可爲曲事事

一、神道諸事在所仕置等無私曲可相守、前右衞門佐其外誰にても諸事ニ付致私

者於レ有レ之者御兩殿へ申上急度曲事可ニ申仕一事

右條不レ令ニ違背一者也

萬治三年七月廿九日　萩原兼從

鈴鹿左京

同　采女

大角主水

とある。〔一三〕又吉田神道の事相の傳授を鈴鹿左京に與へたことは他の遺言狀に

唯一宗源神道行事條々以下其外事相等、兼連幼少之間鈴鹿左京和之令授與之了。兼連成長之時急度可レ遂ニ指南、誓紙之旨不レ可レ致ニ違背一者也(下略)〔一四〕

とあつて、右の遺言狀によれば、惟足には神道に於ける教義思想の方面を傳へ鈴鹿氏には神道行事の方面を護らせたと解せられる。卽ち、吉川惟足は、こゝに於て吉田神道の奥祕を一身に受け、この道の唯一の傳統者として正に吉川家の「柱」とならねばならなかつたのである。吉田神道を繼承して、之を斷絶なく相傳することが惟足の責任であつた。

然るに、やがてこの惟足がこの神道奥祕一人相承の傳を授けるや、その全文は、

高皇産靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣

一人中者萬民富榮。

傳曰除雜々事唯以守君爲要以護君之心萬慮絶焉、即無不以中道

汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋矣

竭忠有道　一云準詞　二云隱忠

諫君有道　一云曲玉　二云諫順

右神籬磐境之傳者自天照大神代々唯受一人之御相傳而限予當家正脈一人者也。今依某累年之篤志且事至智至附屬之畢。能念深思敬而勿怠矣。(一二)

といふのであつて、既にして内容を異にしてゐる。換言すれば、吉川惟足自身の研鑽の後にかくの如く所説を發展せしめてゐるのである。とすれば、こゝに吉川神道は又獨自なる内容を以て後世に贈られるのであつて、兼從から相傳を受けて後、所謂吉川神道が惟足の才幹と思索とによつて成立せしめられたことを想はなければならないのである。

然らば、その內容は詳しくは如何であつたらうか。先づこれを考察することによつて、今やかく成立した吉川神道のもつ歷史的意義は闡明されるであらう。

一、福島縣相馬郡　佐藤政博氏所藏（櫻井政重氏舊藏）視吾堂先生行狀參照
二、兼邦百首歌抄　續群書類從　卷七八、六六〇頁
三、白石先生紳書卷十
四、同右
五、視吾堂先生行狀上卷
六、土田誠一氏著「吉川惟足の神道說」七頁引用の文による。
七、視吾堂先生行狀上卷
八、飯田忠彥、野史、又、宮地直一博士の「豐太閤と豐國大明神」（「神祇と國史」所收）參照、而して兼見が家門の隆昌を劃して豐臣秀吉の信任を得、兼見梵舜兄弟が慶長四年豐國社創立に際して之に參劃したことは既述した。
九、駿府記慶長十八年六月四日、吉田神龍院梵舜神道可ㇾ任二御傳授一旨被二仰出一以後六日卯刻被ㇾ定云々、同六日神龍院出仕、出御南殿臨二其期一神道傳授祕密之事輙不ㇾ可ㇾ聞之由被二仰出一神龍院金地院佛法有二御談話一（史籍雜纂第二）
一〇、又この間の事情について、貞享元年十一月吉田家より武家傳奏へ差出したといふ吉田殿御怨意由緒之事の兼連の借寫したものは、吉田家と家康との交涉を專ら書出したものであるが、兼見、梵舜、兼治の三人のみ名が見え兼從は除外されてゐる。卽ちこゝにも兼從の家康に好くなかつた事情

の伏在が窺れるやうである。

一一、前節註八に記載、即ち、この系譜の雜庵の條にかく見えるのである。

一二、舟橋壽五郎氏所藏寫しに依る。猶同氏の談に依れば本書は軸として明治初年吉川氏の最後吉川久三氏所持せし原本に依り寫したるも、その後久三氏の歿すると共に後嗣なく某氏に移りて今その原本の有無を知らずと。

一三、京都市外八瀨萩原子爵家所藏

一四、同右氏所藏

一五、本文は國學院大學所藏本に依り、更に之には四重奥秘口授があつてその奥書には

予於子孫恐神學正統之筋觀誤之視吾靈社所傳趣記置之畢。雖宗子一人之外爲庶子勿令見覽最可爲圖外不出者矣。我子孫能念深想敬而勿忘矣

正德三年巳五月吉旦　　吉川源十郎從長謹書印

とあり、その書寫は筆跡から推して中野長義の手に成るものである。長義は讀史備要吉川神道の道統系圖には吉川從方の次に載せられてゐるがこれは誤であり、他本の奥書に依れば明治初年の人であるが、その吉川神道を會津の道統に於て學んだ人であることは斷定出來る。猶後說する筈である。本書が吉川惟足の傳へたものであることは、この奥書に於ても分明であるが、こゝに注意すべきことは吉川惟足の神籬磐境之傳として他に一本傳はることである。それは

神道極意神籬磐境　　一字重位　二字重位　三字重位　四重奥秘　　大事傳

とあり、各段階の說明を與へて最後に萩原兼從より惟足への依賴狀を記載してあり、その全文は相當長文であるので今之を略するが、本書には確實な奧書もなく四重奧祕として重んぜられた神籬磐境之傳を斯くの如く四階段に分けて傳授したかも疑問であり、一字重位となす「字」も通例は「事」を用ひてゐる點と更にその內容も一例を擧げれば二字重位に於て「神籬」此には「云二比莽呂岐一即日守木なり」と言つてゐる所山崎闇齋の「神籬磐境極祕之傳」に「嘉曰口傳云、神籬者日守木也」と言ふのと軌を一にしてゐる點本文が最後に兼從の依賴狀を載せた點から吉川神道のものであるとしてもそれは惟足より時代が下るものであると考へられる。從つて今は前記國學院大學所藏本に依て考察をすゝめることゝした。

# 第二章　吉川惟足の神道說について

## 第一節　資料と方法

所謂吉田神道は今や吉川惟足と云ふ市井の一隱者に相傳せられた。而も、この市井の一隱者は流石にこの大任を擔ふに足る學殖と熱情を持つてゐた。惟足に於て中世的吉田神道は既にして新たなる生氣を帶びて近世史上に登場して來るのである。然らば如何に新たなる生氣を帶びてゐたか。之に對してはその所說の內容を仔細に檢討することが解答を與へるであらう。

端的に云へば、萩原兼從がその最後に臨んで、家令雜掌の鈴鹿氏に對しては專ら行事家事の方面を委托したのに反して、市井の一隱士に神道上の學說道理の方面を附托したとき、吉川惟足の進むべき方向は指示されてゐたのである。この意味を吉川惟足は十分に領會して「社人の神道」又は「行事事相之神道」に對して自己の神

道を「理學の神道」と自ら呼んでゐる。(二) かく自ら意識して「理學の神道」と尊んだだけに惟足の神道は吉川神道として獨特の稱呼を與へられるに相應しいものを持つてゐた。そこに近世的なものを見ることが出來るのであるが、それは單に近世的な新しさを意味すると同時に、所作上の因襲から脱して神道としての生氣が再び蘇つて來たことを意味する。卽ち惟足の神道は多分に實踐哲學的政治哲學的な現實性と思想とを信仰のなかに盛つてゐるのであつて、神道史上又は思想史上惟足の出現は極めて大きなる意義を擔つて來るのである。併し乍ら、このことは上述の如く惟足の所說を仔細に檢討することによつて始めて具體的に諒解されることである。

然るに、この研究に當つて大いなる困難が存してゐる。先づ、研究の爲の史料の蒐集が極めて容易ではないことである。未だ殆んど未耕の地であつて、史料は各地に點在し世に公にされぬものが多く採訪が極めて困難であることと之である。而もその奧旨なるものは祕傳口決として他見を許されず、今日と雖も之が全貌を窺知することの許されないことは研究を一層困難ならしめる。第三に、かくして

殘存採訪された史料の整理が又六ケ敷しい。何故ならば、我々の問題が先づ吉川惟足その人の所說の認識理解に存してゐるのであるが、吉川神道の關係のものとして殘存する史料は多く寫本であつて、このうちから直接惟足に關するものを選擇整理することが容易ではないからである。

かくて吉川惟足の神道を研究する上には、その手續に於て早くも多くの難關に直面するのである。況して、その所說の正確なる解釋理解及び批判に至つては、淺學匆々として出來ることではない。乃ち、私は玆に主として史料の所在を明かにして、若干の考察を之に加へて一篇の報告となし、私自身他日一層綿密なる研究を期すると同時に、寧ろ世の篤學俊敏なる學者の優れたる研究に些か資する所あらんことを切望する者である。

さて、吉川惟足の神道も亦所謂神典として「我神學ハ中臣神代卷ヲ不出」(口傳秘決)と日本書紀神代卷及び中臣祓を仰ぎ、之の解釋に神道の基礎を置くのである。一般的に云つて三部本書として在來日本書紀の外に舊事本紀・古事記も亦かゝる經典として尊信せられたのであるが、[一]惟足は特に日本書紀之に次いで中臣祓を最も尊嚴

に之を仰いだのである。而もそこに先づ惟足の神道の特色が表れてゐる。

卽ち、惟足が日本書紀神代卷を最も至嚴なるものとして特に尊重したのには、確乎たる理由が存したのである。

是ゾ吾國ノ龜鑑タルベキ書成ト、ソコデ日本ト言題號ヲ下サル。日本最上ノ書成トナルコト身ヲヲサメ家ヲ整ヘ國天下ヲ平ニスル事是書ニ過ギタルハナシ。然レハ此書ヲ見ル事神明ノ内證ニ入テ、天地ノ神慮ヲ窺ワサレハ道體ハ曉シ難シ。(三)

として「大學」の修身、齊家、治國、平天下はこの書の正しき理解に依て全きを得るとし、その神道の經典となるべき所以のものは

神胤皇裔ノ正說、人倫日用ノ大道炳然トシテ明白(四)

なるにあり、從つてこの書の講讀は最も綿密周到を極め且つ嚴格であつた。今その講義の有様の一端を窺ふに、

凡此書相傳ノ作法、先吾師前ニテ素讀ヲ讀テ開合清濁ヲ吟味シ、平上去入感聲吟聲ヲタメ、次ニ初遍ノ講談ヲ聽聞ス。初遍ノ講談ニハ諸神ノ名義系圖垂迹

和訓等ヲ演說ス。講談了テ師ヘ不審ヲ擧テ決釋ヲ請、然シテ再遍ノ講談ヲ聽聞ス。再遍ノ講談ニハ傳來ノ正說ノ大概ヲ演說ス。了テ又不審ヲ擧、決釋ヲ請。次ニ再々遍ノ講談ヲ聽聞ス。再々遍ノ講談ニハ稍傳來ノ正說ヲモ洩達スル也。以上三通ノ講談了テ後段々面授口決ノ旨ヲ相傳シテ奥祕ニ至ル也[五]

と詳說したるに依て判然たるものがある。即ち講義は

一　初遍の講談、訓讀釋義の敎授

二　再遍の講談、傳來正說の大概を敎授す

三　再々遍の講談、傳來正說の部分的敎授

四　面授口決、傳來正說の敎授より奥祕相傳へ

と四段階に分れてゐた。

先づ神代卷の講義類の實際に殘存せるものを管見によつて列擧すると次の如きものがある。

一　神代卷惟足講說　　（寫本十卷、內閣文庫所藏）

「寛文十一壬子年自四月廿二日至六月八日於吉田吉萩原兼從殿門人惟足講說、

予一生不闕聽聞畢

津田松隣

淸茂按右之中爲首書曰或書入曰者、蓋不必惟足講談之旨、後日以他說考加之乎

奧書ニ云

此抄本紙者寶永五年內裏炎上之時燒失寫本、此一本也更無類本、尤可祕藏者也

右京權大夫賀茂淸茂判

此書九鬼從五位隆都之所藏也、予與隆都交友素篤、今茲從東京歸藩之時親訪九鬼氏借來摹寫以藏篋裏云爾

明治二季己巳冬十二月　本莊從四位藤宗秀

と奧書にあり。(又同系統のもの京都帝國大學圖書館にも所藏さる)

先づ日本書紀の解題をなし、次に特に三部本書事として、舊事本紀については、

舊事本紀ハ人皇三十二代用明天皇ノ御宇ニ聖德太子ト蘇我馬子宿禰ト二人コレヲ撰セラル、然レトモ古キ事トモ書集メラレタル書ニメ、サマヲ日本後代

ノ龜鑑ニ備フヘキ書ニアラサル故ニ先代舊事紀ト號ス」

と云ひ、古事記については

古事記ハ淨御原天皇ノ御宇有舍人、稗田阿禮年廿八、爲人謹格聞見聰惠天皇勅阿禮使習帝王本紀及先代舊事未令撰錄卒ス、豐國成姬天皇臨軒之年詔正五位上安麻呂阿禮カ草案倂撰、和銅五年正月廿八日初テ上彼書所謂古事記三卷也、是書日本後代ノ龜鑑トハナラヌ書ナル故ニタヽフルキ事ヲシルシタル書ト云心ニテ號古事記」

とあつて、吉川神道に於ける右兩書の地位を明かにしてゐる。以下二、三注意すべき句を擧げて吉川神道の理解の便宜に供する。

「神トハカヽミト云略、カヽミトハカンガミト云ノ略也、カンガミルトハ古ノ神人々アキラカナ物ヲソナヘナガラソレヲ知ヌヲナケカシク思召、何トソシテ此理ヲサトシタイトカムガヘミテ、銅ヲイカタニ湯ニワカシテ入テ鏡ト云物ヲ作、此鏡ニ森羅萬象ノウツリテ少モタカハス、明ナル人ノ心カ明ナ所アル、コレトヒトシイゾト敎ヘ玉フ事也、然ハカミハ人々皆アル事ソ、朝庭ノ三種ノ寶

ハ随一内侍所ト崇敬アルモ此鏡ノ事ナリ、此明ナ物カ一ツ人ニアルソ、此ヲ唯一宗源ト云ナリ、此カ主トナリテ五藏六府ヲナス、天地同根萬物一體也」

「神聖ハヒジリト訓ス、日ヲ知ルト云心ソ、聖ハオノツカラ日ヲ知ルソ、神トハカリ書スシテ聖ノ字ヲソヘラレタ事ハ天地ステニナリテ人其中ニ生スルノ儀則天地人三才トナレルノ次第ナリ、上古ノ人ハ皆カミト云也、人本欲ニソマラヌ時ハオノオノ神聖ナリ、天地ノ神ト我等カ神ト元ヨリヘダテハナイゾ、神ノ名文ニモ人ハ後二天地一生而知二天地始一先二天地一死而知二天地終一也ト云ソ、本天人一致ナレハ神ト云ヲ一心ニ返照シテ見レハ天地ノ始終シラルヽ事ソ、人ハ遙ニ天地ノ後ニ生テ天ノ初ヲ知、天地ハイノチナカイモノナレハ天地ニ先タツテ死テ天ノ終ヲシルハ人ハ一小天地ナレハナリ」

「知恥ハ人倫ノ本、恥ヲ知ハ近勇ノ心、金氣ノ本ナリ、故ニ此國小ナレ共上古以來異國ニシタカハヌ事ソ、剰應神天皇ハ三韓ヲ對治シ玉ヒ其已後モ今ニオイテシタカハヌソ、恥ヲシル事ハ義ノ端ニシテ、君臣ノ本古ヨリ今ニ至マテ王氏ヲアラタメス、君臣ノ義ヲ重ンスル國ナレハ異國ヨリモ我カ國ヲ君子國トハ呼

ナリ、此知耻玉フ神慮最本朝ノ規模ナルヘシ（為胞意所不快ノ條）
「此尊ハ術ヲモ得玉フタソ、異國ノ仙術ノ如爪櫛ニトリナシミクシニサシ玉フ
ハ術ヲ其マヽオイテ蛇カノムヘキホトニ先カクシ玉フソ、近世モクワシン居
士ト云者色々ノ術ヲナスヿアレハ是又アヤシムニタラス、此術ハ藝ノ一ツ大
道ヨリ小ナヿソ、神道ハ國家ヲ治ル物ソ、然𪜈時ニトリテハマジナヒヲスルヿ
アリ、然𪜈又タヾシイ神ハナサレヌソ」（八蛇ノ傳）
「唯一ハ體用一源事理不離ソ、三種ハ人々具足スト相傳ス、體用一源ト云時ハ古
トテモ事相ヲハナルヘカラスト不審アリ、イカニモ事相モハナレヌソ、古ハ手
ニモ足ニモ玉ヲカサリニホトコス、是神璽干戈ヲ帶ス、是寳劍銅ノ鏡ヲ以テ形
ヲミル、是即内侍所自然ト事相ヲハナレヌソ、然𪜈トリワケテ三種ノ事相ニア
ラハシ玉ヒハセヌソ、此三種ハ道ノ教ヲ設テ讓玉フ、三種ハ神道之樞機國家ノ
安スルカ王法ノ本、安スルハ此三器ソ、百王萬代ノ寳ハ此外ニナシ、王法モ此外
ニハ無ソ、三器則一心之標幟、都テ唯一人ノ心ノ溫和ナ徳用、神璽ノ玉ヲ王道ノ
シルシトナサルヽソ、神璽ノ璽ハシルシト訓ス、玉ハ賤山ガツモウツクシイト

ミルソ、和潤ノ徳アレハ四海ノ人ウツクシイト思テナツクソ、草薙劒トハ是又一心也、劒ハ物ヲ截斷スル者也、是非ヲ截斷スル處ソ、又溫和ナ徳ニモ惡人ハナツカヌソ、其爲ノ寶劒ソ、是モ人ヲコラスカ爲ノ劒ナレハ仁刑ソ、又人ノ心ノ虛靈ニノ一切ヲトメサル處ハ卽鏡ソ、親疎ノ差別ナク政ヲスルカ鏡ソ、然ハ一心ハ落着ス」(三種神寶ノ事)

「心ハ陰ヨリネサシ一元ノ水ヨリ起ル、一元水ニ心ヲシツムレハ放心ナラヌ也、是ヲ思ト云ナリ、神器ニマカセテシツメシツマレハ思ソ、此思ハ萬物由テ出處ナリ、玉ハ事相、神道ハ事理體用合體スルナリ、理ハ思ノ一字ニ落着ス、思ハ天地ニワタル、此ニ居ナカラ萬里ノ外ヲ思ヘハ則此ニシルス天地ハ唯一氣思ヲ以テツラヌイタ物ナリ、萬物一體モ此思ヨリサトルベシ、一人ハ思ヲ以テ治ルヿハ禽獸魚鼈マテモヲサメスト云ヿナシ、況ヤ人倫ハ云ニオヨハス」(思兼ノ條)

二　神代卷聞書　(寫本二卷、國學院大學附屬圖書館所藏)

右神代卷上下卷吉川惟足從時先師講談聞書也

右者我師尾府隱士爲麿先生ヨリ令₂書寫₁畢、後世我家ノ外ヱハ夢々不₂可₁出₂之、若

於レ達可レ有ニ神慮祟咎一者也、仍如レ件

四柳嘉文 花押
後改嘉則

寶永五己丑年六月吉曜日

と奥書にいふ。以下文中二、三の句を引くに、

「天氣ニ叶、公卿論議ノ上ニモ是ゾ吾國ノ龜鑑タルヘキ書成トソコデ日本ト云題號ヲ下サル、日本最上ノ書トナルコト身ヲヲサメ家ヲ整ヘ國天下ヲ平ニスル事是書ニ過タルハナシ、然レハ此事ヲ見ルヿ神明ノ内證ニ入テ天地ノ神慮ヲ窺ワサレハ道體ハ曉シ難シ、神道ハ以ニ天地一爲ニ書籍一以ニ日月一爲ニ證明一ト云ハ此書也、神代ヨリノ傳授ヲ得サレハサトリ難キ也」（卷首）

「キンジウニハ天性ハソナハレドツヽシミナキユヘニキンジウト云、人ハ天ニメイセラレツヽシミアル故ニ人ハ萬物ノ長タリ、ツヽシミノ道理ヲ朝夕ガツテンスルトマコトノ人也、人々モ己ガ心ノ吾マヽバカリ有トキンジウト同シ事也、神明ニ向君ニ向ヲヤ（親）ニ向モミナツヽシミノ道理ヲ以テ守ルナリ、其ノツヽシミヲツヽシム人ガカシコイ人也、タレニテモアレツヽシムトキハカシコ

ネノ尊也、此ツヽシミハ宗源唯一ノ奥義モ此敬ニ本ツク、セツナモ此敬ヲ忘レテハ人畜ノカハリハナイ、人畜ノコトナルハ敬ト不敬トニアルヿナリ、賢人ノ賢ノ字ヲカシコイトヨム、聖人ノ聖ノ字ヲヒシリト訓ス、ツヽシメハカシコイナリ、一生ノ大事ハ敬ナリ」(惶根尊條)

二神ハレステニサンセン草木萬物マテウミタレモ、コヽニコクドノ主云カナケレハ上下ノ位ノハカチモナク萬民ノ行サモ君臣ノ分モ定マラス、アルジガナケレバ物ガハレカニナリ、天下ニ君タルモノカナケレハ安國トナラズ、上カラ下ヲナツル主ヲ生ントテ日神ヲ御出生ナサレ、日神ト云ハソノ徳天ノ日ニタカハヌニヨリ日神ト云(既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰云々)

「月ハ日ニツグト云訓也、次ノ心也、自然ノ詞臣下ノ始ナリ、日ハ天子ニ准月ハ臣下ニ准シテ今モ月卿雲客ト云也、此月弓ニ付テ家國弓矢ノ相傳トテ弓ハ月ヲ以テ作ラレタ初代四弓ノ傳ト云ヿアリ」(次生月神云々)

「イハ戸ノアクナラハヒキイダサン爲也、兒屋根太玉ハ天照大神ノ兩臣下也、是ハ道徳ノアツキ神也、此二神ハヲモイカネノ神ヨリ分別ヲトリタルカト云ニ

サヤウテナシ、天下ハ天下ノ天下ニテソレ〳〵ニヲモンハカルヿニハ思兼也、シカレハトテ亦道徳ノソナハリコヤネ太玉ヨリマサルニモ非ス、ソノ徳々アル也、徳ノアツキ神ハ此兩神也、是ニ依テ天兒屋根ハ春日大明神中臣ノ神ト云、太玉ハ忌部ノ神ト云、天ノカゴ山ノ五百箇ノ眞坂樹ヲネコジニコジト云ハ……如此カケナラベテアイトモニイノルハ天下萬民モニヨリ合テ天地カンヲンナサレ玉ハレトイノルヿ也、是キトウノハシメ也、此義他家ニ對シテハイワヌヿソ、當社ニイハトノ由緒ヲ以テ古來ヨリ千座ノ祈禱ニハ鏡ノカケノビ、抑是三種ヲ以テマツルハ熱田流ノ神道トテ、口傳有、先祈禱ノ根元ハイハトノカザリヨリハザ起也」(故思兼神深謀遠慮云々ノ條)

(寫本九卷、帝國圖書館所藏)

㈢ 神代卷家傳聞書

田中一閑宗得の序文に前述の如く「凡此書相傳ノ作法云々」と神代卷講讀の次序を述べ、之に續いて、

「門人免許ノ次第先其人ノ修行ノ程ヲ見テ師家ニテ講筵ヲ開カセ討論ニ及ヒ講談成就ノ上其見解ノ位ニ隨ヒテ講談免許ノ狀ヲ出ス、(許狀ノ文言等ニ又差別品々アリ)次ニ一

事相傳、次ニ二事相傳、次ニ三事相傳ノ許可アリ、諸人ノ許可ハ三叓ニ止マル、此上ノ一重ハ一家相續ノ義也、卜部ノ嫡流一人ニ止マル、仍テ是ヲ唯授一人ノ傳ト云也、今此聞書ハ吾師視吾堂翁惟足累年ノ間諸方ニテ演說アリシ旨ヲ取集メ一部トナシヌレハ初遍モ再遍モ相雜ハレリ、加樣ニ相雜ハリタルヲハ雜講ノ格ト云、但後ノ成恩寺殿ノ纂疏忌部正道ノ口決右兩抄ニ於テハ家說ト不異ノ分、私ノ料簡ヲ以テ處シ書加之、纂疏口決ノ上ニテ落着シタル處ヲハ處ニヨリ抄說ニ讓置、聞書ヲ省キテ不載モノ也

と云ふ。而して又三部本書を擧げ、舊事本紀には「此通ニテハ吾國ノ龜鑑トハ言難シ、是ハ只先代ノ舊事ヲ取集タル一通リノ事也」とし、古事記には「是亦天氣ニ不叶」とし、日本書紀に對しては

「當書ノ高ク前二部ノ上ニ出テ吾國無上ノ書ナル叓ハ題號ヲ以テ測知ヘシ、神胤皇裔ノ正說人倫日用ノ大道灼然トシテ明白也、神代上下卷ハ日月ニ象リ人皇紀二十八卷ハ二十八宿ニ象リ合セテ三十卷ハ一月ノ數也、凡テ開闢ニ初マリテ四十一代持統天皇ノ紀ニ終ル、當書ニ漏タル叓ハ舊叓紀古叓記ヲ以テ考

合セ當書ト二部ノ書ハ相違アル㕝ヲハ何時モ當書ヲ以テ正說トス、是コノ書ヲ見ルノ指南也、去ハ此書ヲ補助トナル程ニ前二部ヲモ相並ヘテ古來三部本書ト用來ルソ」

と推尊してゐる。次に二、三の句を擧ぐれば、

「人ハ天下ノ神物ニテ天地ノ全體ヲ稟テコノ惶根ヲ備フルソ、此惶根ヲ備フル故ニ人面足也、カシコハカシコム也、畏ルヽノ義オソレツヽシム也、根ハ根本也、是ヲ以テ根本トスルソ、禽獸ハコノ惶ト云モノヲ備ヘス、是故ニ禽獸也、人ハコノ惶ヲ以テ根トセヨト天神ノ命ヲ受來ル故ニ氣ニ牽レ欲ニ遷サレントスル處ニテモイヤ〳〵是ハ道ニアラズトジツト惶愼ムソ、惶愼ムカ故ニ人也、是故ニ一息ノ間モコノ愼ヲ離ルヽ時ハ忽チ、禽獸トナル也、是ヲ以テ垂仁天皇ハ日愼二一日一ト宣ヒ倭姬命ハ愼而莫レ怠ト日本武尊ニ示シ玉ヘリ

漢字ノ上ニテハ敬謹愼ノ類各其字ニ因テ分別アルト見エタレ共日本學ニ至リテハ文字ノ上ニヨル㕝ニアラス、コノツヽシミト云訓ニ重秘アツテ道體ノ妙ヲ明ニ知テ宗源唯一神道ト落着スル傳アリ、地ハ土生金ト土中ニ金ノ生ス

ル處ニ於テ成就ス、人モ內ニ金氣カ立處ニ於テ人ノ面カ足也、內ニ金氣カ立ネハ形ハ人ノ眞似シタル禽獸也、叓ニ謹愼ム時ハ內ニ金氣カ立也、土金ノ相傳トテ祕中ノ祕也、賢ヲカシコシト訓スルモ此意味也、克畏愼ムヲ以テ賢トスルソ、克味ヘテ工夫ヲ費スノ上口傳ヲ受ヘシ」(面足惶根ノ條)

「淡路ト書ハ萬葉書也、根元アハチト云ハ吾恥ト云意也、二神始テ小洲ヲ生テ吾恥辱トシ玉ヘリ、故ニアハチト名付玉ヘリ、恥ト云叓ハ是ヨリ起レリ、恥ヲ知ト云ハ已ニ義ノ正シキ故ソ、吾國義國ニシテ人ヨク、恥ヲ知故ニ今日マテ國家太平ニシテ人道美也、一毫ノ恥ヲ恥ヌヨリ終ニ盜竊ヲモ不恥君父ヲモ弑スルニ至ル也、去ハ恥ヲタニ克知ハ道ヲハ不レ可レ失コレ金氣ノ立本也」(淡路ノ條)

「傳云萬物氣化シテハ又コレヲ主宰スル君主ナクテハカナハヌ叓ソ、天地ニ君臣上下ノ樣アリ、人道イカテカ君臣上下ノ道ナカラン、若君トシテ下ヲ治メ下トシテ上ニ從フ道ナクハ强ハ弱ヲ凌キ大ハ小ヲ苦メテ全ク禽獸ト殊ナル間鋪ソ、就中君臣ノ位ノ正鋪ト云ハ吾國ノ叓也、兩神ノ不レ生二天下之主者一歟トテ日神ヲ生セ玉ヒシヨリ一神ノ御子孫永ク百億萬代ノ皇統ヲ傳ヘ給フ叓更ニ他

國ニ其例ナキ叓也、萬國最上ノ神國ト云ハ是也、サレハ此一神ノ神德ハ天地ニ滿萬世ニトコシナヘナル叓日輪ノ御德ト全ク唯一體也、故ニ日神ト申シ奉ル、大日孁貴ト申シ天照大神ト申シ天照大日孁尊ト申奉ル、皆以日輪同一體ノ御名義也」(既而伊弉諾尊伊弉冊尊其義云々條)

「神代卷惟足抄　(寫本五卷、帝國圖書館所藏)

上卷の終に奧書ありて曰く、

「正德三年癸巳閏五月廿八日寫成　自跡部良顯公傳之　友部重垣翁」

卷首に曰ふ、

「スヘテ日本ノ書ニ舊事紀古事紀日本紀トテ三部ノ書アリ、禁祕抄ノ内ニモ三部書トノセラレテ禁中ニモ大切ニ成サルヽ御本也、和漢𪜈ニ大古ニハ文字ナシ繩ヲ結ヒテ心ヲ通スルヿニテ有シ也、漸々ニ文字出來ケレ𪜈竹ニホリ木ニエリテ一句一章ハカリ有テ一部ノ書トナルヿイマタナカリシ也、人皇遙ニ經テ卅二代用明天皇ノ御宇ニ當テ聖德太子蘇我馬子ニ仰テ一部ノ書令レ成日本ノ龜鑑トモ可成書カト公卿僉議有ケレ𪜈不レ叶二其意一、聖德太子薨シ玉フニ依テ

馬子一人シテ成就セシム、故ニ不宜太子草案ノマヽ也ト云ミ、因茲往古ノヿヲ集タル書ト云心ヲ以テ先代舊事本紀ト云題號ヲ下サレシ也、其後人王四十代天武天皇ノ御宇ニ舍人稗田阿禮ト云アリ、廿八歳ニメ為人謹恪ニメ聞見聰明也、天皇阿禮ニ勅メ使習帝王本紀及先代舊事紀未令撰録シテ世運遷代ス、サテ又四十三代元明天皇ノ御宇ニ太安麻呂ニ仰テ令撰阿禮カ所誦書ヲ書成テ和銅五年正月廿八日初上ル、是モ前ノ如ク僉議有テ龜鑑トハ成カタキトテ古事紀ト云題號ヲ下サレシナリ、

四十四代元正天皇ノ御宇養老年中ニ天武第三ノ御子舍人親王ト太ノ安麻呂ニ仰テ書ヲナサシム、成就メ禁中ヘ上ラレタリケレハ公卿僉議有テ是コソ日本ノ龜鑑モ成ヘキ書物也トテ日本書紀ト云題號ヲ被下シナリ、故ニ日本三部ノ書ノ内ニ日本紀ヲ以テ最上ノ書トスルナリ、此勲功ニ依テ舍人親王ヲ崇道盡敬皇帝ト謚シ奉ル、藤森ノ神社是也、

舊事紀ハ色々ノ說々アレ𪜈雜博也、古事紀ハ事少ケレ𪜈道理粗ヨキ處カアル也、然ニ依テ二部ノ中ニテハ古事紀ノ道理ヲ用ル也、日本紀ノ見ヤウ道理ニ餘

リ不預處ヲハ舊事紀ニユヅリテ不書ナリ、而兩説アルコハ日本紀ヲ取ル也、總メ此舊事紀古事紀ヲ並ヘテ日本紀ヲ見ルコアリ、是三部ノ書ノ見ヤウ也、日本紀幷凡テノ書ハ假名ヲ大事ニスル也、往古ハ漢字ナシ日本ノ文字アリ、然ニ應神天皇ノ御代ニ新羅百濟高麗ノ三韓ヲ攻從ヘ給シトキ詞モ不通文字モヤヨハス、依之三韓ノ者ニ日本ノ文字ヲ習ハセントアリシカ遠境ナレハ其改モ不自由也、日本ノ者ニ漢字ヲ習ハセンハ掌ノ内ニメ成安シトテ和字ヲ止メ漢字ヲ可習ヨシ勅定有テ神代ノ文字ヲ習コ禁セラレシ也、漢字ノ渡始論語孝經千字文等也、其後漸々三百年ホト經テ盡ク日本ニ漢字ミチ渡ル也、欽明天皇ノ時代ニ至也、此道理ヲ以テ日本ノ書ハカナヲ大事ニスル也、カナニ文字ノ付タルモノ也」

又卷末に曰く、

神武帝曰、聖王之立制義將隨時苟利民何違聖之法、天照太神以鏡御相傳ト被成、然ニ此鏡ハ本來我ニ備ル澳津ノ鏡ヲ器ニ表シタルモノ也、人々此鏡ノ照メヲル故ニ神代ノ民ハ利欲爭奪ノ心ナク自然ニ治テ無事ナリ、神武帝ニ至テハ人

情衰タリ、故ニ此鏡不明メ萬民利スル所ヲ好ム、爰ニ至テ神武帝時ノ一字ヲ識テ曰利民何ソ聖ノ法ニ違ント、然レハ萬民利スル處ヲ治玉フニ依テ忽天下歸服セリトナン、凡テ此時ト云字ニ深キ意味アリ、人々澳津ノ鏡ヲハ備ヘタリ、其奥津ノ鏡ヲ照シミレハ何ソ利ニ心アランヤ、然レトモ是時ヤ先其利スル處ヨリ道ヒク時ハ民從ヒ易クソレヨリ又心鏡ヲミカク敎ヲモ請ル也」

五　神代講義拔書　（寫本一卷、靜嘉堂文庫所藏）

奥に

「吉川惟足講談之趣八册有トモ有マシヨミヤウ知ランタメ三卷寫之ス」

とあり。一、二句に云ふ。

「何レカ初カ終ト云事アラス、天地ノ流行又同シ、陰カ始陽カ終ト云事ナシ、日月ノ行度モ替事ナシ、月東ニ出西ニ入又一陽來復ス、人ノ死生モ是同シ生スレハ又死スルノ理有リ、(中略)今日中モ少モカンタンナキ也、靜謐事ヲ常トシテ天理ノ流行ノ如クスルハ神道也、我ヲタツルハ學者ノヒカコト也、我ヲ捨ト云ヘハ佛者ト同也、五倫ヲ本トメ畢竟天理ニマカセテ行ヱハ道ノ流行也、安河ヲヘダツ

ル事ナシ、ヘタツルニヨッテ流行不動也」（一書日月神素盞嗚尊ノ條）

「致其祈禱トハ神明ノ威應此方求ル心也、天地一氣ヲノミノンシテ我天地ノ一氣ニカエッテ一氣一理一ツナレハ威應也」

以上が殘存せる神代卷の惟足の講說として管見に觸れたものであるが、この講讀に於ては特に家傳が重んじられたことは、家傳聞書に「家傳ヲ不得シテ抄物任セニ神書ハ不濟モノゾ」と言ひ、殊に「以二臆見一不レ可レ立二一派一事」の一項を「憲令」に規定したことに依つてもわかるものである。〔六〕

次に中臣祓を重要視したることは一言にして之を言へば「中臣大事」に〔七〕

中臣祓者天兒屋命以二天照大神之御教戒一而著レ書備二于萬代之龜鑑一、時大神賜二題號一稱二中臣祓一、中臣之二字者演二示君臣合躰四海平安之理一、

とあるに依ても明かなる如く、天照大神の御教戒に基き君臣合躰四海平安の理を說くところに此祓の價値は絕大なるものがあるとするのである。〔八〕特にその神道の所據となつた思想は惟足が堀田正俊に與へた「中臣祓抄」の卷末識語に依つて知ることが出來る。

夫神道者内以ㇾ敬爲ㇾ躰外以ㇾ祓爲ㇾ用也。躰用兼備爲ㇾ唯一、拂ㇾ邪念ㇾ則敬自行矣。因ㇾ茲吾國君臣共以ㇾ此祓ㇾ爲ㇾ日用法ㇾ。故中臣之二字有ㇾ君臣之口授ㇾ也(中略)

敷島の日本諸人誰もしれ君と臣との中臣のみち

とあるもの卽ち之であり、この中臣祓には「中臣祓三箇五箇八箇大事」の口決あり、その聞書には「中臣祓御講談聞書」がある。

一　中臣祓御講談聞書　　(國學院大學附屬圖書館所藏)

奥書には

「寛文九龍集己酉秋八月廿五日未中刻

吉川氏惟足從時先生御講談

門人不破氏惟益行考聞書畢

右中臣祓御講談聞書以ㇾ不破惟益行孝自筆本書ㇾ、於ㇾ東京山下兵部省治療所之邸ㇾ寫畢矣、

明治三年庚午九月四日

中野愼之丞長義

次に巻首より要領を左に揭ぐ。

「寛文九己酉年八月廿二日鎌倉山ノ内吉川亭ニテ講談始

一先生仰ニ云中臣祓ハ何座ニ講スルソト云ヿモアルマイヿナレ𪜈……今度

五座ト三座トノ間ヲトリテ四座ニ可レ申也

廿二日申下刻ヨリ至戌刻起リ題號ヨリ序談畢ル

仰云先中臣祓ノ三字ヲ初メヨリ云ヘキナレ𪜈作法トメ祓ト云ヿノ中ソ、サテ中臣ノ二字ヲ沙汰申事也、扨祓ト申ハ伊弉諾尊ヨリ起ル也、ソレハ何故ニ起ルソト云ヘハ伊弉諾尊伊弉冊尊萬物ヲ造化マシマシ終ニ火神軻遇突智カ生ルヘ時ニ母伊弉冊尊神去マシマス、伊弉諾尊戀慕哀愁ノ思ヒニ沈ミ給ヒテ末代ノ群生如此ノ思ニ沈ム時ハ本性ヲケガスヘキホトニ其ノ誤リヲハラフヘキ道理ヲ教ント思食メ教ヲカルヘヲ祓トハ云ナリ、其時筑紫ノ日向ニアル橘ノ小戸ノ檍原ヘ出給ヒテ祓ヲメサレタリ、祓ニ内清淨外清淨ト云ヿガアル、内清淨ハ心ニ一念不起ノ處ヲ觀メ起ル處ノ念々ノ不淨ナル處ヲ忌サグルヲ内清淨ト云ヒ、又行水ヲメ離レ垢清淨ノ衣服ナト着スルヲ外清淨ト云フ、是ハ一往ノヿ也、惣

メハ水者滌レ身身者滌レ心ト釋メ以レ水身ヲ洗ヘハ心ヲ自ラ清クナルヤウニ思ワルヽハ眞實ニ心カ清クナル也、是水ハ身ヲ洗ヒ其德ニヨリテ心ガキヨウ覺ユレハ身ハ心ヲ洗フ也、能々可レ觀、陰ハ不淨陽ハ清淨ナハ天地自然道理ノ定ル處ソ、先一往ノ定マリ也、心ニ傷ム所アレハ陰惡ニ墮ルソ、其時一念不起ノ元本ニ立歸レハ其傷ム所ヲ思直スガ陽ソ、生死ノワカレヲ人ニハ利口ニ云ヘモ一身ニカヽレハ思ステカタク頗ル心神ヲ傷ムルソ、何モ了簡シガタイ處ソ、爰ヲ伊弉諾尊ハ身ノ上ニウケテトクトシロシメサルレハ末世ノ衆生ニ致ンタメニ內外清淨ノ祓ノ道理ヲ立ラレタル也、伊弉諾尊橘小戸テ仰ラルヽヿハ上瀨是太疾下瀨是太弱ト宣テ中瀨ニテ盪滌シタマフトイヘリ、愼テ心正キ時ハ自ラ中ニ叶也、中庸ハ儒ニ說キ中道實相ハ佛法ニ說ト云ニハアラス、中ハ天地自然ノ道理ナレハ誰人ノ私ニモアラス也、中ト云ハ上瀨中瀨下瀨ノ義ニハ不限萬物ノ上ニ於テ中ハ自ラ備ルソ、中（ナカ・アタル）此二ツノ和訓アルニヨッテ文字ノ聲ヲ替ルヿアリ、神道ニハサシテ不用也…（中略）…ナカアタルト云ニ付テ靑ノ中理ノ中アリ、一尺ノモノナレハ五寸メヲ中ト云ハナカ也、是事ノ中也、一尺テモアレ

トコナリモ其物ノ上ニ付テホトヨイ處カ理ノ中也、是ヲアタルト云ヘキ也、是モ一往ノ談ナリ、事理モニナカモアタルモ可云也、カタツチニ云コヲ神道ニ不好也、事理躰用ヲ兼タルカ神道ノ談也、扨祓ト云ハ本愼ミノ一字ヨリヲコル也、二六時中ツヽシマスンハアルヘカラス、然則日用ガ全ク祓也」

「一念不起トハ月モ雲モ花モ風モ思ツテ心ニツヽシミテ安住シタル也、此處カ本分ノ心也、カウ云ヘハ當世佛學ノ人ノ云ヘル無念無想ニ似タリ、當世佛者ノ無念無想ト云モノハ天トモ不思地モ不想父モ母モ君モ臣モ想フ念ナク安閑無事ニメ扨アル境界ヲ云、仍之父母ヲ離レ君臣ヲ棄木石ノヤウニナルヲ無念無想ト思ヘリ、吾道ノ一念不起ト云ハ全ク不然」

「此性ハ清淨ナリ故ニ此性ニ率テ行フヲ道モ云、性ハ神ナレハ性ニ率ヒ祓ヲ以テ清淨ノ地ニ至レハ全ク神道ナリ、性ハ中ナリ神ナリ理ナリ、祓ハ本分ノ一念不起ヘ歸ルホトニ胸霧自ラ消テ渾沌未分ノ位ニ歸リ渾沌ハ如鷄子溟涬而含牙ト釋メ天地未分ニメ萬物相渾融メアル處ヲ云、此處ニ本付クヲ敬ト云、ツヽハタチツテトデツチト云ニ同シ、土ハ中也、萬物ノ母タリ、此土ノシムルノツヽ

シムト云ナリ、此ツヽシムト云カ唯一神道ノ傳授宗源ノ眼ナリ、口訣アルヿ也、敬ハ祓ノ本ナリ、祓ノ本ナレハ天地ノ元メナリ、又大道ノ元ナリ、此敬ノナイハ人テハナイゾ、ツヽシムテコソ道ト云モノハアルゾ」

「大津乃邊仁居留大船乃　大津トハ海邊ゾ、船ノ海邊ニツナカレテクツルヤウナハ惡ルイゾ、又我コソツナカレネト云テ君ニモツカヘス妻子ヲモ捨テヲトリマハルハ狂者ゾ、今時ノ佛者ノ見ガミナサウイクゾ、…(中略)此篇ヲ習合ノ見解ナ人々ガサマ〲ニ利口ヲ付テ注スルゾ、吾道ハ初メ春日大明神ヨリ代々君臣ノ道ヲ立テ此中臣祓ヲ傳授スルヿゾ、ソレヲ習合ノ見解ノ人ガ言フニハ神道モ全ク君臣父子夫婦ナトニツナカルヽヿハワルイト思フ證據ニハ大津乃邊仁居留大船乃舳綱解放地艫綱解放ツト云ヿカアルト云フ、是ハ各別ノヿナリ、佛見ニハ解放チテ風ニ任スルト心得ルゾ、我神道ニハ神道加持ト云ヿカアルゾ、加持トハ撮ゾ、神變加持神道加持神力加持トテ三妙加持ト云ハ船ノ撮ヲカタトリテ云ヿゾ、風ニ任スルヿナク心ニ任セテ行ヘキ處ヘ至ルハ撮ノ德ゾ、異國ノ道デモアレ忠孝ノ道ニソムカズハ神道ニユルメ取ル所ゾ、神職神官

ニテモ忠孝ノ外ヲ云ハヽヤカテ異端ノ罪人ナリ、凡ソ神道ハ說キ畢テ神道ノ忘ルヽガ神道ソ、神道トテ常トキレカワリテコト〳〵シキ事ハナイソ、只天地自然ノ道マテソ」

猶傳に就いては後に述べるが、三箇大事、五箇大事、八箇大事といふのは大要次の如くである。(元祿十七年三月廿六日松平左兵衞督江令相傳畢、同年四月九日津輕越中守殿江令相傳畢」と奧書あるものに依る)

イ　三箇大事口授

高天原卽天理也、天津罪國津罪者對人、氣吹戶主者對地、高者示竪、原者示橫、然則虛空竪橫之中備神德則中之事理體用之元本一理萬殊之宗源也

(前略)高天原ハ天ニ配ス、天津罪國津罪ハ人ニ配ス、氣吹戶主ハ地ニ配ス、則此高天原ト云三字ニ天地人ノ三德ヲ統テ說レシ、先高天原ト云ハ高天原ト云唱ヘソ、惣而神明ノ大事ヲ說カセラルヽニハ必高天原ト云ヿヲ載セ玉フ…(中略)高者示竪原者示橫トハ先高ト云ハ竪ヲ說テ天ノ形ヲ指、原ト云ハ橫ノ示シテ地ノ形ソ、惣而廣キヿヲ原ト云……(中略)天ハ理也中也ト注シテ天ト云ハ空ノヿ

テハナイ、一理ノ妙體ヲ指シテ天ト云、天地萬物ヲ成就ナス所以ノモノハ則天ソ、天地ノ中ニ具ハリ萬物ヲ主宰シ玉フ一理ヲ指シテ天ト云ユヘ天地ノ中分ニ天ヲ置ケリ、始ヲナシ終ヲナスモノカ此妙體ニメ天地未分ニ此妙體有テ天ヲナシ地ヲ定テ扨天地ノ中分ニ其理ヲ具ヘタ…(中略)其妙體ハ見レ𪜈不見聞ケ𪜈聞ヘス、何始マルト云コモナク何終ルト云コモナイ、形アルモノハ滅セヌト云モノナイ、天地ト雖一度ハ滅ス、天地ハ命長キソ、萬物ノ内ニモ長短樣々有テ異ナルソ、然レ𪜈、此天ノ妙體ハ遂ニ盡ルコナイ、此道理ヲ會得シテハ此理ヲ亘シテ說ニ天地ノ事理此理ヨリ出タレハナニヽテモ此理ノ亘ラヌト云コナイ、妄カ中之事理體用ソ元本メ一理分殊ト云モノヽ根元ソ

天津罪國津罪者畢竟言傷衣食住之三元也、此三者人倫命之所係也、曰天津罪者天之作罪也、言其罪感天而應於其子孫、國津罪者我之作罪也忽有受於吾也

此高天原ノ道理ヲ悟ル間ハ神明同體ニ歸ル…(中略)…此三者人倫命之所係也ト云ハ中臣祓ノ書面ニ付テ一往ノ道理ソ…(中略)惣而今日覺ヘテナス無道ハ至テ無道ソ、吾ニ不覺シテナスコアリ、天ハ明ニシテ一々ニ天鏡ニ移シテ其大

小ニシタカヒ應ヲ示シ玉フ、去ル程ニ天ヲ祈ルト云ハ茲ソ（下略）

氣吹戸主者一氣一理之根元也、故號レ此曰二天柱國柱一、物者雖レ盡理者常也、氣者雖レ散主者不レ動、假令春者盡二于夏一夏者盡二于秋一秋者盡二于冬一冬者又盡二于春一而無レ盡之物是曰二氣吹戸主一也、以二此不動物一令二流行一者是則神力妙也、雖然就二流行一見レ之固二本然之體一、

（前略）夏ニナレハ春ノ氣ハ盡テ夏ニ隱レタ、隱ルト云ハ理ソ、氣ハ其用ヲ行ハレテハ散シテナフナル、舊年ノ春ハ盡テ今年行ハル丶春ハ新ニ生ス、陰ハ陽ニ盡キ陽ハ陰ニ盡テ氣ト云モノハ盡テハ又生シ盡テハ又新ニ生スルカ二氣ノ流行ソ、其流行ヲナサシムルユヘンノモノヲ道體ト云

氣吹戸主ハ一氣一理ノ根元ノ神聖ヲ指、氣ハ息ノ上略、吹トハ息ヲ吹出ス、戸ハ息ノ出ル所、主トハ息ヲ主宰スル所以ノ理ヲ指、一氣一理ノ根元ソ、天地ニ於テモ常ニ氣ノ流行シテヤマヌ所ハ我呼吸ノ出入シテヤマヌ所相同シ、天地モ此氣息流行シテトコシナヘニ立チ人モ氣息流シテコトフキ（壽）ヲ保ツ、此息ト云モノヲ以テ生テ居ルソ、息絶レハ死スルソ、天地モ同シ、故ニ生キト息ト同訓ソ

ロ　五箇大事

題號中臣祓

三箇大事ニ云通リ三箇ノ理ヲ以テ日本ノ道理ヲ究メラレタヿソ、三箇ト云ハ天人地ノ三德ヲ貫キ凡ヘタ數ユヘ則又此中臣ノ大事ハ三箇カ畢竟ソ、扨又此中臣ト云題號カ肝要ソ、此題號ハ一部ノヿヲ統貫ヒテ道理ヲ盡サレタ、扨天照此國ニ萬乘ノ主ヲ定メラレシ始天照高皇御相談ナサレ瓊々杵ヲ日向之高千穗峰ニ天降シ玉フニ兒屋太玉ヲ八百萬神ノ棟梁トメ付ラレシ、其時君道ハ瓊々杵ヘ御相傳ナサレ臣下ノ道ハ兒屋太玉ヘ仰渡サレ君臣合體ノ道理ヲ本トメ君臣ノ御誓此題號ニ述ラレシ、此道理ハ一人ヘ御相傳申事ナレハタヤスクセヌヿソ、然レ共一人ハ天下ヲ治メ玉ヒ又大名ハ國ヲ治メ一城一村ノ主ニ至ルマテモ此中臣ノ心ヲ以テ治ムル日本ノ相傳ナレハ道ニ志アル人ニハ古來又相傳セシヿソ、本中臣ノ二字ニ君臣ノ理リアリ、スレハ君臣祓ト云心ソ(中略)君臣ノ君ノ場ニ中ニ置ケルハ人ノ君トス、人必不德ノ君ヲ用ヌトイフ心中ハ理也神也ト註シテ中體ノ德ヲ以テ中ト云、天地ノ中央ニ則テ萬物ヲ主宰スル神明ノ理ヲ中ト云、君ニシテ中體ノ道理ニ叶フ人ヲ一人トスエヨト有、天照ノ

命ソ、トミト臣ヲヨムハ上一人カ中體ノ徳ヲ行ハルレハ下萬民富榮フト云心畢竟一人中ナレハ萬民トムト云心ソ、此ハ端的ノ道理ソ、今一人ハ公方様ソ、一人不徳ナレハ萬人ノ苦ミニナル正フマシマセハ萬人安ク樂ム、臣ハ萬人ニカヽル君一人ノ爲ニハ下ハ皆臣ソ…(中略)若不徳ニ坐セハ此ヲ退ク、退クルトイヘト臣トメ位ヲ蹈ヿハナラヌ、皇統ノ内其徳ヲ撰テ位ニ卽ケ我ハ臣タル道ノ守リテ上ヲ犯スヿナイ…(中略)此ホト勢カアルト雖吾國ハ臣トシテ帝位ヲ蹈ヿナイ、天ニ二ツノ日ナク地ニ二人ノ王ナシテ不徳ナレハ日種ヲ尊テ徳ヲ撰テ世ヲ禪リ奉リテ臣ノ位ヲ守リテ仕ユルソ

中臣祓者君臣共ニ以二此祓一日用之矩トナスヘシトノ題號也

所謂天孫降臨之時天照大神高皇産靈尊ノ勅命ヲ以兒屋命萬代ノ龜鑑ニ記シ玉フ也

因茲君臣共ニ以二此祓一日用ト爲玉フ、然者君臣祓ト云ヘキヲ中臣祓ト號ルヿハ先君ニ對シテ敎ヲ宣玉フ、言心ハ末代ニ至テ不徳ノ君ヲ有セシトノ義也

此書ハ君臣ノ道ヲ本トシテ五倫ノ道ヲ說レタレハ神代ヨリ君臣共ニ此書ヲ

日用ト致スヿソ、君臣ノ道ヲ本トシテ說ルヽヿナレハ君臣祓ト云ヘキヲ中臣祓ト號ケラルヿハ君ニ對シテ敎ヲ宣レシ、君ノ字ヲ退テ中ノ字ニ替タモノソ、…(中略)君ニシテ中道ニ叶フカ君ト云モノソ、是ハ神代最初ノ御敎ナレト臣ニ德カナケレハ末世ニハ不德ノ君ヲモ正スヿナイ、扨此道理ハ一人ニ不レ限一國一境一家ノ準ニナルヿソ、我國ハ開闢ヨリ君臣ノ道ヲ不レ改シテ則上ノ敎ヲ受テ下ニ行フヿナレハ此ヲ一國一境ニ行フ所カ和國ノ敎ソ、然レハ君臣合躰シテ永久ニアルヿソ、

八、八箇大事

高津神高津鳥

五箇加二高津神高津鳥等一云二八箇一或除二高津神高津鳥一加二可々牟呑丑牟一爲二八箇一先加二高津神高津鳥一爲二八箇一可(奧書に又「但可々牟呑丑牟之釋享保二年酉十二月改之」とあり)(前後略)

次に吉川神道の學說を考究するに當り直接の資料となるものとしては「視吾堂集」〔九〕、「吉川家神道祕訣書」〔一〇〕、「土德篇」、「未生土之傳」〔一一〕等があり、而して此外特に神道大意

の註釋が擧げられなければならぬ。而して、これに關して管見に觸れたものは、

一 神道大意註　（山本信哉博士編神道叢說所收）

二 神道大意講談　（神道叢書所收）

三 神道大意抄　（名古屋圖書館所藏）

奧書に

「元文三年午菊月吉日　俵天足彥門人

伊奈幸彥謹テ寫ス

元文四未三月十五日　俵天足彥門人

河村敬彥寫之」

とあり、大要次の如くである。

此大意ハ天兒屋根命三十七代卜部兼直ノ撰也、然ルニ此意趣ハ吾國ハ神道ノ以テ道トス、故ニ　天照大神ヨリ人皇十六代應神天皇マテハ神道ヲ以テ天下國家ヲヲサメ下萬民モ皆神道ヲ行ヒシニ、應神天皇ノ時儒書日本ヘ相渡リ其後人皇三十代欽明天皇ノ時佛書相渡シ時天下悉ク佛ヲ信仰セラレシ故、天下

ニヱキレイハヤリシカハ守屋ナド是吾國ノ道ヲ捨テ他ノ國ノ佛ヲ信シ玉フ故ナリトテ則佛像ヲ難波ノ堀江ヘ捨ケルニ、此時聖德太子ト蘇我ノ馬子佛法ヲ信シ志ヲ一ツニシテ守屋ナトヲ亡シ玉フ、故ニ儒佛流布シテ吾道ヲ汚シ天子下萬民モ迷ヒテ神道潭ク衰ヘ、兼直ノ時代ニ至リテ猶以テ如此也、兼直神祇ノ長ナレハ深ク是ヲナケカシク思ヘモ忽ニ諫言ヲ入ルレハ忠言耳ニ逆フ、カヘリテ身モ亡ヒテ何ノ益モナシ、是我ヲ思ヒテ道ヲカロンスルニアラス、道ノ爲忠ノ爲ニハ一命ヲ捨ルトテモ顧ヌ理ナレモ一タン時ニ隨ヒ侍ル、唐ノ韓退之ハ佛骨ノ表ヲ捧テ還テ謫クセラレタリ、向フニ暗昏地ナル所ヘハ忽ニ諫メヲ入ルモ明ニナラサルヘキ也、故ニ神道ニハ不言シテ諫ヲ云事或ハ中臣祓神代ノ書口決ノ上ニ在テ亦儒書ニモ有事也、易ニ納ヲ入ルヽ窻ヨリスト有、少アカルキ處ヨリ入ル時ハ許容也、蔀戸ヲ閉テ居ル所ハ座中ヲ暗フシテ書ヲ見ルカ如クニシテ諫ヲ入ラサルカ理ノ蔀戸ヲ細目ニアケタル處ヨリ入レハ必ズ向フニ諫ヲ聞モノ也、主人ニ限ラス朋友ニ交ルニモ何カ異見ヲ云時モ意ノ明ケキ處ナキ時ハ何ホト云トテモ聞入ルヽ物ニアラス、故ニ兼直此書ヲ作ツテ

表ノ如ク捧ニ天子ニ玉フ、然ハ亦儒佛ノ話ヲノセタルハ如何ト云、是神道曲玉ノ法也、向フノ人道トスル處ヲ以テ吾道ニ引入ルヽ也、是曲テ不曲ノ徳也、アル人孔子ノ前ニテ申上ケルハ直ナル者コソ御座候ヘ、父ノ羊ヲ盜タルヲ其子是ヲ顯シタト申、孔子ノ仰ラレケルハ身モノ方ニモサヤウノ手コソアレ、親羊ヲ盜ケレバ子トモニカクシタリト仰ラレシ也、此心ハ親ノ盜ヲ現シ親ヲ罪スルハ直ニシテ曲タル也、子モニカクセシハ曲テ不曲所也、故ニ儒佛トテモ外ニアラズ、皆吾道ヨリ出ルナリ、道ハ國土ノ風ニ順ヒ別ルヽナリトイヘモ其源ハ唯一ニシテ吾道建立ノ爲ニ書レシ也

神道大意

神道ノ義奥ノ文段ニ有大意ト云ハ、只大方ノヤウニ思フハ非ナリ、大意ハ大綱也、其故此書ハ唯一宗源ノ旨ヲ委ク說故ニ此書ノ心ヲ能極ル時ハ神道ノ至極大綱也ト見ルガヨキ也、私尤大綱ヲ云タルトテ兼直ノ心ニシテハ大槩也、言ハ我トシテ神道ノ意ヲ云ベキ只大旨ヲ詮ト云心ニテ謙退ノ心ナリ

○中略

抑開闢

天地開闢ノ初運ニ運命ヲ與ヘ玉フ、國土ノ宗頼ノ元由國々品々有トイヘドモ其源吾國ニ在リ、其宗トハ萬法一ニ歸スル神吾國ニ在リトシ、此源ト宗トハ名法要集ニ曰、宗トハ萬法歸レ一源トハ諸縁開レ基文已上也一ニ歸ス開基トハ畢竟萬物ノ本也故ニ宗源ノ二字ヲモトヽ訓スル也、萬行ノ濫觴吾國ニ在ル故ニ此宗源神道ヲ以テ天兒屋根皇孫尊ニ仕ヘ始テヨリ今日ニ至マテ王代ヲ不レ改君臣ノ禮法不レ亂大唐ハ中國トイヘドモ幾度モ夷國ニ從ヒ、故ニ唐ヨリモ君子國ト名ヅケテ如何ニ況哉吾神國ニ生ル者ハ專ラ吾國ヲ仰グ事本意也、吾國ヲ捨テ他國ノ道ヲ行フハ皆吾親ヲ捨テ人ノ親ヲ敬フニ似タリ、吾神明ノ罪人也尤我國ヲ可仰也ト書テ去ラルヽ事也（下略）

四　神道大意聞書　（國學院大學附屬圖書館所藏）

「于時寛文九己酉年十一月十九日

下總國葛西本庄於菅谷八郎兵衞殿亭

吉川先生惟足老講談　　門人　不破氏惟益記之

寛文九龍集己酉冬十二月廿一日

先生重而於萱谷殿亭講談」

と云はれるものである。大要に曰く、

「乾坤に先立留神

仰曰形有ル神ニハ非ス乾坤ニ先立ル故ニ天地モ始ラサル時陰陽未分渾沌ノ處ヲ指シテ云神ソ、天地ニ先立テ天地ヲ定メ陰陽ニ起テ陰陽ニナルト申テ天地ヲモ諸神ヲモ生スル所以ノモノヲ神ト云、天地モヒラケス又以前ヲ神ト云ホトニ天照大神ヨリ以後ノ道ヲ神道ト云ニハアラストニ云ヿ明ラカ也、異國ノ道ヲ好ム人ノヲモヘラク神道ハ天照大神以後ノ道ナリ佛道ハ無始無終本來ノ上ニ說處ナレハ佛道ハ根本神道ハ末法ト云ヘリ、吾道ヲ窺モ見スシテ己ガ見ニ名ヲ付ルヤウニ心安ク論スル處也、言語道斷ノ曲事也」

「混沌ハ萬物ノ理氣一カタマリニマロカレタル處也、一心ニソナハル處ノ理ト氣トヲ云タソ、朝トクヲキテ物ニマシラス處ノ心ノ上ニ付テ見ヨリ養平旦氣ト孟子ノ云處ソ、混沌ノ躰ヲ云ヘハ天地未分ノ時萬物ノ一カタマリノ躰ヲ云

ソ、其理ヲ云ヘハ根本我等ノ一念未生ノ處ソ

仰曰先日モ申如ク此書ハ天地萬物一躰ノ理ヲアラハス處也、天地萬物一躰ノ理ハ畢竟一心ニ本付處也、理ニハ古往今來ノ沙汰ナシト云ヘ𪜈事ニ於テハ萬物各別ノ重アリ／

混沌未分ノ時人トナルヘキ理ソナハリテ今日ノ人トナルヿ也、今日ノ人トナリ物トナルヘキ理ヲ含テ未アラハレサルヲ混沌ト云、是ヨリ動キ出テ天トナリ静ニシテ地トナル、天地陰陽ノ理ヨリ人倫ノ道ヲ説タヿソ

然レハ道ハ人々固有ノ道ソ、天ニ有テハ神ト云、人ニ有テハ心ト云、神人一體ソ、故ニ神ヲ心トナセルヲ人ト云ソ、サレ𪜈氣質ニサヘラレテ神ト人ト雲泥トナルソ、唯一神道ニ本付テサトリヌレハ人々國常立尊也、依之心波則神明乃舍ト云ソ」

「仰曰國トハ世界ノ本躰也

常トハ萬古不易ノ稱

立トハ不易ノ理ヲ以テ萬物ヲ建立スル方也

尊ハ貴ミ重ンスル心ナリ………

此國常立尊ト申ハ常ノ神ニハ非ラサル也、天地ニ先立テ天地ヲ定メ陰陽ニ起テ陰陽ニナル全體ヲカリニ名付テ神ト云、其神ノ御名ヲアラハサハ國常立尊ト申ス也」

「儒佛乃二教止波

仰曰如此見レハ儒佛ノ二教トテ必シモケツリ捨ヘキノ道ニテハナキ也、辰旦ニテハ儒道天竺ニテハ佛法也、其土地ニ依テアノヤウニ云ワス行ハネハナラヌヿ也、素夷狄行乎夷狄ト聖人モヲモシヤタナク儒佛ハアナタノ夷狄ノ道ヲコナタヘ來テ宿ヲカリテ說ク分トシテ我道ヲタカフリ此國ヲ蔑如スルヿハ神明ノ罪人ノミナラス、己カ儒佛ノ祖師ノ心ニモ叶フヘカラス、或ハ素行ノ道ニソムキ或ハ我慢ノ利也」

「一心乃源トハ水ノモトヲ尋レハ峯ヨリヲツル所也、一心ノ源モ又如此ナリ、萬法乃流於分津トハ嶺ヨリヲツル處ノ水分レテ色々ニナル程ニ是ヲ色々ニ用ヒルソ、嶺ヨリヲツル處ノ水ト落テ江河ニナル處トハ其水ハ全クカハラネ圧

其用各別ニナルヿソ、儒佛二敎ハ流ニタトウ、神道ハ宗源トテ嶺ヨリ出ル端的ノ水ニタトユル也、然ニ傳敎弘法ハ神佛一體ト見ラレタソ、一理ノ上ヨリ見ル時ハ佛神ヲ一體ト云ニ不限天地同根萬物一躰テ佛ト牛鳥モ一躰ソ、サレ𪜈天地開闢シ分殊差別ニ下ル時ハ天地懸隔ニシテ天ヲ以テ地𪜈セラレス地ヲ以テ天ニモナサレヌ也、清メハ昇リテ天トナル陽ニ〆・火也濁レルハ降テ地トナル陰ニシテ水也、是程違テ來ルヿ也、上ニモ申如ク天地陰陽ノ道理ヲ破ル法也、道ト名付ヘキモノニ非ス、神道ハ天地陰陽ニ隨テ天地ヲソダツル道也、水火ノ如ク各別也、何ヲ以テ一躰ト云ヘキ、如此各別ノ佛神ヲ一躰ト思フ妄見ヲ兩部習合神道ト申也、佛法ヲ必シモ悪キト申ニテハナク候、夷狄ニハサモアルヘシ、正直ノ神國ニ於テ神佛一體ト習合スルニ至テハ大ナル僻事也、一向尤ト存ゼラレサル義也」

「仰曰何レノ國ニ生レイカナル人カ此道理ヲ聞テ我日本ヲ仰ガザルモノアラン、然ルニ我國ニ生レテ神ノ子孫タル人神國ノ粟ヲ食ナカラ他邦ノ道ヲアガメ吾先祖ノ道ヲ不知ラ、タトヒ萬卷ノ書ヲソランストモ一文不通ノ盲人ト云

へシ、尤可レ憐、哀哉夫」

併し乍ら、前述の如く吉川神道は傳授特に面授口決に奥旨を傳へたのであつて、その秘傳の搜索探究によつて始めてその全貌を明かし、奥旨を窺ふことが出來るのである。この秘傳は習學の階級に應じて傳授せられた。その階級規準は次の如くであつた。

凡重位者一事傳、二事傳、三事傳、四重奥秘是也。其授レ之次第者、一事至二二事一、二事至二三事一、三事至二四重一。夫學良成而後、精撰二有才、正行、尊德、居遜者一而授レ之重位一事、修二德行實一自感二鬼神一者授レ之重位二事、德合二天地一道渉二古今一全二其敬一者、授二四重奥秘一之君子也、德亞レ之者、授二重位三事一。雖レ然、四重者唯受二一人之位一而、道統家之外傳レ之者古來稀也。故以二三事一爲二極位一者也。受レ之後、神道之學成矣。（一）

而してその秘傳は神代卷惟足講說によれば「凡神代卷ニ有二四十五ヶ條之秘傳一」と明記されてゐる。然し、その傳の階級に應じて授與された事とその散逸とは、今その全貌を目前に見ることを不可能ならしめてゐる。

今管見に及ぶ所の傳書の所在を示すと次の如くである。

(第一) 國學院大學附屬圖書館所藏

イ　參詣之次第外合綴

(細別)參詣之次第　神拜略式　咫尺尋常之口決　十二月名目　十種神寶　將軍祓并開聲等之傳祕　三箇大事口授　四弓再奧祕決　三神三聖再奧之祕決　和歌三神三聖祕傳重位　生死落着　心性傳　喪葬略式　葬祭次第神代之弓并羽之事　八目鳴鏑并鳴弦之傳祕　翁之傳

ロ　神拜之式　奧書に云(前略)爾時明治三庚午年霜月十三日夜　武井庸

ハ　宗源唯一理學一事日本書紀神代卷傳授目錄

奧書　右以大竹政文先生眞蹟寫之　于時嘉永七年春二月上旬也

嚴櫃舍主人政重

明治三年庚午五月二日於東京山下兵部省治療所之邸寫畢

中野長義

ニ　空津彥之傳外合綴

(細別)空津彥之傳　三種神寶傳　生死落着等

生死落着の奥書云

右生死落着傳秘口訣者於北郡蒲野澤村寄宿敬而寫畢矣

明治四年辛未四月吉旦　　中野慎之丞長義

ニ　天柱口決外合緘

(細別)天柱口決　牛馬五穀之口決　幸魂奇魂之口授　天上傳龍宮傳口授　五音之口決　鹽土之口決　土金口授　龍雷口授　都味齒八重事代主神推高彥根命武御名方命御名義口授　神明三元五大傳神妙經　轉性傳口授

ヘ　參詣之次第外合緘

(細別)參詣之次第　護身神寶　熱田大神宮秘決　死穢之口決　鹽土之口決　生死落着　中臣祓大意口決　中臣祓秘決　三箇大事口授　四弓再奧傳秘

ト　三事重位君道傳外合緘

(細別)三事重位君道傳　土金三事重位極秘傳　神詠四妙之事　和歌三神三聖之大事　和歌三神極秘決　三聖極意秘決　八雲重位極秘大事　四時定始秘決　六時之訓戒　右旋左旋秘決　神籬磐境之大事

チ　四重奥祕神籬磐境口授

リ　神軍傳記外合綴

(細別)神軍傳記　玉傳祕決　葬祭拜之次第　高天原再奥傳等　古史集錄

ヌ　二事重位情用傳外合綴

(細別)二事重位情用傳　二事神明三元五大傳神妙經　神代人代相別口決　二事虛空彥口決　神靈感應口決　鬼神口授　天神五代地神五代數曆口決

中臣大事　中臣再奥口授

ル　二事重位極祕口訣聞書外合綴

(細別)二事重位極祕口訣聞書　二事重位神妙三元五大神明經　神名傳龍雷口授　玉傳祕決　土金之祕決　中臣大事聞書　虛空彥　鹽筒翁　布留詞

十二月名義口決聞書　三種大祓口決

ヲ　二事深祕神靈鎭座傳

ワ　神道傳祕

右諸傳授書は昭和十年十二月、國學院大學の購入にかゝるものにして出所不

明にしてそのうち武井庸の書寫を除いては奥書なきものも、その紙質書體より中野長義の書寫に依るものと斷定される。又その年代は奥書により明治二年より四年にかけてのものと推定される。

中野長義は讀史備要九〇七頁吉川神道系圖によれば

吉川從方　　吉川政太郎
　　　　　　　　—中野長義

とあるも吉川從方は吉川家之系譜によれば吉川從門の長男にて從門は寛保四甲子年正月八日歿したれば古系圖の誤りなるは明白である。然し武井庸は明治初年會津高田町に鎭ります國幣中社伊佐須美神社宮司であつた事となほ中野長義の書寫本に大竹政文、大竹有雄、櫻井政重等會津神道家の傳書の轉寫本多き事とより會津出身の神道家たるを思はしめ、又會津の學者にして吉川從門の弟子となりたる中野義都(天明十年歿、七十一、會津藩教育考四八八頁)なる神道家あれば或はその末孫とも考へられるが詳しいことは不明に屬する。(國學院大學本に於ける合綴のあるは同圖書館に於て整理の便宜上な

したるものの由にて必しも理由あるものではない。）

第二　福島縣耶麻郡岩月村　三浦信氏所藏　唯一神道宗源吉川家口授相傳祕訣二冊

（細別）玉傳祕訣　土金之傳祕傳　三ヶ之大事口授　五ヶ之大叓口授　八雲神詠四妙之大事　三神三聖再奥之祕訣　心性之傳　鬼神之傳　生死落着十種之神寶　四弓再奥祕訣　大己貴命七名之口授　八目鳴鏑并鳴弦之傳祕神代之弓矢并羽之事　三種神寶之傳　忠孝之傳　心性之傳　三妙之傳土金之傳　牽牛織女之傳　感應之傳　妙用之傳　嚢中之黒櫛之傳　鬼神之傳　空津彦之傳．三神三聖之傳圖　重位二事極祕口決　翁之傳吉川家翁之傳吉川家　和歌三神三聖傳重位　和歌三神之圖

ソノ他聞書合綴

奥書　天明三卯彌生中旬　垣内北川菅親懿寫之

於孫ニ神道ニ志サハ幸ニ可ニ拜見ス吉川家之祕書他見無用タルベシ

第三　福島縣猪苗代町　土津神社所藏

神道御傳書

神籬磐境傳一軸(正容)　四重祕傳(正容筆)　神籬磐境唯受一人之大事并證明(從長相傳)　四重奥祕口決　三事重位傳　龍雷口決　神日本磐余彥天皇軍旅傳　三神三聖傳　君道傳　八雲神詠四妙傳　八雲重位極祕傳　土金重位極祕傳　三聖極意祕決　四時定始傳　再奥鬼神傳　傳代人代相別傳　中臣再奥傳　高天原再奥傳　神靈鎭座傳　鬼神傳　虚空彥傳　神明三元五大傳神妙經　情用傳　神靈感應傳　王傳祕訣　土金傳　三種大祓傳　神名傳　四時定始祕決　三事傳　二事傳　一事傳　鹽土傳　心性傳　勝軍祓并關聲等之祕傳　十種神寶傳　十二月月名祕決　咫尺尋丈之口決　古史集錄　龜卜傳　中臣祓集註　中臣祓大事口授卷物一卷

右土津神社所藏本は同社所藏の證明によれば明治四年二月大竹喜三郎氏の奉納せしものなり、但し諸傳書は吉川從長以降

其他に於て最も信用し得るものは吉川神道正統の最後たる佐藤政武の孫佐藤政博氏(福島縣相馬郡福吉村)の所藏本なるも、同家に於ける諸傳書及閉書類は政武

之が書箱に他見を許さざる制戒を記し封印して歿せしため、當主政博氏に至るまで開かず、かくて徒に蠹魚の意に任せて現在殆んど披見不可能の狀態にある。 その他關係文書はこの難を逃れたるも昨年同家は火災の爲め倉庫一棟燒失したことは書庫をも非常な混亂に歸せしめ、今猶整理せられずあるが故に、將來この書庫を整理することに依て猶多くの資料を得られることを期待するのである。 又內閣文庫所藏本に「玉傳之秘法」(諸傳書合綴)あり表紙に「惟足・垂加秘訣」とあることは垂加神道への關連を見るべきであり、その他に於て舟橋壽五郎氏(東京市杉並區方南)松林亘氏(東京市向島區吾嬬町)は共に吉川家傍系吉川久三氏に面識を持たれ、且諸傳書に於て前記のものを部分的に所藏される。 又福井久藏博士著「諸大名の學術と文藝の研究」によれば、津輕信政は二十六歲の時惟足の門に入りて刻苦四十年、講義筆記つもりて五十餘卷に上つて居り、殊に貞享四年五月より始めて寶永七年六月まで切紙傳授として秘傳を受け、而して、それらは現に津輕家に保存されてゐるとして、傳授目錄を年月順に擧げてゐられるが、私は未だ現物を拜見しない。 又現在傍系ではあるが道統を繼承されてゐる笠原幡多雄師(麻布區北日ヶ窪)及びその

師宮澤圓隆師には面接の機を得たるも、特に宮澤圓隆師の如き(宮澤師は始めは日蓮宗の僧にて中年佛道を捨てゝ、信州宮澤氏の末孫宮澤うた女に入夫して同家に傳ふる吉川神道々統を承けつぎ笠原幡多雄師に相傳の後現在千葉縣市原郡大厩安立寺住職として僧籍に復されたる)笠原師に道統を讓りたるの故を以て神道の事は多く談ぜられざるが如き道に對する堅き制戒を守つてゐられる。從つて笠原幡多雄師に對しても、自分の淺學菲才、道に至らざるの故に、禮を失するを恐れて傳書の拜見は敢て之を望まなかつた。かくの如き狀態にて自分の採訪するを得た傳書の類は前記のものに止り、且津輕笠原兩家のものは將來を期せねばならぬ結果となり、その上これらの傳書は惟足以後のものと斷定されるものも多くしてこれが研究は實に容易ならぬことである。

さて之等を整理考察する事によつて吉川神道に於ける秘傳の大體を盡すことになるが、上述の如く未だ拜見しないものがあり、殊に今は先づ吉川惟足自身の神道說を探究しなければならない場合に於てこの困難なる手續きは現在の私の力に於ては寧ろ他日を期すをよしとするやうに思ふ。而して更に斧鉞を揮つてこ

の欝蒼たる原始林に分け入り、その神道説の奥旨の全貌を體系づけやうとは思ふのであるが、目下の事情に於てはこれ以上に探求する時を持ち得ないのである。從つて玆には以上に擧げた諸資料によつて、吉川惟足の神道説に關する若干の考察をなして指針とし、隨所に一部分を抄出して置いた所説と併せて讀者諸賢がその大概を窺知せられ、一層優れたる研究の世に公にせられる日を待望する次第である。卽ち、著者の微意は寧ろ研究上の報告に屬し以て斯道研究の勃興に寄與したいと考へるに過ぎぬのである。

猶以下若干の考察をなすに當つては、史料の出所は唯、割註となして之を揭げる。而も場合によつては既に揭出された部分をも含むであらう。卽ち出所は以上既に指示して置いたからである。又秘傳は主として國學院大學所藏のものに依る。

一、神學承傳記（續々群書類從第一、七百八十頁）には「社人神を祭り所作を行ふをば社人の神道と申侍る、是を行法の神道共申侍る、天下を治るをば理學の神道と申侍る、更に行法を用ること侍らず云々」とあり、また視吾靈神行狀拔書には明暦三年秋八月紀伊大納言源頼宣卿以二森田体齋一招二靈神一、他日謁二頼宣卿一、問曰神道者本朝之大道而自二神代一以降以二此道一治二天下一歟否、靈神對曰然矣、又問曰社人宮司祭レ神以二所作一焉、神道以二所作一爲レ本乎否、對曰祭レ神以二所作一者行法事相之神道是也、修身齊家治國是謂二理學神道一

矣、事則武甕也、故天兒屋根命之子孫嫡々附屬道統代々預朝廷政務至今四海平靜、是神代之遺風也云々（第一章の最初に掲出して置いた酒井修理大夫への差出書參照の事）と云ひ、この事實は確實ながら、惟足が如何なる言葉語彙を用ひたかは必ずしもこれとは斷定出來ぬが、蓋し惟定の用語をかく解するのは十分意味がある。即ち此段視吾堂先生行狀には、賴宣卿大いに喜び厚く敬ひまみえ給ひ、問ひて曰、神道は本朝の道にして上代は此道を以て世を治められ侍るにや。先生答へて曰、しかひ、問て曰、社人神を祭りて所作を行ふを神道と云へり。しかあれば神道は所作を本とするにや。答曰、神を祭り所作を行ふをば社人の神道と申侍り又行法の神道とも申し侍る、天下を治むるをば理學の神道と申し更に行法を用ふること侍らず。理學の本は國天下を治むる處にして武甕の如きを所作とす云々とあり、而して神代卷惟足講說（後に揭ぐ）にも凡神道ニ理學事相ノ相傳アル事也とあるのである。

二　快尊本唯一神道名法要集河野博士所藏の寫眞版によれば、顯露教の經典として吉田兼俱は舊事本紀、古事記、日本書紀の三書を擧げてゐる。尤も吉田神道に於ても、書紀と中臣祓は最も重要視せられたが吉川惟足に於ては特に顯著になつて來る。次に擧げる神代卷の講說を見られたし。

三　神代卷聞書　國學院大學附屬圖書館所藏　（後詳）

四　神代卷家傳聞書　帝國圖書館所藏　（後詳）

五　同右

六　千葉縣市原郡宮澤間隆氏所藏　宮澤家に於ては憲令は惟足のものなりと言ふが、實は後世のものらしい。しかし、參考としては又價値があらう。今細說は省略して項目のみを擧ぐれば

憲令　　吉川惟足翁之掟書

一、可㆑守㆓學問之次第㆒事
一、不㆑可㆑輙㆓授面授口訣㆒事
一、不㆑得㆓免許㆒者不㆑可㆓講談㆒事
一、不㆑選㆓其人㆒而不㆑可㆑授㆓重位㆒事
一、以㆓臆見㆒不㆑可㆑立㆓一派㆒事
一、雖㆓同門之人㆒妄越㆓階級㆒而不㆑可㆑說㆑之事
一、不㆑可㆑談㆓道於僧侶㆒事
一、不㆑可㆑輙㆓傳諸社之祠官㆒事
一、致㆓恭敬㆒而可㆑受㆑教事
一、不㆑可㆑是㆓非政務及世人㆒事

已上十ケ條

右之條々堅可㆓相守㆒者也

七　國學院大學附屬圖書館所藏　中臣大事寫本

八　河野省三博士所藏

九　竹内順孝撰、寛政四年衣川長秋寫のもの竹柏園に所藏さると。

一〇　同右一四一―二頁　清原貞雄博士は、「神道史」二八六頁に此書を評して「之は恐らく惟足自身が書いたものではあるまいが、少く其惟足の神道説を其門人が記したものであらうと思ふ」と言つてゐられる。

一一　續々群書類從　第一神祇部所收

奥書によれば享保廿年九月、八重垣翁伴部安崇が惟足の七德篇を和解したるものなり。

一二　前揭憲令「不レ選二其人一而不レ可レ授二重位一事」の條の說明文

又享保二年戊九月釋の二事重位情用傳には、次の如く記す。

一事傳カラハ修學受用ニ移ルヲ觀テ階級ヲ勸ルトノ古來ノ教戒也、特ニ二事ニ於テハ智行兼備ノ本トス、唯道理ヲ耳ニノミ聞テ面白キト形氣ノ上ニテオホヘタ分テハ百年學ヒテ智ヲ開ケス行モ昔ノ昔ニテ居ル也、學ブニ三段ノ次第アリ、道理ヲ聞テ面白キト形氣ノ上ニノミ思フテ居ル一段、又面白キト思フテ心ニツラ〱ニ考ヘ觀ル分ヲ居ル一段、又道理ヲツラ〱心ニ考ヘ味ヒテ日用ニ移シ行フ一段、此三段アリ日用ニ移シテ行ヒ事理和融シテ人其貞節ヲ見其風化ヲシタフ、是修學ノ本トスル處ナリ

## 第二節　國常立尊

一體、吉川神道の惟足は、國常立尊の一元神としての認識信仰に出發する。

先づ萬物の根元「萬物ノ理氣一カタマリニマロカレタル處」を名づけて渾沌とする。渾沌とは形を以てしても氣を以てしても陰陽の未だ分離しない合融せる狀態を指すのであるが、既に形を生ずべき動因を具へたもの即ち陰陽五行萬象を生

ずべき理氣を含んだ一如の道體を意味するものであつて、儒教に謂ふ大極に相當するものである。こゝを又虚靈と言ふ。虚靈とは空々寂々たる虚無を意味するものではなくして「ナキカトスレハ、ミタマアリト訓ス、唯一神ノ妙體ソ」（家傳聞書）と言つてゐる如くにみたま（靈）あるが故に唯一神の妙體であつて、その妙用によつて萬物を化育生成するの元氣を含むものに他ならない。

この唯一本然の混沌たる所に一神の妙用發して天地萬物を化育する狀を「含牙」なる語を以て說明するのである。然し混沌の「含牙」は人に於て念慮の起らんとする機微の如くに虚靈にして形あるものではない。而してその含むものこそ大極の元氣であつて、虚靈の德が動いて葦牙を生ずる時が實に天地萬物を生ずる始であつて、葦牙の所卽ち國の根元であり、國は天地を元として萬物を安んずるものであるが故に、この神德によつて虚靈の一神を名づけて國常立尊といふのである。換言すれば國常立尊は渾沌含牙に於ける一氣一理の根元たる一神を名けたる神であつて、その神名を分析して說明すると「國ハ天地開闢シテ國ト云、常ハトコシナヘ也、常住不變ノ意、立ハ卓立不動ノ義」（家傳聞書）と云ふことである。

かくて國常立尊は天地の始より萬物生々化育して無窮無始無終に在します神であり、又不生不滅にして亘らざるなき神である。従つてこの國常立尊の妙用極なきことは、天地に先立ちて天地を定め、天地に後れて天地を成す神、虚にして靈ある神理の萬物に卓然たるによつて虚無大元尊神と言ひ、又天地の中體正直本然にして萬化を作り「虚而有靈一而無體」なる人の性神誠の働より天御中主神と言ひ、又一氣の芽するところ渾沌能く萬物を生ずる神力より之を見て可美葦牙彦舅神と言ひ、又その内證の明鏡の德用に比して天鏡尊と言ひ、更に地に於ける國常立尊に對して、天によりて天常立尊と言ふ。 然れども之等多くの神名は畢竟國常立尊の一神理に歸一されるものであつて、唯名義のみ異れる同體の神を言ふのである。所が又天地定まりて神明出生したる時は、虚靈無形の國常立尊と對して有形の國常立尊のましますことゝなる。

國常立尊無形ノ形無名ノ名ヨリ有形トナル神也（家傳聞書）

と言ふのはこれであつて、この國常立尊は神代七代の功作を經て

其功用成就ノモノヲ見レハ則伊弉諾伊弉冊也（家傳聞書）

とする。かくの如く功用成就し萬物氣化して「兩神ノ不レ生二天下之主一者歟トテ日神ヲ生セ玉」うことゝなり、これより「一神ノ御子孫永ク百億萬代ノ皇統ヲ傳ヘ給フ叓更ニ他國ニ其例ナキ叓也萬國最上ノ神國ト云ハ是也」（家傳聞書）と云ふ日本國を見るに至るのである。即ち、日神は天照大神であり、大神は諸册二尊を承け給ひて國家統治に當らせられたるを以て理に於ては國常立尊に同じく「此一神ノ神德ハ天地ニ滿萬物ニトコシナヘナル叓日輪ノ御德ト全ク唯一體」（家傳聞書）にましますのである。

かくの如き理によつて、天壤無窮の我國體は國常立尊が國家統治者として立ち給へる其神璽なる形體そのものを言ふに他ならず、我國家は國常立尊の示現に他ならないのである。

かくて惟足は國土創成の變化錯雜極まりなき萬象を國常立尊一神理に統一的に理解して、この神を、

天地ニ先立テ天地ヲ定メ天地ニ後レテ天地ヲ成ノ神、神性不レ動シテ動キ靈體無形シテ形スル程ニ天地萬物共ニ此一神理ノ妙用具ハラスト云モノナシ、常ニ萬事萬物ノ上ニ卓然不動シテツキ立テ在ス神也

となすのである。

かくて惟足は混沌を太極となし、一動一靜陰陽五行發生となり萬物化生する「太極圖說」の宇宙論を以て萬物の元初を國常立尊一神の神理に歸す。即ち國常立尊は無形にして有形、無名にして有名の神であるが、無形は形而上に屬し有形は形而下に屬し、宗敎的哲學的な神であり又人格神である。而して、無名は多元を意味し、有名は一元を意味する。故に八百萬神の名は國常立尊の異名であり、多元は一元に歸一されるのである。

## 第三節　神人合一

神道唯一の落着事理體用ヲカネヽハ道體ニアラス、千語萬語皆是ヨリ出テ天地ニミチテアルソ、道ト云モ此心一身ニ心ノミタス處ハ無イソ、此心ハ天地ニフサカル古今ノコヲ思ニ其マヽ至遲速ナキ處カ證ソ、人ニアリテハ心天ニアリテハ神、天人合一ノ心ヲジツトヲサムル處ハ神ノ高天原ニ神トマリマス心、（惟足講說）

とも又、

未分ノ時ハ一理々々ヒラケテ萬物トナル、皇一人ノ御心ニハ四海ノ人ヲ子ノコトク思召ス、又皇ノ心ノミニアラス人ノアハレナルニハアハレヲモヨホシ、人喜事ニハ共ニヨロコフ天人一體ノ理也、此コトハリナレハ今日ノ人モ亦伊弉諾尊ナリ、天ノ理人ノ理本ヨリヘタテナシ、人ハ小天地也、(惟足講說)

とも云ひ、家傳聞書には「神人一體の地」と云つてゐるが、この神人又は天人の一體觀とさきの一元論の上に惟足の神道說は展開されるのである。卽ち

人ハ天地ノ靈氣ヲ受ル故ニ天地ノハシマル姿人心ノ念慮ヲ生スルト同シ、喩ハ一念不生ノ時ハ鷄卵ノ中ノ水ノ如シ、既ニ念慮ノアラハルヽハ水中ニ魚ノ遊ヒ泥中ヨリ葦ノ芽出ルカ如シ、去ハ天地同根萬物一體ノ理是ヲ以テ知ニ明ケシ(家傳聞書)

となす。人の一念不生の時は則ち天地にあつては混沌をさす。されば人心は天理と體を一にして心の根元は混沌である。「神道由來記」に所謂「心波則神明乃舍、混沌乃宮也」となすものにして

神トイフハ天地ノ根元ニシテ天地ヲ開キ萬物ヲ成就シテ天地萬物ヲ主宰スル眞元神天ニ在テハ神ト云萬物ニ在テハ靈ト云人ニ在テハ心ト云、一心ハ混沌ノ宮神明ノ舍也、是故ニ一心淸淨ナル時ハ神明トコシナヘニ留座テ吾卽神也（家傳聞書）

と言つてゐるのである。卽ち國常立尊に於て一元的な神理を展開した惟足がかく神性を人間性の內に認めるに至つたことは當然の歸結である。之を更に「神」の語源に關聯づけて惟足は說明する。卽ち

神ト云ハ鏡ノ中略、鏡ハ虛無ニシテヨク善惡ヲウツシ少モ私ナク神ノ內證モカクノコトシ、ソノ鏡ノ本ハ「カンカミル」ノ略也、人々一心ニ此德ヲ具足セヌト云事ナケレハ立歸リテミル時ハ明ニ見ユル（神代卷聞書）

となす。神は萬物を主り萬物を識る。人心萬物に感じて萬物を移す。神も人心も鏡の物を移すが如くである。卽ち鏡は神の相であつて又一心の德を表はすものである。こゝに於てこの明鏡の德を以て神人合一たり得るのである。要するに、

人々個有の心をたづぬれば、天の一神よりわかれて、則國常立尊也（神道大意註）

といふ信念に於て、

天地ノ神ト我等カ神ト元ヨリヘダテハナイソ、神ノ名文ニモ人ハ後天地生而知天地始、先天地死而知天地終也ト云ソ、本天人一致ナレハ神ト云ヲ一心ニ返照シテ見レハ天地ノ始終シラルヽ事ソ、人ハ遙ニ天地ノ後ニ生キテ天地ノ始ヲ知、天地ハイノチナカイモノナレハ天地ニ先立ッテ死テ天ノ終ヲシルハ人ハ小天地ナレハナリ（惟足講說）

と人の神を感應する能力を認め、こゝに神人一體の境に達し、神道の人道に通ずる根據を明かにするのであるが、又こゝに於て惟足は必然的に靈魂不滅に說き及ぼし、

心者雖天理合於吾、非乎舍於吾一身而已圓滿乎天地矣（鬼神再奥傳）

と云ひ、心神は吾に舍ると雖も一身の内にのみ存するのではなくして天地に圓滿してゐるものである、一身滅しても心神は不滅にして天地に存するのであると、說くのである。かくして人は不生不滅の理を悟つて安住することが可能である。

併し乍ら、それは人が所謂天命を盡す時に於てのみ可能となるのである。即ちこゝに至つてその神道說は當爲の哲學を展開し、道德的に展開し得る理由を持つて來る。

天命を盡すことは換言すれば、其性を盡すことである。こゝに「性」とは何を意味するかを考へて來る必要があるが、「心性傳」に

性者卽心之主也

と言つて居り、詳說して、

儒門ニハ本然氣質ノ性ヲ立分テ樣々ニ沙汰スレ共神道ニハ――（中略）――吾ニ備フル一理ハ天地同根萬物一體ナレハ兎角ノ沙汰マテモナシ（家傳聞書）

となし、氣質本然を分けずして「質性」又は「性」を同じく「ひととなり」と訓じ

氣質本性二ツナカラ此性ニアルソ、本性氣質ヲハナレス器ニ清水ヲ入ルヽカゴトシ器ノ清濁ニヨリテカハル事ソ（惟足講說）

と云ひ、朱子語類に「有天地之性、有氣質之性、天地之性、則太極本然之妙萬殊而一本也、氣質之性、則二氣交運而生、一本而萬殊也」となすに對して人は本然の性と氣質の性

とを合せたるを以て生得の「ひとゝなり」となす。かくて人其性を盡せば「神功畢矣」て吾卽神となり得るのである。然るに、一方

物各盡其性而令歸於天一矣、人者却不能盡其性（生死落着）

と云つてゐるが、凡そ「盡其性」とは具體的なる例を惟足に求むれば君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の理卽ち五倫を實踐して各〻其家業を全うするを以て根本となすのであり、而も人其の性を盡す能はざるは人心情慾に移つて利を貪むるが故であると惟足は云ふ。惟足は又かゝる論理のうへから神代と人代との別を說いて

鸕鷀尊仁至摩天者君臣乃道正久上下乃情無不達、上者下於惠美下者上丹靡弖無爲志弖世治禮利磐余彥尊仁至弖者世澆漓仁墮弖人情欲方丹起弖君道廢流、是以天皇不得止之弖軍乎擧弖、誅乖比惠服賞有功賜比利潤乎與階罪於言志有爲弖世治摩留（神代人代相別口決）

として、神代人代の別を人に情欲の起るの時を以て區別する。こゝに本原神人一體であるべき理が廢れて來る。然し人は萬物の靈長であつて智を具へ、以て物の是非善惡を正し、天地幽妙の道理をも悟るものであり、この道體の誠より出る智は

澄明となりて、是非を裁決する德を具有してゐる。而して「智明者卽鏡德也」(玉傳秘訣)とその德を鏡の德に歸してゐるが、鏡明となれば德愈明かとなり然も情欲に移り利に移つた性を澄明にし心中の神性を發揮することが出來るのである。惟足はこの理を「三種神器」に依り說明して

玉德者貴和順、和順之用者惠也、有惠則心明、心明者所謂鏡德也、有鏡德則正是非、正是非者所謂劒德也、三德卽統於玉也(玉傳秘訣)

として三種の德を玉德を以て統一し「得形而淸者無如玉」(玉傳秘訣)とし、人の「性」もとより玉の如く淸きものではあるが氣質にひかれて善惡を生ずる、そこでその「玉不磨無光人不學不明」(玉傳秘訣)の論理が出で、やがて是非を正す劒の德によつて濁りたるを淸めることが出來る。

而して、

一心之德現於三種之神器以三種之德施於十種之用而一々圓滿各々成就矣、畢竟止於愼矣(玉傳秘訣)

と說れる。要するに、それは愼＝「つゝしみ」を出發點とすることを意味する。

さて「誠者卽天柱也、先レ形曰二天柱一後レ形曰二國柱一」とは「君道傳」に言ふ所であるが、これに依れば、天柱は天地の心、天地未發虛靈の實體を言つたものであり、道體形を生じ、天柱立ち而して國柱立つのであつて、言葉を變へると天柱は未生に於て言ひ國柱は既生に於て之を言ふ。而して

「建二人躰一者心柱也」（君道傳）

であるから、天柱の理を一身に配してやがて此處に心柱の實在を知り、この心柱立つて人も亦立つことが出來るのである。卽ち、誠である天柱が心柱に立ちてこゝに人は立つが、その誠の心柱に立つは實に「惶」によるのである。道に言へば人は惶によつて心柱を天柱に通ずることが出來るのである。卽ち神人合一の境に達することが可能なのである。

かくの如くにして、惟足の神道說に於ける神人關係は、本元に於ける一體の理と現實に於ける離隔の實の上に立つてゐる。而して本來一體であるべきであるが故に、現實の人に於ける神からの離反は當然本に反るべきであつて、而もこの離合の現象を神代と人代との歷史的時代觀念に於て認識する所に、惟足の神道の歷史

的根據が見られ、且つ吉川神道に於ける實踐當爲の道德論が生れるのであると同時に、この神道に於ける宗教的觀念と道德的觀念との間を一貫せしめてゐるものが實に我が傳統的なる民族的信念であることを知るのである。而して人に於てこの神人一體の實を現ずる關門は「愼」であるとする所は、流石に吉川惟足の卓見であつた。

然らば「愼」とは何を意味するか。

## 第四節　敬義

さきに數ケ所に於て抄錄した所でもあるが中臣祓御講談聞書に「此ツヽシムト云カ唯一神道ノ傳授宗源ノ眼ナリ」と云ひ、家傳聞書に「人ハ天下ノ神物ニシテ天地ノ全體ヲ稟テコノ愼根ヲ備フルソ、此愼根ヲ備フル故ニ人面足也、カシコハカシコム也、畏ルヽノ義、オソレツヽシム也、根ハ根本也、是ヲ以テ根本トスルソ」と云つてゐるが、吉川神道の「根本」にして、又その「眼」であり、關門をなすものが、この愼＝つゝしみ＝敬の觀念である。　家傳奧書に、

敬、謹、愼ノ類各其字ニ因テ分別アルト見エタレ共日本學ニ至リテハ文字ノ上ニヨル事ニアラス(家傳聞書)

と述べて、神道にあつては敬謹愼等の文字の上に拘泥することはなく一樣に「つゝしむ」と言ふ訓義の中に重大な價値を認めてゐるのである。而して「つゝしむ」とは、惟足は

津者集、音集々而成レ土、津々者土氣欲レ生レ相未レ生、志無者金氣入也(三重位事極秘傳)

と言ひ金氣は土より生ずるが故に金、氣の立つことを「つゝしむ」と言ひ、土金卽愼となるとする。然らば土金は何が故に、神道の根本となり得るか。「土金之傳」に

渾沌未分之土氣含レ牙未レ發寂然不動是則陰極矣。靜極久動レ陽、動極而亦生レ陰、從レ是生生無レ窮至ニ于今日一矣。故土者萬物之母卽人肉也。金者萬物之父卽人骨也。骨卽金也。五行各雖ニ雙立一以ニ骨肉一爲レ要。兩要亦以レ骨爲レ貴。

と太極圖說の理氣說を利用して、土は萬物の母であつて肉であり、金は萬物の父であつて骨なりとし、この故に五行並立て各々其德はあるが土金の骨肉の德を以て要とし、更に金を以て最も貴とすると說く。この理論上の展開は極めて附會的で

あると考へられるが價値は寧ろその精神にあるのである。これ「未生土之傳」に

土金ヲ以テ神道全體ヲ貫クコト誠心アルベシ

とする所以であり、而て土金は更に金氣を貴となすは、金氣は義であり、義は人心之要、乃人極究（土金之傳）であり、人道の立つ所、即ち

人心義爲闘等于禽獸、義是金氣、敬之用也、敬義一本而人倫道之所立矣（土金之傳）

であるとする所以である。

家傳聞書に「コノコヘシミト云詞ニ重習アリテ達體ノ妙ヲ明ニ知ヲ宗源第一体道ト落着スル傳アリ、（平常）内ニ金氣ヲ立テハ吾ハ人ノ執信シヤムハ禽獸也を上遷情ム時ハ内ニ金氣ヲ立也、土金ハ相傳トテ秘中ノ秘也、質ヲモシトシト調スルモ此理味也、究畏慎ムヲ以テ肝トスルソ、此味ヘヲ工夫ヲ費スノ上口傳ヲ受ヘシ」とあるが、次に二傳土金口訣の大要を掲げる。讀者幸に諒得せられんことを。

二事土金口訣

妙發道林之傳也

——道林ハ道ノ宗ト謂ヘ、道トハ理ノ名也、故ニミタルト云心也…………理ヲ會

ニシテ氣象ニ預ラス、然ルニ姿ト有ハ無相ノ相也、虚ナル所ニ萬物ノ姿ヲナシ萬物ノ名ヲナス、故ニ道ノ本源ヲ道躰ト云、道躰ハ幽微ニシテ目ヲ以テ見アキラメカタク耳ヲ以テモ聞得カタシ

難哉其誠也、累年工夫畢テ而後管道躰之誠味以當窺神明之妙用

道躰ハ幽玄ニメ伺ヒ知リカタキモノ也、儒佛共ニ一生眼ヲ付心ヲ寄スル所ニメ、得之ヿ尤難シトスル處也、然レ共道躰ト云誠ノ外ナキモノニ非、誠ハ則道體ノ味也、マコトハムマコトニメ道體ノマコトヲ味フヿ容易ニメ斯ニ至リカタシ、………道體ノ誠味ヲアチフヿニ至テハ誠ハ吾ニ滿ル也、於是神明ノ妙用ヲ悟ル、理トメ照サスト云ヿナク事トメ通セスト云ヿナシ、

誠卽土ノ味也土有君土金有君金五行各然リ矣

誠ハムマコトソ、ムマコトト云ハ土ノ味也、土ニムマキ味ヲ具フルユヘニ萬物土ヨリ生ス、………誠ハ躰ニシテ化生ハ用也、マコトノ熟スル時ハ必物土ヨリ生ス、故ニ萬物ノ本タリ、去程ニ誠ハ人ノ本タリ、誠ニ因テ行フハ天ニ從フノ道也、今日國天下ヲ治ムルハ誠ヲ以テ治ムル時ハ安ク治マル、人ト交ハル所モ誠

ヲ以テ交レハ相和シテ人容レ從フモノ也、土ト云ニ君土アリ金ニ君金アリ、混沌未分ノ所是土ノ本元也、土アレハ金アリ、土金ハ體用也、此ヲ君土君金ト云、道體ノ本體也云々

渾沌未分之土氣含レ牙未レ發寂然不動、是則陰極矣

……其未タ牙ヲ含テ發セス所ヨリマダ以前アリ、斯ヲ君土ノ極ト云、是敬ミノ本體也、其レヨリ君水君木君火ニ亘リテ未タ發セス寂然トシテ不動所ヲ陰ノ極ト云、……道躰本然ノ妙ハ至テ靜ナルモノヽ極マル所カ陰ノ極ソ、極マルト云所ノモノヲ具フ、極マルモノハ理也、天地ノ開クハ開クヘキ理ノ至ル處也、極マルト云ハ理ノ躰至ルト云ハ、極マルト云モノヨリ開闢ノ理ニ轉リテ其理ノ至ル所也、開クヘキ理ノ至ル所テ天地ハ開ク、天人合一ニシテ吾無心ノ本然ニ於テハ念慮ニ亘ラス、斯ハ則陰ノ極ソ、其マダ上アリ、是則天地ニ於テハ君土ノ極也、今日一念不起ノ所ハ陰ノ極也、儒ニ大極動テ陽ヲ生ス靜ニメ陰陽ヲ生スト說ケリ、大極動テト云ニ諸儒大極ヲ陰體ニ觀テ陰ヨリ動クト移リテ見得セシユヘ周茂叔無極而大極ト大極ヲ理躰ニ說レシ、然レ𪜈唯大極ノ理體

ニ見得シタルマテニテ別ニ手ヲ下セルヿモナシ、我道ノ幽妙ナルヿヲ伺フヘシ

靜極又動陽、動極而亦生陰、從是生生無窮至于今日矣

靜極マルト云ハ天地開クヘキ理ノ至ルヲ云、開クヘキ理至ルニ及テ一氣發動シテ今日ニ亘ル、其動クヿ極ツテ陰ヲナス、一動一靜行ハレ二氣流行シテヤマス、陽行ハレテハ一動一靜行ハレテハ陽ニ根サス、是ヨリ生々無窮ニメ今日ニ至ル

故土者萬物之母卽人肉也、金者萬物之父卽人骨也、骨卽金也

五行各雖雙立以骨肉爲要、兩要亦以骨爲貴、所以天者爲金氣、人猶以金氣立、金氣者卽義、義者人心之要、乃人極矣

金氣ノ貴ヒト云ハ天地萬物ノ本也、天ハ金氣也、天ノ鎭ヘニメ立ハ金氣ユヘソ、人モ金氣ヲ以テ人ノ道ヲ立ツ、金氣ハ卽義ソ、義ヲ以テ善惡邪正ヲ裁斷シ邪ヲ拂ヒ非ヲ去正シキニ就テ道ヲ行フ、或戰場ニ臨テ君父ノ爲ニ勇猛ヲ振ヒ命ヲ抛テ忠孝ヲ盡ス所皆義也、日用ノ人道ノ立處ハ義也、故ニ義ハ人心ノ人極也、極

ハ理ノキハマリ〳〵テ加フルヿナキ謂也、陰極ト云

人心無レ義則等ニ于禽獸一、義是金氣敬之用也、敬義一本而人倫道之所レ立矣

人心ハ常ニ義ヲ保ツヲ以テ道立ツ、暫クモ義ヲ失フ時ハ耻ヲシラス、耻ヲ不レ知時ハ人欲邪悪トシテセスト云ヿナシ、故ニ心禽獸ニヒトシ、義ハ金氣ニメ敬ノ體トス、敬ム時ハ義心ニ具ル、敬ハ體義ハ用ニシテ畢竟敬義一本也、人道ノ立所也

本書曰以ニ天地一爲ニ書籍一以ニ日月一爲ニ證明一

我道ハ天地ヲ以テ書籍トス、今日ノ書ハ天地萬物ノ道理ヲ書記シ理ノツナキタル器也、マコトノ書ハ天地ニ分散シテ有之、萬物ハ則實ノ文字也、萬物各其天性ヲ行フ所ハ則理ニメ道也、日月天ニカヽリ玉ヒテ晝夜運行坐マシ日月ノ運用ニ連レテ千草萬木各春ニモエ出夏ニ茂リ秋ニ實ノリ冬ニ枯收マル、有情ノ類モ各性ヲ行ヒ天數ヲ盡シテ終ル、然レハ天地ノ文字ヲ顯シ其理ヲ滿伸ルハ日月ノ功作ナリ、故ニ理ハ天地ニ充テ行ハルレハ天地ノ理ヲ考フルニハ日月ノ證明トメ學フヿ也、日月ニ由テ其理ヲ求ルニ開ケスト云ヿナシ、

三國之道各因㆓于土地之自然㆒也、吾國者東方而日初而出、依㆑之曉㆓天地陰陽之始㆒以㆓君臣父子之道㆒爲㆑本、

三國ノ道ハ其土地ノ自然ニ由テ說レシ、其國ノ最初其國ニ秀テタル人出テヽ其國ノ風俗ヲ觀好ム所惡ム所從フ所背ク所ヲ察シ道ヲ立敎ヲ示シテ道理ニミチヒク、好ム所ハ其國ノ地脉也、ニクム所ハ其國ノ地脉ニ非、從フ所モ亦其國ノ地脉也、背ク所ハ其國ノ地脉ニアラス、其好ム所從フ所ニ因テ敎ノ制度ヲ立テヽ導ク時ハ水ノ卑キニ就テ流ルヽカ如ク人其敎ヲ諾容テ行ハルヽ也、故ニ道ハ土地ノ自然ニ因ユヘニ三國ノ道各主トスル所有テ敎示異也、吾國ハ東方ニメ日始テ此國ヨリ出玉ヒテ萬國ニ照リ渡リ玉フ、其開生ル所モ萬國ニ先立テリ、故ニ東方ニ當レリ、仍テ土地ノ自然ニシテ天地陰陽ノ始ヲ主トシテ覺ス、儒ニ於テモ大極動而生陽靜而生陰ト云ヘハ陰陽ヲ說ケ𪜈其處ハ大徃ニメ今日ヲ主トメ當然ヘ亘リテ說ケリ、我道ハ天地陰陽ノ始ヨリ說レシ、又君臣ノ道ヲ以テ五倫ノ道ノ本ト立玉ヘリ、父子夫婦兄弟ハ自然ニ親ミ具リテ忘レカタクヲロソカニナシカタキモノアリ、君臣ハ親ミナシ、相因ル時ハ親ミ離ルヽ時

ハ本ノ疎キニ歸ル、君臣ノ間互ニ志相フ時ハ親クメ誠ヲ盡ス、志離ルヽ時ハ其疎クナル故ニ國亂ルヽ時ハ常ニ遠サケラレ或ハ智能有ノ沈ミ居ル類ハ敵ノ手ニ屬テ危キヲ扶ケス、是志ヲ失ヒ常ニ遺恨ヲ含居ルユヘ也、君ノ危難ニ莅テハ平日ノ遺念ヲ忘レ身命ヲ抛テ忠節ヲ盡スハ金氣ヲ以テ其志ヲツナク、金氣ハ義也、我國ハ金氣ニ開ケテ義ヲ以テ本トスルユヘ君臣ノ道ヲ道ノ第一トメ貴ム也

天竺者西方而日沒地也依レ之捨當然而貴後世、漢者東西之中國也故當然守五常道而不レ由乎前後皆是土地自然之理也

(說明略ス)

右相傳人々

松平肥後守殿　松平左兵衛督殿　宮内彥平太　小笠原民部殿

之を要するに「人敬愼ム時ハ卽ち吾胸中ニ此神(國常立尊)隆々ト鎭リ坐テ吾卽國常立尊」となるのであり、「迷ヘハ卽神人各別、悟レハ卽神人合一」となるのである(家傳聞書)

かくの如くにして「人ハ天地ノ全體ヲ稟テ敬ヲ具フル故ニ敎ノ受習フテ凡夫ヨリ

神明ノ田地ニモ至ル、禽獸ハ敬ナシ、是故ニ習フ事ナシ」(同上)と云ふ習ふ卽ち學問の道程が連つて來るのである。

耳ニ聞テ此ヲ心ニ味ヒ日用ニ行フ、如此ク學ブヲ實學ト云、道理ヲ日用ニ移ス處テ事理兼備ス、事理兼備スル處テ誠日ニ厚フナルニ隨ヒ道ノ勇健ニシテ人慾力ウスシ、誠ミツル時ハナニモ忍スモノハナシ、唯マコトノミソ、斯ハ修行ノ極行ソ(情用傳聞書)

又、學問ト云ハカウシタ所ニ心ヲ用フルヿソ、今ハ世ガ澆季ニワタリテソラ學問ニバカリナル、ソラ學問ト云ハ一生學問シテモ道ヲ知ルヿハナラヌ、カヘツテ人倫ノ道ヲ敗ル、イタヅラヿナリ、ヨクヨク愼ムヘシ(三事重位極秘口訣聞書)

續つて、又惟足はこの敬義一體の理より出發して「武」を說き「誠」を說く。

今日勇義ノ勢ハ金氣ゾ、勇義ト云モノハ常ニハジツト內ニ具テ事ニ莅テ行フ時ハ必物ヲ破リ身ヲ災スルモノソ、土ヲ兼サル勇氣ハ血氣ノ勇ソ、土ヲカヌル所テ道理ノ儘ニ行ハル、土ヲ兼ヌル所テ金ニ體用具ル(熱田大神宮秘訣)

換言すれば、金氣卽義は土を兼ねる所に敬となり眞の勇義たり得るのである。　勇

義は武であり、武德は又天瓊矛の德である。天瓊矛は武の德を具現して賞罰を行ふのであり、

天神ノ此矛ヲ以テ渾沌ヲ裁斷テ天地ヲ生シ萬物ヲ造化シ玉フソ、其矛ノ實體ハトイヘハ卽彼一氣ホコロブルノ金氣是也、其ホコロブルト云フ下略シテ「ホコ」ト云(家傳聞書)

と云ふことになる。卽ち矛の實體は金氣であり、その事に表はしたる武備を「四弓」と言ふ。四弓とは座陣、發向、護持、治世之弓也、卽四者象四方(君道傳)の四弓を指し、その德用は

大人治國也常在陣備是以四海威服所謂座陣弓也

上有座陣弓則迅應其動討其未備、所謂發向弓也

凡人危則堪守、逸則易荒、是亦所以失國故世治就安則以善護爲要所謂護持弓也

(中略)

以上之三德護持之則治世在營中、區宇威服如草靡于風也、四弓之始終唯施敬之一字耳(四弓再奧傳秘)

と云ふことである。かくて四弓の始終は唯敬の一字を根本として四弓に施し萬事の上に亘つて更に敬の一字に歸着するのである。

次に「祓」に關する惟足の說を見るに「中臣祓御講談聞書」に

祓ト云ハ本愼ミノ一字ヨリヲコル也

となす。然らば何を以て愼を祓の根本とするか。「家傳聞書」に

祓ハ「ハラヒ」也「アラヒ」也―(中略)―心ノ妙體ハ本元虛々靈々清淨潔白鏡ノ內證也、然ルヲ邪念妄念ノ塵埃ニ穢サレテ六根六境ニ迷フ程ニ心身唯一ノ祓ヲ修シテ其穢ヲハラヒアラフソ

と言つてゐる。是を以て觀れば祓とはそれに依て本然なる一念不起の混沌に立歸ることであり、愼はこの混沌に本づくものであるが故に愼は祓の根元となるのである。而して祓を修するに內外の二つを要すとなし

內清淨ハ心ニ一念不起ノ處ヲ觀メ起ル念々不淨ナル處ヲ忌サグル(中臣祓聞書)

ことであり、外清淨とは

外水ヲメ離垢清淨ノ衣服ナト着スル(中臣祓聞書)

ことで、内外淸淨の關係は

外淸淨ノ祓ハ内淸淨ノ感ニヨツテ自然ニアラハル、然レハ又外淸淨ノナセハ水ハ身ヲススキ身ハ心ヲスヽギ淸キト思フトコロニ内ニ大キ淸マル物アリ、コレ内外唯一事理一般ナル故ナリ(家傳聞書)

と云ふ。されば内外淸淨の祓を修することは敬に徹するを致す所以であり、心の本性に立歸ることを意味するのである。然らば又これを「中臣祓」となすのは如何なる理由によるか。惟足は

中ト者ナカアタルト讀ム、畢竟ノ意ハツヽシムト云心ソ、ツヽハ土也、土ハ中ナレハツヽシム心也此訓常不談…………臣ト者「トミ」トモ「ヒト」トモ讀ム…………然ルトキハ中臣ノ二字ヲ「ヒトニアタル」トモ可言也、ツヽシム時ハ天地モ神明モ萬物ノ理悉ク人々ノ上ニ當ルナリ(中臣祓聞書)

と言ふ。此訓に從へば祓の徳が人に當るとなり、人は祓に依て道理を離れず敬に至ることを意味するのである。然るに惟足は、この中臣の二字を更に深刻に解釋して「本中臣ノ二字ニ君臣ノ理ハアリ、スレハ君臣祓ト云心ソ」とする。即ち天孫降

臨に際して「君道ハ瓊々杵へ御傳授ナサレ、臣下ノ道ハ兒屋太玉へ仰渡サレ、君臣合體ノ道理ヲ本トシテ君臣ノ御誓此題號ニ述ラレシ」ものであるとするのである。（五大事摘）併し乍ら、この君臣の道に對しては更に節を改めて多少の説明をなすことにしたい。

## 第五節　君臣の道

以上若干の考察をなして吉川惟足の神道の大綱を指示して置いた。即ち、この神道は國常立尊を絶對一元神として仰ぎ、その分化轉生として萬物を見、神人合一の理に基いて、現實にこの理、現ずるの關門として敬を求めた。而してこの根本思想に立脚して神道至極の信條となつたものが、實に四重奥秘神籬磐境之傳である。この奥秘傳は唯受唯一相傳、當家正脈の一人に限つて相傳された極秘の傳であつて、こゝに吉川神道の至極の道が示されてゐるのである。それは即ち我が國に於ける宗教と道徳と而して政治との一の信念のもとに於ける完全なる一致境を示するものであり、「神道」＝「日本の道」の至嚴崇高なる表現に外ならない。

天地陰陽ノ根元一氣ノ元神溟滓而含牙ノ昔ヨリ天光成而地後定ノ今日マテ不測ノ神也、是コソ國常立ヨ天御中主ヨ天地ノ上ヨリ人物ニ至マテ詫オハシマサスト云叓ナキ神也、天地萬物ハ悉ク此神ノ命令ニ出ル也(家傳聞書)

而して、この一神理を日神として自ら具現遊ばされた　天照大神は、高天原に於て神勅を賜ひ「當與天壤無窮矣」と勅りせられ、吾國開闢の初より君臣位を定めて移らざるの天理を明示し給ふたのである。

君臣ノ位ノ正鋪ト云ハ吾國ノ叓也―(中略)―一神ノ御子孫永ク百億萬代ノ皇統ヲ傳ヘ給フ叓更ニ他國ニ其例ナキ叓也、萬國最上ノ神國ト云ハ是也(家傳聞書)

實に我國の萬國に類ひなき神國たるの眞實の證明は、日神の皇統萬代に傳へ給ふことであり、これ義氣萬國に秀でたる國なるが故である。　即ち

妙哉渾沌乃一氣動天爲天爲地、厥初道躰金氣乃端的得天開化者波倭國也、故仁我國者金氣萬國仁秀溝、金氣者義也勇也、義乃所達者君臣乃道於以天爲本、是自開闢君臣乃道正久王氏所以不改也(八日鳴鏑鳴弦之傳)

と言ふ。　かくて吾國は開闢以來君臣位定まり、而もこの道理は天理にして萬物未

生に既に備はるものである。かくて「君臣ノ道ヲ以テ五倫ノ道ノ第一ト立玉ひ、「君臣ノ道亂ル時ハ父子兄弟朋友ノ道モ共ニ亂レテ人道ハ不立、人ノ道ハ君臣ノ忠義ヲ以テ正フ立事ソ」とかく「敎戒」したまひ、その敎戒を如實に示されたものが中臣祓の深義であるとする。而して、こゝに「日本ノ道」があり、日本と外國との相異がある。乃ち

日本人ハ日本ノ道ヲ學ハハ共日用萬事一トシテ日本ノ法儀ニアラヌヿハナシ、異國ノ道ヲ信シ學フトイヘ𪜈書ノ上ハカリニメ、日用ヘハ僅モ用ヒカタシ、是唐ト日本ト國風タカヘルユヘ也、故ニ日用此書ニ因テ道理ヲ求テ身ヲ治メ國天下ヲ治ルヿ也、

と、かくの如き政治觀も出て來るのである。併し乍ら、吉川神道の極致は、この「君臣ノ道永世不動不變ナル所、人道ノ所立ニメ天下靜謐ノ基タランヿ」を實に我が傳統的なる宗敎的信念のもとに確保せんとするにある。（以上中臣祓總釋）この信條の表現が、既に掲げたかの四重奥秘神籬磐境之傳であるのである。而してこゝには正に奥秘ならざるべからざる深奥なる用意の必要ある所以のものがあることを記憶し

て置かねばならないのである。今もと吉川從長の筆記にかゝるその口授の旨を掲げてこの章の結語とする。

四重奥秘神籬磐境口授

神籬磐境之大事

高皇産靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣

斯ハ君臣御合躰ノ御契約ヲ述玉ヘリ、此時日向國ニ新都ヲ開カレ高千穗峯ニ内裏ヲ經營坐マシ、百王萬代ノ帝祖ト定メ玉ヘリ、伊弉諾尊氣化坐マシ大八洲ノ君主ト仰カレ玉フ、始メテ人倫ノ道ハ君臣ノ道ヲ最上ト立玉フ所天命ノ元理ニシテ、此忠道ヲ以テ夫婦父子兄弟朋友ノ道モ貫キ立ル所ヲ悟ラセラレ、御殿ノ外ニ別ニ天上ヲ經營坐シマシ天照大神御子達ノ内ニ女神ニ坐シマセル徳スクレ玉ヘルヲ以テ四海ノ人主ト定玉ヘリ、改テ如此ク君臣ノ道ノ正シ玉フ處ヲ益〻君臣ノ禮儀嚴然トシテ差別セリ、又大神ニ至リ帝徳ノ普ク遠國波濤ノ果マテ及ホシ君臣ノ道ノ重キ所ヲシラシメラレン爲ニ五畿内ノ帝都ヨリハルバル遠鄙ノ果ニ都ヲ開キ玉ヘリ、是皆君臣ノ道ヲ萬古不動ニ立玉ハン深

キ叡慮也、依之又君臣合躰ノ道ヲ御契約坐シマセリ、卽大神出御坐マシ高皇產靈尊卽大神ノ勅命ヲ受テ兒屋太玉ヘ仰セ述ラルヽ、天津神籬ハ天ハ稱美ノ詞、津ハ助語、ヒハ陽德卽日也、キハ數也、日ヲ守リシク心日用ハ唯日ヲ守ル所第一ノ要數也、天ヨリ大陽ノ妙靈ヲ受ルト雖モ此ノ形相ニ預ル時ハ人欲ヲ免レカタシ、面足ノ形ヲ受レハ人欲又隨フ、日ヲ守ル所ハ畢竟敬也、ツヽシム時ハ一身ニミチシキ我身卽日月ノ宮也、天下ノ一人ハ日ヲ守玉フ所ニ四海ハ安ラケク平カ也、日ハ大陽ニシテ一理ノ神ノ德用也、其業ヲ言ヘハ卽日輪ノ日ハ光リテ四海ニ照シ玉ヒテ萬物其光リヲ受ストイフモノナシ、天人一躰ノ理リニシテ人ハ其一理ヲ受ル所上下賢愚同一ニ受テ增減ナシトイヘモ、天下ノ一人ハ位ト德ト事理天神ト同一ニシテ天命ヲ受玉ヒテ天下ノ一人ノ君トハ生レ玉フ、依之位ヲアマツヒツキト云フ、天津日ノ德ヲ續セラルヽト云心也、天ニ在テ天神地ニ在テ天子ソ、子ハ男子ノ通稱天神ト申ニ對シテ一人ヲ天子ト云フ、此道理ヲ以テ大日孁貴ト號ケ玉ヒ又天照大神ト號ケ玉ヘルハ此理リ也、故ニ常ニ人欲ヲ拂ヒ日ヲ守リシキ玉フ時ハ政道天理ニ出テヽ四海德澤ニ潤フ、此ヲ天津

神籬ヲ起シ立テヽトノ玉ヘリ、起シ立ルトハ此ノ時ニ始テ君臣ノ道ノ萬古不易ニ改ルヘカラサル誓ヲ立玉フユヘ也、天津磐境トハ天津ハ上ニ同シ、磐境ハ君ヲ守ルヿ磐石ノ如ク不動不易ナル時ハ即又磐石ノ如ク國家不變不動ニ榮フルトノ心也、君ハ日ヲ守リ臣ハ君ヲ守テ誠ヲ盡ス、誠ノ至極スル所ハ君ヲ以テ本トス、此度天津神籬天津磐境ノ理リヲ起シタテヽラレ天孫ノ爲ニイハハレマツラルヽト也、天孫ハ瓊々杵尊ニ限ラス永々御子孫ノ末々ノ掛テノ玉ヘリ、

一人中者萬臣富榮トハ君臣ノ道萬古ニ渡リ不變不動ニシテ臣ニ降テ不仕、臣トシテ君ヲ凌キ登ラサル時ハ君臣ノ禮亂レスシテ五倫正シク立ツト雖モ、君若不德ニ坐マス時ハ萬民困窮ヲ懷ク、不德ノ君ヲ君トスル時ハ天下困窮ス、天下困窮スル時ハ必世亂ル、是ニ至テハ如何行ヒ玉フト兒屋命叡慮ヲ伺ヒ玉フ、其時大神詔リニ君道ハ日ノ德ヲ以テ心トス、日ノ德ヲウシナフ時ハ天命ニ違ヘリ、天命ニ違フ時ハ其位ニ立カタシ、天極ハ日ノ常ニカヽヤクヲ以テ四海ヲ照ス大陽ノ日照臨マシマスヲ以テ春ハ春ノ時行ハレ夏ハ夏ノ時行ハレ秋ハ秋ノ

時行ハレ冬ハ冬ノ時行ハレテ萬物造化ス、日ノ徳ムナシカラハ四海何ニヨリテ常ヲ安ンセン、日内ニ主宰スル時ハ行フ所皆中也、天御中主命ノ心也、中道行ハル時ハ萬民富榮テ天下安ケク平ナリ、故ニ中徳ニソムケル君ヲハ君トスヘカラス、若始人君ノ量マシマシ天極ニ具ハリ玉フモ後怠リスサミテ中徳ヲ失ヒ玉フ時ハ此ヲ退ケ親王諸王ノ内皇胤ヲ尋ネ徳ヲヱラヒテ君ト仰クヘシト也、依之兒屋命中臣祓ヲ撰ヒ奏覽ニ備玉フ、時ニ君臣御契約ノ道理ヲ後王ノ御戒ニ示シ玉ヒテ中臣祓ト題號ヲ下サレ後世ノ證據ニ備玉ヘリ、則姓ヲ中臣ト下シ賜ハリ、是ヨリ天兒屋命中臣ヲ以テ姓トシ玉フ、

傳曰除雜々事唯以守君爲要以護君之心萬慮絕焉、卽無不以中道

臣ノ道ハ私用ノ萬事ヲ忘レテ唯公ノ事ニノミ心ヲ置テ清ク正ク職分ヲ守ルヲ以テ要トス、然ル時ハ三公ハ君ヲ扶ケ守リ八省ノ政ヲ正シ諸國守護ノ政ヲ規シ常ニ心ヲ斯ニ置テ天下ヲ荷テ慮ル時ハ私用ノ雜慮ハ皆絕ルソ、然ル時ハ奉行頭人能其職ヲ守テ公ニ私ナク正廉ノ世トハナルユヘ四海ハ安ラケク平也、庸人ハ身ハ其職ニ居テ心ニハ其職掌ヲ行ハス、故奉行頭人私曲ヲ構テ萬人

シヘタケ苦メラルヽ也、君ヲ守ルノ心ヨリ行フ所ハ悉クニ皆道理ニ叶フソ。

汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉

兩神君ヲ守護リテ中津國ヘ下リ四海ヲ安全ニ治メ天孫ノ永世八十連屬マテ臣タル所ノ範ヲ立テヽイハヒマツラルヽヤウニトノ勅リ也、扨天津神籬ノ業ヲ言ヘハ三種神器ソ、日ハ日ヲ守ラセラルヽ所ノ業ノ天津磐境ノ業ノ云ヘハ此時兒屋命ヘ君臣御合躰ノ證ニ玉ヲ賜リシ、君臣ハ和順スルコトハリ則合躰ノ本ソ、臣ハ心ノ玉ヲミカキ明ニシテ朝廷ニ私ナク仕ヘ奉ル所テ各其職ヲ守テ臣道ハ盡スヿソ、此玉ハ大織冠鎌足入鹿大臣ヲ誅伐ノ大事ヲ思召タヽルヽニ付テ同姓中納言意美麿ヲ養子トシ道ヲ附屬有之時此玉ヲ道ニ添テ附屬ノハシヌ是今吉田宗源殿ニ安置セラルヽ御證印也

竭忠有道一云準詞二云隱忠

諫君有道一云曲玉二云諫順

一云準詞トハ日用君ニ向フ所神ヘ對シテ言語ヲナス如ク清キ心ヲ以テ仕ユル所誠ニシテ卽準詞也、二云隱忠トハ君ノ爲ニ命ヲ白刄ニ抛テ忠ノ立ル所ハ

勇士ノ勤ム所ソ、君ノ爲ニハ身ヲ不義ニ落入テ名ヲ汚シ子孫ノ面ヲ辱シムト雖モ顕カヘリミモセス、能忍テ忠義ヲ竭ス、是ハ至テ難シトスル所ソ、此ヲ隱忠ト云、一云曲玉トハ玉ハ明メ和順ノ德在ヲ以テ天理ノ姿ニナソラヘリ、明ニメ正シキノミテハ物ニ和スル所ナシ、君ニ仕ルニ明ニ正シキ時ハ三公ヨリ八省ノ官人ニ至テ各其職分ヲ守テ其道ハ盡セモ事ニ於テ和スル所ナケレハ物ニ障在テ全フ道理ヲツクスヿアタハス、和スル所テ同僚ト相和スル和セサレハ政ノ筋ニ於テモトヽコヲルマシキ事モ滯テ下ノ痛トナルヿ多シ、其上君ノアヤマチヲ見テハ此ヲ諫ルカ臣ノ道ナレモイサムルニ直ニ諫ムル所アリ、直ニ諫テサカフ時ハ君ノ過ニ同シテ君ノ心ト同一ニナリ、時宜ヲ伺ヒイサムル一旦アヤマチヲ同フナス所ハ曲リタレモ實ハイサメヲ彼邊ニ容サセン爲ニ枉レハマコトノ曲ニハアラス、異國ノ敎ノヤウニ死ヲ以テ爭テ諫ムルト云我道ニ更ニナキヿソ、二云諫順トハ君ノアヤマチヲ見テ諫ムルニ怒テ受ラレサレハ重テ又時宜ヲ伺ヒ此ヲイサム、幾度モヤマスニ諫ルニ喩ヘハ素戔嗚尊ノ臣トメ、陰謀ヲ諫ルト雖モ素戔嗚尊許容シ玉ハスシテ遂ニ天上ヲ奪ヒ玉フニ至

テハ素戔嗚尊ト悪ヲ同フシテ共ニ無道ノ弓矢ヲ取テ命ヲ隳ス、此ノ諫テ順フ
ト云、然ル時ハ人ノ臣トメ君ヲ諫テ容ラレスト雖モ退クノ道ナシ、如此ク君ノ
貴ミ奉ラサレハ臣ノ誠ハツクサレス

右神籬磐境之傳者自天照大神代々唯受一人之御相傳而限于當家正脉一人者也、今
依某累年之篤志且事至智至附屬之畢、能念深思敬而勿怠矣

垂仁紀ニ天津神籬ヲ五十鈴之川上ニ建ト在之、三種神器ハ則天神ノ御德用卽
又大神ノ御行作也然レハ宮殿ハ神籬ヲ入ル家ナルユヘ爾云ヘリ
日ヲ守ルノ用ハ民ヲ惠ム、惠ム心ハ明ニメ天理也、明ナレハ是非ヲ規シ賞罰ヲ
行フ、然ル時ハ鏡劔又玉ニ統フ、三種ノ次第ヲ以テ云ヘハ鏡ハ心ノ靈用トス、劔
璽ハ賞罰ノ二トス、心明ナレハ是非ヲ規シ賞罰ヲ行フ

予於子孫恐神學正統之筋觀誤之、視吾靈社所傳趣記置之畢雖宗子一人之外爲庶子
勿令見覽、最可爲閫外不出者矣、我子孫能念深想敬而勿怠矣

正德三年巳五月吉旦

吉川源十郎從長謹書印

# 第三章　吉川神道の神道史上に於ける地位について

## 第一節　道統と影響

その所說に對する十分にして正確なる考察が終つて始めて、それの持つ歷史的なる意義は闡明されることが出來るのである。從つて、吉川惟足の神道說に對する前述の考察では、吉川神道の神道史上に於ける地位を檢討することに不十分であることは言ふまでもない。それ故に、本章に於て述べる所は全く不十分であると同時に、寧ろ單に卑見の提出に止るであらうかと思ふ。而して、本章にては、吉川神道の占むる神道史上の地位について大體二つの側面から之を見ようと思ふ。その一は吉川神道の神道史上に投じた力を見ることであつて、他は吉川神道の神道史上に於ける特色を窺ふことである。

その第一については又自ら二つの縱横の面がある。その一は縱の關係であつて吉川神道の吉川神道としての傳統＝道統を考へること、他は横の關係であつて以後の神道に與へたる影響を考へることである。

元來吉川惟足の神道は、吉田神道の道統の上に立ち、唯一人相傳として道統の純粹なる相傳を確保することを求めた。卽ち道統附屬の問題はこの神道に於て特に最重視されたのである。而して道統附屬の問題から言つて最先に考察さるべきは師家吉田家に對する返傳授の問題である。

吉川惟足が師萩原兼從から正に其人なり其志ありとして唯授相傳をうけ、更に兼從の最後に際して

一、神道極秘事

一、中臣祓三ヶ大㕝之事

一、日本紀神代兩卷之事

右大事申渡候。我等死後彌神道無斷絶家相續仕候樣ニ其方賴置候。爲後證如件

萬治三庚子七月廿九日

と神道相傳吉田家相續の依賴を受けた時、惟足は既に吉田神道の相傳相續に對する重大なる責任を擔つてゐたのである。從つて、惟足の責任は、吉川神道を新に創めることでなくして、吉田神道の傳統を護持することにあつた筈である。端的に云へば、吉田家の相續者兼連成長の後は當然唯授相傳を吉田家に返還すべきであつた。然るに、惟足はそれにも拘らず兼連への返傳授をば三重迄に止めて、四重奧秘神籬磐境之傳の相傳を果さなかつた。山崎闇齋が曾て澁川春海をして惟足に忠告せしめて、

此傳本故萩原殿所暫託子耳。非子之可問處不感。宜速返附兼連。〔一〕

と言つた通り、理由の如何を問はずそれは當然果さるべきことであつた。然も何故惟足は之を實行しなかつたのであらうか。

今この間の事情を兩者の立場に於て考察しよう。

先づ惟足の吉田家に對する態度を見るに、その故師兼從に對しては、その歿年萬治三年十月〔二〕には兼從を祭る神海靈社々前に献燈し〔三〕、後常に師恩を忘れず命日には

畫像〔四〕を掛け神膳を捧げて祭を絶やさず、又神學の疑問解けざる時は畫像の前に額きて生ける師に教を請ふが如くにして夢中に難意を解いたとなす逸話の如き〔五〕、その師に對する誠意の篤きことを物語るものである。從つて師家なる吉田家に對しても他意があつたとは考へられない。

然るにこの吉田家に對する惟足の態度と吉田家の惟足に對する態度とを最も瞭然と窺へるのは、寛文五年より延寶二年に至る吉田家の諸社管領社家官位執奏の訴訟に關連した兩者間の關係に於てゞあらう。この訴訟の經過そのものはこの場合直接關係なく、且「俗神道大意三」〔六〕に詳細であるのでこゝでは省略に從ふ。唯こゝでは寛文五年には兼連漸く十三歳にして未だ自ら發議してこの運動を起したとは考へられず、それは主として吉田家雑掌鈴鹿將監、大角主水等の劃策になつたのであらうことを一言するに留める。

さて「伯家部類」によれば

寛文五年吉田兼連下ニ向關東一、而天下諸社管領社家官位執奏等令ニ訴訟一〔七〕

とあるが、この時惟足は兼連を保科正之に對面の勞をとり「家政實紀」に

侍從樣(兼連)右衞門佐樣(萩原金吾)此節江戸へ御下向御屋敷にも御立入有之度由、吉川惟足を以被仰越、同日御出、末廣貳本ツヽ御持參於大書院御對面云々[八]

とあり、寛文六年には兼連始めて昇殿を許されしことも惟足の奔走の功多きに居り、又寛文八年白川、吉田兩家の訴狀に付き板倉勝正よりの問に對し、

吉田之事從天兒屋根命以來代々唯受一人之神道相傳致、諸社祠官師範其上被預神祇官神道管領勾當天下諸社執奏之事被仰付宣旨御教書等書之上は諸社執奏之儀勿論之樣ニ存候[九]

と進言して之が全面的援助を惜まず、その關東下向の時の如き自身の病に倒れんとするにも拘らず東奔西走の勞をいとはず諸方の斡旋に努めてゐるのである。之等を以て見れば惟足の吉田家に對する態度は十分誠意あるものであつたことが首肯出來る。

所で、惟足が返傳授の爲め上京したのはその寛文八年のことである。是はその師兼從が兼見より相傳を受けたのが十六歲の時であつた例に倣ひ、兼連十六歲の春を機として上京したのであつた。然るに此時母の歿するに遇ひて相傳迄果さ

ず講談八座に及んで關東に歸つた。[一] この時惟足は老中より傳奏を經て吉田家に關東へ下向すべき旨を通達した。[二] こゝに於て吉田家の一同は關東へ下向したが、この時の鈴鹿將監等の意向は「此度御兩家下向まして、神道を惟足に相傳へらるゝ事かく侍りては惟足いみじうおほやけにもてはやされ榮幸を蒙り、名は天下に高くなり行き道も大に起りぬべし。それにつれ我家は淺く見すかされ侍るに至るべし。何とぞ謀りて此度相傳の事云ひ挫き侍るべし」[三]といふにあり、されば惟足の其旅館を訪ひし時も將監等は惟足に對し「此度兩家下向の事は貴翁の講談相傳の爲とは更に思ひより侍らず、年來公儀へ訟へをける願ひ貴翁も知給へる其事について召されぬと思ひ侍る」[三]と誠意なき應接をなしてゐる。之に依つて見れば、惟足の吉田家に對する誠意に對すると吉田家に於ける兼連の後見の態度は、既に穩かなものではなかつた。而も惟足は寛文十二年正月再度上京し神海靈社にぬかづき

　祈るなる吉田の山の榊葉の榮行く陰を常磐堅磐に

と詠じて返傳授の爲に吉田に至つた。[四] 然らばかゝる惟足の誠意にも拘らず、吉田

家後見の態度が穩やかでなかつたのは何故であつたか。この時の狀態については「秦山集」に

凡世之有レ志二於神道一者爭競上京。吉田萩原兩家既不レ快レ之。漸有二間言一。〔一五〕

と見えてゐる外史料の詳しくすべきものなく詳細は不明であるが、卽ち曾ての一隱士吉川惟足の聲望漸く加り、吉田家殊にその周圍の人達の之を不快とするに至り、嫉心既に萌すに至つてゐたからであらうか。

一方惟足は態〻返傳授の爲に上京したが、この時三重に止めて四重奥秘の相傳は果さなかつたのである。之について「秦山集」には

止二於三重傳一、至二神籬磐境一、曰兼連卿無二感通之機一。不レ傳レ之而歸二武江一矣。〔一六〕

となすのみであつて、之についても事情の詳細は不明であるが、吉川從長の覺書に

吉田殿若輩ニ候故志薄、其上維掌鈴鹿將監奸成者ニ付、旁相妨懇望之躰無レ之候得者、無二是非一下向申候。〔一七〕

とあつて、恐らく之は信じてよいものであらうかと思はれる。要するに「請二吉田一以講二談神代卷一」と惟足はこの時申入れた所、吉田家では「不レ欲レ開二講談一、只故萩原家所レ託之

秘、速返傳之可也」と應へたと記されてゐるが、[一八]若し之が事實であつたとすれば曾て兼從が惟足に對して「雖レ有二其人一無二其志一則又難レ得」と述べた所の事實が今具體的に起つてゐることになる。兼連の志薄と後見人の奸なる未だ奥秘の相傳を返すに適しないと惟足は考へたのであらうか。さうであるとすると、道の尊嚴の爲には之は寧ろ適切な處置であつたと考へても宜いであらう。

之に就て想起すべきことは、兼從の最後に於ける態度であつて、惟足には前述の如く「彌神道無斷絶家相續仕候樣」に神道の大事の傳統せんことを依賴し、吉川家の後見人等には「吉田家相續第一ニ」神道諸事在所仕置等無私曲」事を依賴して、特に鈴鹿左京には「唯一宗源神道行事條々以下其外事相等、兼連幼少之間鈴鹿左京和之令授與之了。兼連成長之時急度可レ逐二指南一誓紙之旨不レ可レ致二違背一者也」と依賴したと覺書にあることとである。[一九]

即ち、兼從自身に於て神道の大事と行事事相との間に意識的にさへかく區別して各別に依賴したと云ふことは、事重大である。言ふまでもなく、將來に於ては兩者は吉川兼連に於て再び合一さるべきものであつた。けれ共、兩者をかく區別し、

神道大事の相傳を一層重視して惟足に委ねられた時、この相傳が夫に相應しい人物を得て返傳さるべきであると云ふことは、十分筋の立つた考へ方である。之に對して吉田家では、惟足の聲望を羨む餘り、返傳を强要する態度に出るやうになつたのであらう。而して、「惟足雖レ存二高才一、無二眞實之敬一、違二於本心一、多之所レ致也」〔二〇〕と誹謗を受けるに至つたとしても、辯解する言葉もあつたかとも思はれる。

ともあれ、返傳授のことは兩者間の心構の相異から未だ果されなかつた。然るに、元祿三年五月、

しかる所に幽子次第に老衰仕、其上去夏相わつらひ故命はかりかたく奉レ存候ゆへ、道の道統下拙(從長)へ相傳仕候。時節を以吉田家へ返傳授仕、兼從遺命相達可申旨申置候〔二一〕

と云ふ譯で惟足の子吉川從長に道統は讓られたのである。此の場合に於ても、吉川從長が道統を傳へたのは暫定的であつた。

然るに惟足の遺志にも拘はらず道統は遂に吉田家に歸ることなく吉川家に代代相承せられて明治に至るのである。今その道統のみを系圖にして示せば次の

くである。〔三〕（但、罫線は血統、點線は道統を示すものとする）

天兒屋根命五三代
萩原兼從——五四 吉川惟足——五五 從長
五五 保科正之——五六 松平正容
五七 從安……

從運——五八 從門——五九 從方

六十 大竹政文——有文——喜三郎（神書土津神社奉納）

六一 從五

六二 從明——從海

六三 櫻井政重——六四 從正（血統斷絶）

六四 吉田良義

六五 佐藤政武——□——政博（神所所藏）

宮澤勝美……圓隆——笠原幡多雄（道統繼承）

……中野長義（神書國學院大學所藏）

併し乍ら吉川神道として代々相承し來れる四重奥秘神籬磐境の傳は、明治二十一年七月始めて吉田家に良義に歸つた。今その時の吉川家の狀を櫻井政重老後の手記に依て窺へば

> 安政五年十二月、吉川從明病に罹り危篤也。時に政重出府して、四重奥秘唯受一人傳六十三代の道統附屬を受け、遺命して從明、長男從海學術成業を待つて返傳をなせと。然るに從海多病未だ業を成さずして王政復古の世故變遷に遇ふ。明治四年十二月、上京して吉川家を尋問す、從海多病を以て子なし。弟從正を養ふて子となし、而して歸農す。從正、亦家藝をなす能はず。此時に當り政重漸々老衰す。師家の音信なし。是に於て十二年、又上京して師家を問ふ。則從海從正父子既に歿して家名斷絶、亦返傳すべきなし。則ち四重奥秘唯受一人の道統附屬を以て悉皆本宗に奉還す。此則先師吉川惟足の遺志を踏むものなり。而して亡師從明の遺命も空しからず[一三]云々

と。然し吉田良義の早世したことは又道統の吉田家に止ること能はずして又佐藤政武に傳授せしめた。その附屬證明に曰く、

磐城國行方郡福浦村稲荷神社乃祠官佐藤政武性貞實仁志古皇國乃大道乎尊信志先年井上賴國主乎師登之天勉強數年學成留乃後我吉田家乃門仁入里同家乃衰頽乎歎幾千金乎擲地東西南北奔走志天盡力苦心言語仁絕多利其厚志感賞願留爾足禮里未多其成功乎不見志天二位公薨去危篤乃砌貴兄乃手乎取里道乃事懇々遺意有志由然留仁貴兄謙遜固志天不受故政重二位公爾代里階級乎不經之天一事傳二事傳三事傳四重奥秘唯受一人傳天兒屋根命六十五代道統附屬悉皆相傳畢奴云々

明治廿四年五月吉日

天兒屋根命六十三代相傳神祇道唯受一人

櫻井政重 在判

佐藤政武殿

と。而も、この後は佐藤政武奔走の甲斐もなく、政武以後この遺志を繼承するものなくして道統は斷絕するの悲運に至つたのである。

併し乍ら、とも角吉川神道としての道統は惟足以後代々その子孫繼承して遂に

明治中期に至るまで續いたが、その內容に於ては舊態を墨守するに過ぎず、掉尾の佐藤政武に依る一振も世の認むる所とはならずして斷絕した。卽ち吉川神道としては、惟足に依て基礎付けられた學說を守りその地位(二五)に安住して寧ろ退嬰の道程をたどつたと言ふことが出來る。吉川神道の傳統はかく二百有餘年に亙つて相承されたのではあつたが、この縱の線は本來云へば暫定的な關係であつたと云へ、而も亦その線の長さに比してその張力は必ずしも强いものではなかつた。卽ちこの道統から再び歷史的な精力を望むことは出來なかつたのである。

然るに之に反して或は勢家保科正之或は巨儒山崎闇齋に與へたる影響を考へて來る場合、吉川惟足の存在は實に偉大なる力を發揮して來るのである。

保科正之の將軍家光より家綱にかけての時代に於ける政治的地位には大なるものがあつた。然し今こゝに言はんとするのは、その政治上の地位の外に神道家としてのその一面についてゞある。先づ正之の神道を修得するに至る學問的經歷を見るに

正之朝臣十六歲より儒に志深く切磋おはし中年に及て禪法を澤庵和尚或は

愚道和尚に聞て心を三學の窓の雪に照して遂に其理を究め、夫より又儒に歸りて道を用に求め己を治めておほやけの政を後みおはしぬ。晩年になり我神學に入て其幽妙の奥旨をひらき給ぬ。〔二六〕

とあるに依て知らるゝ如く神道はその學問の最後に到達し得た悟りであつた。而も正之のこの段階に至らしむるには儒臣服部安休の功も少しとしない。

土津樣學問の御相手兼而服部安休相勤居候處、此已前安休中臣祓を入御覽候得者、則安休と共に其意を被爲解候得共甚難義之文而已に候間、其道の傳を不受候而者迚も難知事と被思召其道辨候者を内々相尋候樣安休被仰付候〔二七〕

これに依て見れば正之の神道修學の志は正之自身に於ける思想の發展であり、この發展を指導したのが安休であつたことゝなる。時に萬治元年正之四十八歲である。安休は正之の命を受け吉田家地下の浪人放齋の言に依て惟足を鎌倉に訪ひ、正之の意を傳へたれども、隱士の故を以て受けず依て安休は惟足の門に入り

年既に三年安休儒意を以是道をとふ。是に答ふる事速か也　安休惟足翁を慕ひ招く〔二八〕

と云ふことゝなつて、やがて惟足は寛文元年始めて正之に面接し神書の講義をなすに至つた。

此年初而吉川惟足被召寄神書講談被爲聞。惟足儀神書相辨候者にて此節致出府候故及御聞候に付被御逢候て、政道能衆民の情を得四海安靜に治候神明治世の要鎭を被御聞度由被仰候[二九]

この後正之の惟足を信ずること篤く、その推擧に依る老中稻葉正則を始め前田綱紀、堀田正俊等もその神道を聞き、寛文七年七月廿八日には遂に正之に依り將軍家綱に見ゆるにさへ至つてゐる。かくの如く惟足が武家の間に重んぜられるに至つたのは、その原因の一に惟足が武義を說いたのにも歸因する。換言すれば惟足が治國の要道として武を說いたことは惟足の神道に於ける道德的政治的特色と相俟つて武家の受け入れる所となつたのである。是より先き徳川賴宣の「日本ヲ武國ト云ルハ往古ノ名ニ侍ルヤ」なる問に答へて

日本ハ萬國ニ先立テ開ケ天ノ金氣ヲ厚ク受タル國ニ侍ル

と言ひ、更に

武備盛ナル行裝則神代ヨリノ風義ニシテ萬世ノ今ニ於テ然リ。故ニ武國ト申侍ル

と言つてゐる。[三一] 而してこの武を强調したことが惟足の學說と本來矛盾すべき幕府政治に對して妥協を與へてゐる。卽ち

天子ノ三種ノ神寶ノ一寶劍ヲ以テ治玉フ天命ナリ。又將軍ノ干戈ヲ以テ治玉フハ王命ナリ[三二]

と言ひ、唐と日本との相異を指摘し、儒者の道は結局我が國日用には用ひられずと說いて、今幕府の法令が卽ち日本の治道であるなど云つてゐるのは、かゝる事實の現れとして注意すべきことである。

かくて正之は神道の硏鑽を加へて寬文十一年には惟足から四重の奧秘を授與されてゐる。この事は正之自身は謙拒したことは惟足の證明文に依て知る事が出來る。卽ち

(前略)因天予證明志奉牟止欲須禮止毛公敢天肯比給波須於是臣等友松氏興服部安休其勤女學比玉比之事能不傳更乎惜美天請陪利遂仁證明乎奉里(下略)[三三]

とありて、それが家臣友松氏興、服部安休の薦めに依つた事は事實である。然も正之がこの階級に恥しからざる人物であつたことは、山崎闇齋撰文の土津靈神碑に

日本神代卷、中臣祓者我道傳授之書也。靈神學之得吉田家之傳遡五十鈴川之流、神武向日之畏、應神秘道之敬奉持而著之心胸之間。實弓兵政所崇道盡敬天皇以後一人〔三三〕

と絶讃してゐることよりも考へられる。而して惟足自ら記せる所に依れば「三事の階級を直に超て四重の重位に至りて」〔三四〕となしてその階級は順序を追うたるものではなかつたことが明らかであるが「二事重位極秘口訣聞書」に

重位トハ徳ニ依テ授クル位ナリ――（中略）――道德ノ位ハ其積徳行實ニヨツテ授クルノ階級ト云意ナリ

とあるのより察すればこの點は惟足自身に於て說明のつくことでもあつたらう。而して四重奥秘が唯受一人の重位であり、これを正之に授與したことは惟足の權勢に阿諛したる態度の如くにも推量出來るが、萩原兼從が兼英、兼起二代に相傳をなし、その未だ歿せざるに惟足に相傳したる事實〔三五〕、及吉川家憲令に「道統家之外傳之

者古來稀也〔三六〕となす規定より推せば寧ろ惟足が稀なる學德に應じて授與したるものと解して、結局素直であると考へる。唯ここに疑問とすべきは正之に於て天兒屋根命五十五代を稱したりや否やである。正之公政教要錄に依れば「惟足天兒屋根命五十四代と云ふを以て公は即ち五十五代嫡傳歟」〔三七〕として之に對して肯定的態度を採つてゐるが、後從長は五十五代を稱し、從長は松平正容に相傳したれば其子從安は五十七代を稱したる事實〔三八〕より暫く疑問のまゝに止めて置く。

こゝに更に正之と惟足との關係に於て注意すべきは正之の葬儀とそれを指導した惟足に就てゞある。正之は寛文十一年惟足より土津の靈號を與へられたる時

御身之後岩椅神社奉藏候樣御遺書年寄共え相渡〔三九〕

として、その死後神葬たるべきことを豫め家臣に命じ翌十二年八月廿一日には惟足及重臣を引具して會津に至りその壽藏を見禰山に定めた。而して寛文十二年十二月歿したのであるが、幕府が耶蘇教禁制勵行の爲め所謂宗判制度を設け、葬儀の如きは僧侶の手に依て執行することを原則としたる時に、曾て幕府爲政者とし

て樞要な地位にあつた正之の神葬には多大の困難を作つた。而もよくこの困難を克して正之の遺志を全からしめるに當つては、その間の了解に奔走した惟足の功を沒することは出來ないであらう。

かくて正之に信任せられたことは惟足の學說を廣める上に多大の便宜となつたのであるが、更に惟足の社會的地位を確立するに至つたのは天和二年十二月廿五日に將軍綱吉に見え、廩米を給せられて神道方に任ぜられたことである。〔四三〕神道方は寺社奉行の配下にあつて祭事に關係したもので特定の政治的職務なく寺社奉行の諮問機關にすぎなかつたけれども、貞享六年(天和二年)稻荷神社朱印改の爲め下向の使者として祠官松本爲起の選任せられたる理由として

御朱印頂戴下向ノ事

關東佐使遣爲起者吉川氏有交結者以彼通謁入門親炙聽神道若信任令頓當社造替〔四四〕

とある一例を以て見れば、その實際なした活躍には可なりなものゝあつたことが窺へる。

さて以上は主として保科正之との關係に就いて考察したのであるが、次に山崎闇齋との關係に就いて考察しなければならない。〔四二〕この關係も亦保科正之の仲介に依る。卽ち闇齋が正之に傾倒したことは、前記碑文に依ても明らかであるが具體的には、闇齋先生行狀圖解に

寛文五年三月廿日東遊、會津侯の招待に因りて其館に留り十月七日歸―(中略)―侯深く先生を信じ給ふ。延いて聖經講論を聞き又神道をも討論し給ふ。是を以て今年より十二年壬子まで年々春東遊して侯の館に留るなり。延寶元年癸丑正月二十三日東行會津に至り中將源公の葬に會す。三月十七日事を襄す。六月四日歸京、是より後東遊し給はず〔四三〕

とあるに依れば、その東遊の目的が主として正之に面接して儒を講じ、神道を論談するにあつたことがわかり、「秦山集」に

土津告以卜部說令學於祝吾。然其實土津之所傳居多

とあるを以て見れば、その神道說の影響は正之に負ふ所大であつたのである。從つて惟足との關係は正之を通して道友として考へられる。それは寛文九年惟足

が闇齋に與へた中臣祓の奥書に「天兒屋命五十三代乘從嫡傳相山隱士惟足」と記し[四四]敢て五十四代を唱へなかつたことよりも、又寛文十一年、闇齋が正之と同時に靈社號を贈られた時にも、闇齋が既に明暦元年「伊勢太神宮儀式序」に於て引用した「寶基本紀」[四五]の「神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本」の二字「垂加」を以てしたことからしても、惟足の特に闇齋を尊敬したことは察せられる。[四六]

而して、こゝには特に闇齋が垂加靈社の靈社號を贈られたことゝ神籬磐境之傳との關係について考察しなければならない。

山本信哉博士は「翁は惟足から卜部神道の極秘傳たる神籬磐境の傳を授けられ云々」と言はれてその傳を受けたるを承認され、且又「靈社號は卜部神道では神籬磐境の傳を傳授せられたものは、生前に於て靈社の號を受けることが出來ると言はれてゐる」としてその論證とされてゐる。[四七] 之に對し、木村定三氏は奥秘授與のことはなかつたと斷定され、その論據として、第一「秦山集」に「視吾許垂加以社號凡天下之所知、然視吾言未嘗授奥秘」とあることと、第二、會津藩主の照會に對して惟足は「四重の極傳は神道極意唯受一人の相傳にて天下に於て土津尊靈御一人斗り御傳授にて

御座候」との答のあること、第三に、道統系譜に闇齋に對する記事を發見することが出來ないこと、この三箇の理由により進んで「四重の奥秘證明と靈號記とを併せ讀む人は誰しも其性質の相違に氣付くのである。されば此場合唯授一人の奥秘を正之と闇齋に傳へたとは信ぜられぬ」と結んでゐられる。[四八]

自分も何等之に對し斷案を下せるものではないが第一については、同じ「秦山集」の中に

得神籬磐境之傳者、生得靈社之號。因引祭大己貴命於三諸山之證。其得彼傳、生有神號者、近世萩原兼從號神海、吉川惟足號視吾、會津中將號土津、山崎先生號垂加云云[四九]

とあつて明らかに前記引用の文と矛盾し、第二、第三は出所不明で明言出來ぬが、第二については、正之に神籬磐境之傳相傳の翌年即ち寬文十二年惟足が返傳授の爲め上京してゐる事實と矛盾し、第三は惟足と闇齋が師弟の關係にあつた事實の擧らない限り、道統系譜にその記事の發見されないのは當然と言はなければならない。從つて木村定三氏に依て擧られた三項の論據もその確實性に乏しいと言は

なければならない。又之を肯定する山本博士の論據も恐らくは第一の反證として擧げた「秦山集」の記事に據られたものと推定される所に薄弱さのあることを否めない。而して私も亦之について未だ確實な結果に到達しないので、今は暫くこの問題も將來に託して置く。(五〇)

併し乍ら、くさ〴〵の論は別として、とに角垂加神道の成立に對して吉川惟足の神道が劃期的な影響を與へてゐることは認めなければならないであらう。(五一)

一、秦山集二十一雜著甲乙錄七

二、兼從は萬治三年八月十三日歿
視吾堂先生行狀に萬治三年秋七月俄然京をなつかしみて、いと心細くすゞろに涙を催しぬ。故に山家を出で都に赴き卽萩原ぬしを訪ふ。萩原ぬしまみえて喜びて曰。―(中略)―天數已に極りぬ。明旦は飛脚を遣し汝を呼びて遺言をも言ひおかまく思ひき。はからざるに今來りませることこれ誠の感應にこそ云々

三、神海靈社、現に吉田山々麓にあり、社前に燈籠二基あり、共に萬治三年十月吉日の日附にて一方は吉川惟足他方は水戸の松田如閑の獻納せしものなり。猶ほ鳥居は萬治三年十一月吉日從五位下細川丹後守行孝手洗石は寛文元年八月十三日岩清水八幡祠官にして惟足の門弟たる田中要清の夫々獻納に係るものである。

四、萩原兼從肖像　京都市外八幡田中俊淸氏藏

題書　天兒屋根命五十三代唯一長卜部朝臣兼從神影

相山隱士惟足謹書

とあり田中家は代々石淸水八幡宮の社家にして元祿の頃田中要淸は惟足の門弟にして寛文九年吉川家の許證を得た。田中家系譜に依れば元祿六年正月廿八日五十七歲を以て歿し元祿十二年己卯九月武末靈社と追號さる。

五、俗神道大意(平田篤胤全集第一卷、所收)　視吾堂先生行狀下卷

六、平田篤胤全集第一卷所收、

七、伯家部類一、吉田諸社管領望之事(諸社管領社家官位執奏等)ノ條

八、會津圖書館所藏寫本、家政實紀寛文五年十一月八日の條

九、福島縣佐藤家所藏文書　奧書に

右寛文八年十月白川三位吉田侍從兩家訴狀ニ付板倉內膳正殿ヨリ尋ニ付書出シ云々

天兒屋根命五十九代的傳

寛政十二年庚申年十一月吉日　神祇道唯受一人　吉川源從方印

一〇、視吾堂先生行狀

一一、古文書時代鑑續編下一七六所收吉川惟足自筆書狀によりこの頃の惟足の活躍の狀を知ることが出來る。

一二、視吾堂先生行狀

一三、同右
一四、同右
一五、秦山集二十一、雜著甲乙錄七
一六、同右
一七、佐藤家所藏文書
一八、秦山集二十一、雜著甲乙錄七
一九、京都市外八瀨萩原子爵家所藏文書
猶ほ同家に左の如き遺言狀のあつたことは既述した。

(前略)

一、滿丸兼連隨分無油斷守立可申吉田家相續第一ニ候間於今如在者可爲曲事事

一、神道諸事在所仕置等無私曲可相守若右衛門佐其外誰ニ而モ諸事ニ付致妨者於有之者御兩殿(飛鳥井雅章烏丸資慶)へ申上急度曲事ニ可申付事(以下略)

萬治三庚午年七月廿九日　　萩原兼從

鈴鹿左京
同　采女
大角主水

二〇、秦山集廿一雜著甲乙錄七
二一、佐藤家文書從長の口上

二二、此に記せる系圖は佐藤家所藏「吉川氏の系譜」土津神社所藏の會津に於ける唯一神道系譜（作者不明であるが大竹家に於て神書奉納の際疊の爲作られたものか）松林正氏所藏宮澤家との關係系譜、「寛政重修諸家系譜」吉川氏の項、「讀史備要」の吉川神道系圖を參考す。

二三、佐藤家所藏

二四、同右

二五、清原貞雄博士著「神道史」五〇四頁に「參府の際に於けるその待遇に就ては天明四年四月の評決に依つて御三家の城代と同格に取扱はれ頗る厚遇せられたものである（申合帳）」とあつて社會的地位に於て高まつたことは事實とせらるゝも、その學說內容に至つては何等の發展を認めることは出來ない。

二六、會津圖書館所藏寫本、家政實記寛文十二年十二月廿二日條、初瀨川文庫所藏吉川惟足翁理歷參照

二七、喜多方圖書館所藏寫本、會津干城傳

二八、家政實記、寛文元年十二月の末頃

二九、家政實記、同右

三〇、吉川惟足翁理歷（初瀨川家本）。この事については既に第一章に於て諸例を擧げた。

三一、內閣文庫所藏、神代卷惟足講說

三二、喜多方圖書館所藏寫本、土津神社由來

三三、土津神社境內に碑あり。

續々群書類從第十三詩文部垂加文集中之一土津靈神碑

三四、土津神社由來所收御靈號記
三五、礙吾堂先生行狀
三六、吉川家憲令不レ選二其人一而不レ可レ授二重位一事ノ條
三七、佐藤三二郎氏編、正之公政教要錄七五頁
三八、初瀨川家所藏、德翁神君積慶錄の中に
「(前略)四重の奧秘を御究被成卜部家唯授一人の附屬天兒屋命五十六代の傳を相承被成候從長道統の證明を奉られ候時に享保三年戌五月廿七日也」とあり、又其後公神道の道脈を從長の嗣子竹三郎後源十郎と改む從安に御返與被成長く其傳の絕さらしめん事を從長へ被仰聞候(中略)時に享保十三年申十一月十三日」
とあり。
三九、家政實記寛文十一年十一月十七日
四〇、國史大系第四十二卷德川實紀第五編天和二年十二月廿五日ノ條
「神道者吉川惟足從時新に廩米百包を給ふ―(中略)―寛文の比前代に拜謁をゆるされけるが俸祿を賜はらずありしかば、こたび初て給ふ所なり」
及び淸原貞雄博士著神道史五〇四頁參照
四一、羽倉敬尙氏謄寫、毛利公治手記、生辨錄、貞享六年三月七日ノ條
四二、山崎闇齋が吉川神道と直接關係を持つたのは史苑第二卷第六號所載の木村定三氏の「山崎闇齋の唯一神道研究期に就てなる論文に於て主として干城傳所載服部安休の書簡に依り寛文四年四

月と考證されてゐる。而してその論點太極について木村氏の擧げられた以外に福島縣耶麻郡三浦信氏所藏の「唯一神道宗源吉川家口授相傳祕訣」なる寫本の中の「土金相傳聞書」の中に之に言及して、

「天地未生ノ時ハ未生ノイサナキイサナミノ尊也、天一生水ト云ハ天一力極也、スレハ聖人モ是ヲ大極ト立テル、大極カスミカタキニヨリ大極ヲ陰陽ト見レハアヤマチ也、後世周茂叔無極ニシテ大極ト初テ説ル、ソコテ諸儒カ眼ヲツケテ大極一理ヲ粗悟ル、山崎柯神道ニハ大極ノ文字ナシト云テ安休ト議論ス、安休曰大極ト云文字ナキカマロカレタル事ト、ソノ子ノ如シトノ事也ト云々、土金ハ萬事萬端ニ渡リ此理ヲヒラク云々」

とあることを擧げておく。この寫本は奥書には「天明三卯彌生中旬頃内北川菅視懿寫之」とあり、この土金之相傳聞書には傳授の年の奥書なきも他の傳について年號を入れたるは皆惟足の時代のものである。

四三、出雲路通次郎氏、山崎闇齋先生所收
四四、山崎闇齋先生による。
四五、下御靈神社所藏、靈號記
四六、續々群書類從第十三詩文部垂加文集上之一二二八頁
四七、闇齋先生と日本精神所收山本博士垂加神道の源流と其の敎義一九二頁
四八、神社協會雜誌第三十三年第八號吉川惟足の理學神道二四頁
四九、秦山集雜著甲乙錄二

五〇、唯こゝに更に考ふべきことは神籬磐境之傳」に於ける階級である。神代卷の講義に當り既に階級に依りて講義の内容に相違のあることは述べた。又土金之傳の如き重要なる傳に於て惟足は階級を附して傳授してゐる。然らば最奥なる神籬磐境之傳に於てはどうであるか。前にも一寸述べて置いたが、今松林正氏所藏の寫本によれば、卷頭に

一字重位
神道極意神籬磐境　二字重位　大事傳
三字重位
四重奥秘

とあり、卷末に萩原兼從より惟足への遺言を載せ、その内容は普通の神籬磐境之傳と略一致し、それが吉川家のものであることが推定されるものである。而してその階級は神籬磐境之傳を部分的に分割して說いたものに他ならないが或は惟足に於てかゝる方法の講ぜられたことを思はしめ、又闇齋と神籬磐境之傳との關係を見るに或る種の示唆を含むものではないかと考へられるのである。

五一、小林健三先生著「日本神道史の研究」所收「垂加神道の研究」八二頁參照

## 第二節　神道史上に於ける吉川神道の特色

既になし了へた考察に依り吉川惟足の生涯は大體五期に分つて見ることが出

來るであらう。

第一期　元和二年(1歳)—寛永元年(9歳)

惟足父母の膝下にありし搖籃の時代なり。

第二期　寛永元年(9歳)—慶安二年(34歳)

惟足九歳にして父を亡ひ、母又泉南に歸り孤獨商家に養はれてその家職を嗣ぎてより、商を捨てゝ一念發起鎌倉山に隱棲するに至る時代で、比較的長年月に亘るも外面平靜なりとせらるゝ時代にして、又詳細不明の時代である。

第三期　慶安二年(34歳)—永應二年(36歳)

惟足鎌倉山に風月を友として慊らず更に學問の究明を志して京に上り道を萩原兼從の門に求める迄の時代である。

第四期　承應二年(36歳)—明曆二年(41歳)

惟足一意吉田神道の研究に專念し、遂にその奧秘を究めて唯受一人の傳授を受けるに至る神道專學の時代である。

第五期　明曆二年(41歳)—元祿七年(79歳)

惟足關東に道を廣め、寛文元年には保科正之の師となり漸く世に認められし時代より、その歿年迄を含み、又內面的には吉川神道なる一家學を形成するに至る內外共に最も活潑なる時代である。

而して今この五期を神道學者としての觀點に立つて考察すれば、第四期迄はその準備期と考へられ、更にこの準備期を細かに觀れば第二期第三期は歌道修學の時代であり、第四期は神道專修の時代である。

以上の時代區分に依て明らかなる如く、惟足の前半生は歌道に心に灼きつゝ商について居た。惟足がその學問の最初から神道家たらんと志したならば、その生活環境から推して或はより早く神道の專門的研究に入つて居たであらうと言ふことは想像に難くない。齡不惑に近く三十四歲にして始めて萩原兼從に就いたときも、第一章に於て見た如く、必ずしも神道そのものゝみに對する熱望からではなかつた。更に云へば學者として立つことすら惟足の志望ではなかつた。されぱこそ江戶にあつた惟足にあつても儒學に心は得なかつた。惟足は寧ろ最初は隱世道遙の歌人たらんことを欲したのである。然らば惟足は歌人として如何程

の地位にあつたか。「歌林一枝」(一)には歌人としての惟足を載せたれども、多くの和歌史の研究に於て惟足の名は現はれない。 唯佐々木信綱博士はその價値を認めて吉川惟足は「神道家として當時に尊ばれ―(中略)―歌人としても優に一頭地を拔いてをつた。 ことにその道を詠じた歌は、思想家の作として道歌的に陷つてをらぬのは前後に比が少ないと言へる」と批評されてゐる。(二) 特にその後半の批評は惟足の學問的經歷を裏書きするものであり、又古今傳授に於ても「面授口決烏丸光廣卿」(三)の中に惟足の名の發見出來ることは、歌人としての惟足の一面を證言するものである。 卽ち惟足にあつては和歌の研究が日本書紀神代卷の研究となり、神代卷の研究として古い傳統を持つ兼從に師事することゝなり、それが惟足をして神道家たらしめる經路となつたのである。 かゝる神道への思想的經歷については既に說いたが、この故に或は「故ニ神道ヲ體トシ歌道ヲ用トスト云ッ」と神代卷の講說に云ひ、或は中臣祓講談聞書に「歌道ハ神道ヨリ出ル」と云ふが如き言葉を屢發してゐるのであらう。 而して歌人として志向した惟足がやがて完全なる神道家として世に出でた時、歌道はかくの如く神道より出たものと道に說かれたのである。 か

かる性格の中には敬虔に傳統を守り繼がうとする心が見える。從つて、惟足が吉田神道の傳統の中から自ら超脫せんとした理由は見出せない。而も惟足が吉田神道より百尺竿頭一歩を進め得て吉川神道と云はれるに足る發展を果たし得たのは如何なる理由によつたのであらうか。而してこの發展の特色は何處に見られるであらうか。

第一　吉田神道より理學を繼承して行法を重じなかつたこと。

第二　政治文教の中心たる江戸に歸つたこと。

の二つの事實が一應その理由となり、且その特色となつたのである。

第一に就て見るに惟足が行法を捨て、理學を繼承したることは惟足獨自の見界に基く卓見に發するものと言ふことは困難である。多くの傳記の示す限り傳授を受ける際の惟足は何等の意志表示をもしてゐない。その態度は謙讓に終始してゐる。而も兼從の惟足及鈴鹿左京等への遺命に於ける内容の相違は明らかにそれが師兼從の胸中に胚胎してゐたものであることを示すものである。而して之を惟足は一層純粹に勇敢に果したのであるが、この事は結果から見た場合吉

川神道の成立に大きな役割を演じてゐるのである。即ち中世末期兼倶に依る吉田神道は、その學說に於て依然儒佛道の混然たる習合を脫し得る所ではなかつたが、その志向に於ては誠に神道の儒佛に對する屈服から立上らんとする意圖を含んでゐたと考へて宜しからう。而して、この吉田神道に於て佛教的色彩を濃厚に持つものは神道行事に於ける所作であつた。この神道行事こそは吉田神道を近世に至るまで神職界に權威づけたものであると同時に、近世の學者に依る痛烈な批判を免れなかつた所である。この行法を全く捨て得たことは、即ち吉川神道の成立に最も有力な發足を與へるものとなつた。然しここに注意すべきは行法を捨てたことは神祭るわざを捨てたことを意味しないことである。神の妙用を信じ神を祭ることは依然惟足に於て忘れざる所であつた。然し惟足が

　神を祭り所作を行ふをば社人の神道と申侍る。是を行法の神道共申侍る
　天下を治るをば理學の神道と申侍る　更に行法を用ること侍らず[一]

と言つたとき、それは社人の專有物となつた吉田神道より再轉して國家治定の道としての神道の再認識を意味するものであつた。

第二に惟足が吉田神道の學說を抱いて江戶へ下つたことは、惟足に於て江戶が第二の故鄕であるから江戶に歸らんとする意志と思想とに於ては關係なきことである。從つてこの動機は偶然に發したことであり、その生活環境がかくあらしめたのである。若し偶〻京都がその故鄕であり、妻子の生活する土地であつたならば、既に江戶を捨てゝ學問の爲め京に上つた惟足にして、京都に定住し、その學說も舊來の吉田神道に止り何等の進歩發展もなし得なかつたのではないかと言ふことは想像し得ることである。然し乍ら江戶に於ける儒教思想に對映した時中世的吉田神道の思想は自然に淸算さるべきものに對する一層明瞭な照射を受け易かつたし、逆に神儒合一への形勢を生み易かつた。即ち偶〻江戶に出でたことは、惟足が吉田神道を近世的に發展せしめるに有力な牽制となつたのである。されば「神道辨草」に

　卜部正道ノ神道關東ヘ傳ハルコト惟足翁ヨリ起レリ〔五〕

と云はれる如く、吉田家を以て宗家として尊敬する念に於て從來と聊かの動搖をも見なかつたに拘らず、新しい呼吸が惟足の胸に昻められたのである。

それは即ち儒教と吉田神道との新しい關係を見出すことに進まねばならなかつた。而して、この時代の神儒合一思想の強い表はれとして佛教の排斥が擧げられる。それは必然に中世的所產であり神道の佛教への隷屬を意味する本地垂迹思想の否定であり、佛教的宗教觀に代るに儒教的倫理觀を以てする結果を見る。

然らば惟足に於てこれが如何に表はれてゐるか。伊勢貞丈は

唯一神道に新舊の二品あり。舊き唯一神道は表には佛道をあらはさずして裏は佛家の金剛界、胎藏界、顯教、密教などと云ふ佛理を以て作りたり。然れども表に佛をあらはさざる故、唯一神道といふ。又新しき唯一は、佛道を除き去て心學理學を以て作り直したるなり、天人唯一神道とも理學神道とも云是也

と批判して佛教を排斥したことを述べてゐるが、惟足に於ては否定はしたが積極的に佛教を排斥した事實は見られない。勿論その「憲令」にも

不傳授於僧侶者萬壽元年之制戒也。近世益禁而不許入門後來可堅守之者也

と言つてゐるが、こゝに「萬壽元年之制戒」と言へるは兼倶が唯一神道名法要集の著作に於て「萬壽元年七月唯一長卜部兼延證明畢」と兼延に假託したるに依て言へる

ことであつて同集の制戒の内に「於僧侶者、輙不可相傳事」とあるのに傚つたものに過ぎない。唯之を更に嚴重に規定したものであるが、このことは既に兼倶に於けると同じく必ずしも積極的な排佛思想を意味するものとは言はれない。惟足の態度はむしろ儒教に對して積極的に之を攝取したことであつて、佛教に對しては一先づ容認しながら批判し否定するに止つたやうである。

この場合惟足の神道説に影響したものとして林羅山の唱導した理當心地神道が考へられるであらう。當時に於て神道説として主流をなしたものとしては、京都に於ける吉田神道は別として、江戸に於ける理當心地神道はその一であり、伊勢に於ける度會延佳の唱導する伊勢神道はその二として擧げることが出來る。度會延佳は惟足と殆んど同時代であり、又「秦山集」に

垂加翁嘗病。以二卜部之説一擧二示伊勢、伊勢色然。以二伊勢之説、擧二止卜部、卜部亦色然。神道之分裂、以レ此也〔八〕

とあるに依て考へれば延佳と惟足とは意志の疏通を缺いたものゝ如く思はれる。

而して理當心地神道の影響を見たと考へられることは、結局次に示す三條件に

基いてなし得ることである。

第一　惟足が江戸に來りたりとする地理的環境

第二　羅山の歿した明暦三年に於て見れば惟足の活躍したのはそれに續く時代であること。

第三　惟足が正式に儒學を研究した形跡のないこと。

がこれであるが、第三の惟足が正式に儒學を修めたことのないことは、又惟足が林家に直接ついて研究した形跡のないことをも物語る。然も羅山の研究した神道說が既に

余冠歲、嘗聞神書于某。某人者受吉田兼右口傳。余得其抄。（一九）

と自ら言へる如く、吉田神道であつたことより見て、その研究の主客は逆であつたが結果に於て一應同一方向をとるやうになつたものとも考へられる。

兎に角吉川神道に最も近い學說を有するものは羅山の理當心地神道であつた。

今混沌の說を以て述べれば、羅山は

混沌は一氣の圓きを云也。天地不開陽陰未分時、混沌まんまろにして鷄子の

如し。其中に神靈の理自在て、未不現、其分開くるに及て、天地の間に萬物生ず。是を人にたとゑれば、一念初めて起りて胎内に宿り、一滴の露の如なるが、月を重て生ずるは天地開闢に似たり。又人の心に譬れば圓なる理の中に、動と靜とを合し、念慮未芽はこんとん也。既に動發て種種の思ふこと多出來れば、天地萬物生に似たり。神は未分の内より備て開闢の後に現はる、故に始もなく終もなし、人心も同理也。靜にして虛なれば今日も混沌未分也（一二）

として混沌を理氣說を以て解き、吉田神道の未生已生の論を加へたることと惟足と同樣であり、その國常立尊を論じては

ト部說に……之を大元尊と號す。國常立尊は一切諸神の根本也。一而無形有靈、一切の人にも此神の氣を不受と云ことなし。萬物の始悉皆此神に基く（一三）

として吉田神道を受け入れてゐる。而も之等の思想は中世に於て「神道五部書」の中に表はれたる思想である。即ち「御鎭座本紀」に

蓋聞天地未割陰陽不分以前是名混沌、萬物靈是封、名虛空神亦曰國常立神云々（一四）

とあり、更に兼倶に依て發展せられて「唯一神道名法要集」に元本宗源の意味を說明

して

元者明陰陽不測之元元。本者明一念未生之本本

宗者明一氣未分之元神。故歸萬法純一之元初。是云宗。〔一三〕

とある世界觀を受け入れたものであり、それを理氣說を以て說いたものである。

併しながら羅山の神道研究の態度を見るに自ら惟足のそれと相違のあることとは明かである。竹岡勝也教授は羅山の神道研究の態度を一つは儒者としての自らの立場から神及神道に哲學的解釋を下さうとして居る事、今一つは全然異つた方面即ち神社及神道の歷史的研究を行つた事である〔一四〕とされ、その何れもが神儒合一の思想に永遠の根據を與へようとの企てに出でたるものであることを言はれてゐる。即ち羅山にあつては、

嗚呼王道一變至於神道、神道一變至於道。道吾所謂儒道也〔一五〕

となすのがその究極の目的であつた。然るに惟足にあつては神道そのものを追求することが飽迄その理想であり、儒教の宇宙觀を以て說いたことは更にそれを論理づけんとするのに過ぎない。この兩者の相違は「敬」の說に依て明らかである

その神人合一を敬に依て說くことは

心者神明之舍也。心正而明則主人惶々。謂之主一無適、謂之敬。敬者一身之主宰、萬事之根本也〔一六〕

とある如く同一であるが、その內容に於ては、

神は人の敬を請ふ。人の信をうく。結構に美々しく祭ても其人誠心なく謹うすければ納受なし。神と人と能く心の叶を禮と云。其分際に過たるを非禮と云也〔一七〕

として敬に發し禮を具へたる時卽ちその信は神の受け入れる所となるとなす儒敎倫理的な思想に終始してゐる。而るに惟足に於てはこの敬の思想はその思想の根幹になり、且つ最も特色あるものである。卽ち、惟足は

敬は儒にも整齋嚴肅などとも相見え侍れ共、所作にかゝりて吾道のごとく其理幽遠深厚にたらず。一生の學は此敬の一字に極り淺深の次第重々これ有て奥旨侍る。〔一八〕

となし、根據を五行說におき「土金」を以て之を說明して敬を「つゝしみ」と訓み、神道學

間の關門となしたのである。かくて神道は依然として萬法の根元であり、儒釋はその價値に於て等差は認めたが自ら枝葉であつた。儒教の宇宙論は之を取入れたが、之に對して明確に批判することも決して忘れて居らない。

儒は孝を以て五倫の第一とし侍る。吾國は忠を五倫の第一とし侍れは君道を人道の最上と教へ給ふが故に、忠義を以て五倫の本とし侍る。君の爲に親を捨るの道はあれとも親の爲に君を捨つるの道なし〔九〕

として忠を以て人道の規範と立てるに至つてゐる。

從つてその精神は、神代卷惟足講說に所謂、

此ニ和漢ノカハリアリ。紂王ハ異國ノ惡王文王ハ天下ヲ三分メウチ玉フベキ勢アレドモ其マヽオイヲイテ天命ヲ待玉フ。武王ノ時不レ得レ已シテウチ玉フ。武王ノウチ玉フニアラス天討ソ。本朝ノ例ハタトヒ惡至極スト云ドモ討テ自ラカハルト云コトナシ。昔昭宣公陽成院ヲ位ヲスベラシテ光孝天皇ヲ位ニツケ奉ルホドノ勢アレモ自カハリ玉フコトナシ。本朝ニハ臣下メ君ヲカヘ自カハルコトアラス。此カハル也

との批判となつて表れ、神道大意聞書は所謂、

何れの國に生れ、いかなる人か此の道理を聞きて我か日本を仰がざる者あらん。然るに我か國に生れて神の子孫たる人、神國の粟を食み乍ら、他方の道をあがめ、吾か先祖の道を知らざるは、たとひ萬卷の書を暗んずとも、一文不通の盲人と言ふべし。最も憐哀すべきか

との痛烈な言葉となつて表はれてゐる。惟足は儒教を受け入れたが、然し當時の儒教の隆盛はやゝもすれば支那崇拜の弊を免れなかつた時に、飽迄內外本末の關係に於ては誤る所がなかつた。そこに惟足の神道へ向ふ火の如き魂があつた。

かくの如く、吉川惟足の神道は羅山の理當心地神道と齊しく吉田神道に對する近世的な展開をなしたものであつたが、而もそれとは異つて實は專ら神道の特色を闡明し神道の純正さを宣揚せんとする熱意を以て層一層純粹なる神道の至嚴さを確立しようとしたものであつた。究極してそこに、近世的ではあるが、傳統的な神道の復興を目指す吉川神道の特色があつた。

之を要するに、傳統に對して敬虔なりし吉川惟足の神道は吉田神道に飽迄基礎

を置いて、之を長養せんとしたものであつた。決して獨創ある體系をも理論をも樹立しようとしたものではない。而して又近世神道史を通觀した場合、儒家神道、垂加神道、復古神道と之等が大きな波紋を殘したのに比して寧ろ力弱さを感ぜしめる。吉川神道に於て後に人物のなかつたことは、晩學の惟足に依て築かれた基礎も之を發展せしめることが出來ず、惟足に依り高められた社會的地位にも拘らずその道統をして遂に神道思想の主流の圈外に忘れしめさへした。然し保科正之を通じて山崎闇齋を得たことは、垂加神道の成立に基礎的影響を與ふるに至り、その深遠なる學殖とその實踐的なる學風に依て驚嘆に値する力を培養し得たのである。しかも、そこに一貫して連なるものは「つゝしみ」の論理であり、かくて傳統に對するこの敬虔なる熱情のもとに、信仰と倫理と政治とを「日本の道」に於て統一せんとして近世初頭期に屹立し得た吉川惟足の神道は、神道史上高く評價されなければならないであらう。

一、歌林一枝卷之一（歌學文庫七所收）
二、佐々木信綱博士著「近世和歌史」四四頁

三、帝國圖書館所藏寫本「而授口決烏丸亞槐光廣卿御傳授祕抄全」の中に

有雖爲和歌性性之深祕依有器量而授令口授者也、日省愼而勿怠兮

年號月日　　有諱判　　相傳之輩

光廣卿御門弟　渡邊友益

同　法橋春之　吉川惟足

資慶卿御門弟　中韓詠之　等和

光雄卿御門弟　石川丈益

同　坂將曹

奥書に「享保十九寅仲秋廿五日筆解之功訖、稀齡翁靜山光淳自書」とあり更に元文二巳初夏四□書寫之訖、共に書寫の多きに依て筆をたかひにせし事にこそ詠之」とあり國學者傳記集成によれば法橋友益春之として同一人なればこの誤寫のあることと明らかなるも、吉川惟足の名のあることは惟足の歌人としての地位を語るものとして可なりと考へる。

四、續々群書類從第一神祇部神學承傳記七八(一)頁

五、同右所收神道辨草八〇七頁
六、近古文藝溫知叢書第六
七、憲令、不可談道於僧侶事の條
八、秦山集二十二雜著甲乙錄八
九、本朝神社考卷二吉田社の條
一〇、神道叢說所收神道傳授三十二混沌事
一一、同右三十四國常立尊同體異名事
一二、續群書類從第一輯上神祇部卷第二豐受太神宮御鎭座本記
一三、同右第參輯下神祇部所收唯一神道名法要集
一四、近世史の發展と國學者の運動二一三頁
一五、羅山文集卷六十六　三六〇頁
一六、同右卷六十九　四一六頁
一七、神道叢說所收神道傳授神は非禮を不請事の項
一八、續々群書類從第一神祇部神學承傳記　七八二頁
一九、同右

# 吉川神道の研究　終

# 跋に代へて

今年正月のある日、東京向島なる秋葉神社に千葉家を訪ねたことがある。時に學友千葉榮學士は御召を蒙つて軍營にあつたので、私は嚴父一慶氏に親しく御目にかゝつて快談數刻を過した。そのとき、一慶氏は愛息榮學士が東京帝國大學文學部國史學科に在學の時より吉川神道の研究に沒頭されてゐた努力の跡を詳しく話され、いま軍營にある同學士への最もよき慰問として、この研究を公にすることを切望されたのである。これは今となつてみると悲しくも氏の最後の希望となつてしまつた。氏は私とのこの會談を最後として永遠に人との會談の機會を失つてしまはれたのである。かくして、千葉榮學士の研究を公にすることは、却つて同學士の嚴父に捧げる報志孝順の記念物として殆んど唯一のものとなつた。しかし、同學士はいまなほ忠勇なる戰士として軍營にある。かゝるゆかりによつて、この研究を公にすることは、君國の御爲に戰士として一身を捧げまつれる同學士に代り、同學の友の擔ふべき當然の責務となつたのである。

卽ち、玆にいさゝか本書發刊の由來を述べて、著者が本書を亡き嚴父の靈前に捧げるの意を明かにし、上梓に當り多少の增補をなした爲に、却つて、著者の意ならずして存するであらう粗漏に對する責任の所在を明かにする次第である。

亡き人の百日祭の日に

同學の一人として

昭和十四年六月二十三日印刷
昭和十四年六月二十九日發行

吉川神道の研究

（非賣品）

著者　千葉榮

發行者　東京市牛込區拂方町二十七番地
佐藤正叟

印刷者　東京市京橋區銀座西二丁目三番地
高橋郁

發行所　東京市牛込區拂方町二十七番地
振替口座東京二九五〇七番
至文堂
電話牛込（34）一四四五五番
一四四五六番

（三協印刷株式會社印刷）

東京帝國大學教授文學博士　平泉澄先生編

十四版

# 國史學の骨髓

定價金壹圓八拾錢
送料金拾四錢

目次



今や極めて多難なる時局に際會し擧世期せずして國民的自覺の要望となつた。而して國民的自覺に至る最大の道は顧みて民族精神を探求し國民的特質を闡明することにある。此の國民的特質の闡明は一にかかつて國民の實生活史たる國史の研究に存することは言ふまでもない。

著者は曩に「我が歷史觀」を公にして國史の研究に一家の風格を示したが、其の後數年の研鑽は專ら日本文化開展の跡を辿り一面に於て各時代の史的變遷の相を觀ると共に他面に於て其等の變遷にも拘らず一貫して變ることなき國民精神の探求に努めた。本書收むる所の「國史學の骨髓」、「歷史の回顧と革新の力」、「歷史を貫く冥々の力」の雄篇を始め十二篇は其の精を採り粹を拔きたるもの、總て是れ前人未言の言說著者獨得の論議であると共に著者得意の壇場であつて我が國民の現時に處する指導精神ともいふべきものである。

東京帝國大學教授文學博士　平泉澄先生著

八版

# 我が歷史觀

定價金參圓四拾錢
送料金拾四錢

本書は著者の過去十年間に於ける國史の研究論文十三篇を收錄したるもの、凡て是れ前人未發の新說で何れも學界を驚倒せしめたものである。

本書の卷頭卷局を飾る「我が歷史觀」並に「歷史に於ける實と眞」とは著者の史學に關する高邁なる見識を語るもので、歷史研究に一新旗幟を飜して史學の正しき歸趨を明かにしたるもので著者の面目躍如たるものである。更に其史實の研究に至つては透徹せる歷史觀と犀利なる眼光とは紙背に徹せずんば止まなかつた。其の日光東照宮の史實を說いては寬永の大造營の事情を仔細に究明して舊說を悉く論破し前後十三年の長年月を費したりといふ通說を覆して僅々十七ヶ月にして成れるの眞相を喝破したるが如き、德川家康の遺金を研究して未觀の史料を尾州家並に久能山に得て複雜極りなき史實を明快に組織だて經濟的方面より家康秀忠家光の性格の特質を鮮かに描出したるが如き、又史上に湮滅せる五辻宮を研究しては守良親王の御事蹟を隱れたる斷簡零墨の間に辿り建武中興前後に於ける小說よりも奇なる波瀾重疊の御生涯を傳して殆ど奇蹟的に成功したるが如き全く國史界獨步の觀がある。そして此等三篇は著者が學位を得たる參考論文である。

其の他源頼朝が朝廷の年號を用ひざりし事情を闡明したるが如き、經濟史上最も複雜にして研究に困難なる「座」の問題を提げて諸家と論陣を張りたるが如き、又龜山上皇殉國の御祈願に關し國史界に議論沸騰したる際に嶄新なる心理的研究に依りよく其の眞相を明かにしたるが如き守護地頭に就て諸家の議論紛糾したる際に其等の學說の根本的謬謬を指摘して別に透徹せる新見解を出したるが如き、本書に收むる諸論文は何れも國史界の第一線に立つものである。全卷是れ金玉の文字苟も歷史に志す者の必讀の好著である。

國史研究叢書第一編

東京帝國大學教授　文學博士　平泉澄先生著

# 中世に於ける精神生活

定價金四圓
送料金拾八錢

七版

本書は從來殆ど閑却せられたる中世に於ける精神生活を主題とし、之を縱横に解剖し、前人未踏の境地を開拓し、新たなる組織を與へんと試みたものである。

一先づ上代に於ける教育を檢討して其本質を究め、之が中世に入つて如何に變遷したるかを見、以て上代より受けたる精神的遺産を明かにすると共に、王朝の衰微によつて萌した上代憧憬の心境が如何に強烈に各方面に現れてゐるかを見た。

一中世に於ける上代憧憬の念はやがて古典の研究を誘起した、よつて著者は具にその事情を明かにすると共に、古典の研究態度より引いて強烈なる宗教意識の問題を誘導し、遂に上代の文學的價値は、中世に於いて全く宗教的價値に置き換へらるるに至つた事情を明かにすると共に、此の宗教的意識は主として寺院の活動に依つて釀成せられた事情を明かにした。

一中世に於ける教育の源泉たる寺院の活動を說き、其の時代相との關係を探つて寺院教育の本體を見ると共に、從來唯一の教育機關と考へられてゐた金澤文庫、足利學校を解剖して其の謬見を打破し、兩者とも殆んど教育に關係のないことを明快に指摘した。

一中世生活の一大主流をなす憂鬱の本質を解剖して深刻なる時代形相を詳細に說述すると共に、之が上代末期の頽廢と、更に陰陽道、宿曜道並に佛教思想に因由する事情を闡明した。

一更に中世に於て擡頭した新勢力たる武士的精神の特性を論じ、其の思想的根柢か禪宗によつて與へられたことを說きやがて宋學が之に代つた所以を明かにした。

著者は國史學界に重きをなせる大家、其の透徹した歷史觀と最も新しい研究法とを具體化して錯雜極りなき中世精神生活の種々相を提へよく其の闇黑を照破し、遺憾なく其の全面容を展開してゐる。蓋し本書に依つて歷史家は其の研究の新生面を發見し、思想家は中世に於ける文化的價値を見出すであらう。

---

國史研究叢書第二編

東京帝國大學教授　文學博士　平泉澄先生著

# 中世に於ける社寺と社會との關係

定價金參圓五拾錢
送料金十四錢

五版

我が國中世期は從來專ら武家時代として取扱はれ、その社會生活に極めて密接なる關係を有し、而も極めて重要なる地位を占有する神社並に寺院に就ての研究は殆ど閑却せられてゐた。本書は中世史に於ける此の大缺陷を補はんが爲に專ら當時の社寺と社會生活との關係を研究したもので、之に依つて我が中世期は始めてその眞實相を闡明することが出來た。

一アジール(寺入り)を中心として社會に於ける寺院の地位を論究した。先づ西歐諸國のアジールの歷史を述べ我が國上代に於て殆ど見ないアジールが中世に入り漸く諸寺の間に發達し遂には重罪犯人と雖も一度寺門を入れば忽ち追跡を免れ、寺院は殆ど治外法權を有し公家武家と鼎立した狀を說述した。

一經濟生活を中心とし社寺と社會との關係を究明した。市町村の發生商業金融等の狀態を述べ、賴母子と無盡爲替等の發達か社寺に負ふ所多きを說き關所御師等に就て社寺と交通との關係に及び、更に西洋のギルドに比すべき座の問題を論述した。

一精神生活の方面に於ては教育を主として社會との關係を明かにした。卽ち幾多の新發見により中世の往來物約三十種をとつて之を縱横に解剖し、子弟の悉くが寺院に學び教科書は多く僧侶の手に成つて社寺か教育の中心をなした事情を論じた。

一かやうに犯し難き特權を有し社會生活の中心をなした社寺が中世の終近世の始に於て俄然勢力を失墜するに至つた狀勢を說き內外にその原因を覓めて世運の推移を明瞭にした。

著者の前著『中世に於ける精神生活』は一度出でて學界に異常なるセンセーションを惹起し思想界讀書界に大なる波紋を描いた。少壯氣鋭なる著者は學界注目の焦點に立つて又本書をなす。著者が大學院に於ける研究の結果を要約し審査の結果學位を授けられ著者の中世史研究の第一歩として未だ曾て知られぬ幾多の重要なる史實を驅使して前人未到の境地に參入し國史に一新生面を開いた。實に本書は少壯有爲なる著者の生新なる史眼と正確着實而も自由奔放なる態度を以て書かれしもの、これ從來の史書に絕えて見ざる所である。

## 國史研究叢書第五編

原田亨一先生著

# 近世日本演劇の源流

### 阿國歌舞伎の内容と其發展を中心として

價金貳圓廿錢
送料金拾四錢

近世日本演劇を代表する歌舞伎劇は日本演劇の結んだ一大收穫である。この歌舞伎劇は最初から民衆の間に生れ、民衆の間に育つた所謂民衆藝術であつて、かの文化文政の爛熟期に於て音樂、舞踊、彩色の渾然たるトリオの下に綜合藝術として大成されるに至つた。この近世的雰圍氣の間に育てられた近世演劇の魁をなした阿國歌舞伎はこの民衆的當世的な要素を完全に具備してゐるのである。されば阿國歌舞伎の本質を究めることはやがて近世日本演劇の本質を明かにする所以であり又その内容を探ることはやがて歌舞伎劇の内容の由つて來る所を明かにする所以である。著者はこの見解の下に阿國歌舞伎の内容とその發展とを中心として近世演劇の源流を求めんとしてゐる。

一 先づ日本演劇發展の跡を大觀して古代、上代、中世、近世の四期に劃し、古代演劇と宗教的祭祀との關係を見、更に外國樂の將來とその影響とを論じ、進んで中世藝術としての日本樂劇の大成を說いた

一 次に上代中世の演劇が社寺或は宮廷を背景として發達を遂げたのに對し、近世初頭の新興藝術が民衆藝術として發達すべき運命を有することを明かにし、この民衆藝術の黎明に於て目覺めた民衆の享樂意識によつて阿國歌舞伎の出現に至る雰圍氣を說き、これをその内容より見て二期に劃し前期を京都を中心として創作された時代、後期は外部に向つて異常の發展をなし從來創作された内容を綜合した時代とし、更に阿國歌舞伎の内容を詳細に檢してその發展を跡づけ更に外國文化との交渉を論じ進んで遊女歌舞伎への進展の跡を明かにした。

一 最後に阿國歌舞伎の藝術的内容とその表現とは若衆歌舞伎、野郎歌舞伎に繼承せられてやがて歌舞伎の大成を見るに至つた所以を說き所謂歌舞伎劇は阿國歌舞伎の表現と淨瑠璃の内容とを融合して新に成つた綜合藝術に他ならないことを明かにしてゐるのである。

本書は實に著者が多年の研鑽の下になつたもので近世日本演劇の源流と本質とを遺憾なく闡明して餘蘊がない。敢て同好者に一讀を勸む。

## 國史研究叢書第六編

京城帝國大學助教授 末松保和先生著

# 近世に於ける北方問題の進展

定價金貳圓廿錢
送料金拾四錢

近世日本の世界史への關與の一半は實に北方問題である。北方問題は今後の日本に取つて重大な問題である如く近世の日本に取つても亦極めて重大な問題であつた。本書はこの北方問題の歴史的源流を跡づけて由來を遠く廣く考察せんとしたものである。

一 先づ西洋人の最初の日本渡來直後に起つた北方問題は世界的な地理上の發見の問題であることを指摘し十八世紀の初葉までは日本の對外態度に關連する所なく進展したと同時に日本が別個に取つた北方探査の重要な事實を闡明した。

一、最初のロシア船來航より所謂田沼時代の經濟的開拓論と軍事的警備論とを述べ當時の遠大な蝦夷地經營の方針並にその間に行はれた事實の歴史的重要性を論じた。

一 松平定信の老中時代に於てロシアの南下、定信の人物識見並に當時の對外知識の進步より問題の轉化を述べ特にラクスマン來航を中心として彼の海防策と開國計畫との眞相を說いた。

一 最後に蝦夷地直轄時代に於て我が政權の進展と北方政策の消長とを敍し對ロシア事件の性質と進展とを說いて相關連する所を明示し更に北太平洋問題の進展と初期以來の潛在的動力であつた地理上の問題の最後の解決に注意した、尙海防令の變遷を敍し幕末に於ける對外態度の由來を暗示した。

かくして本書は北方問題に關する一の新しい綜合と新しい組織として所謂鎖國時代の本質的點檢を手に取るやうに指摘した近來の快著である。

國史研究叢書第七編

東京帝國大學史料編纂官　小野均先生著

三版

# 近世城下町の研究

定價貳圓貳拾錢
送料拾四錢

本書は從來の專門史家によつても殆んど閑却せられてゐた問題を提へ新史料を百方に探索して驚くべき創見を以て記述せられたもので近世經濟史の重要なる一部門は本書によつて初めて闡明せられた。

一、近世を以て町人と都市との發見の時代と見て先づ町人が近世に於て初めて階級的存在として出現した趣を明かにし、次に近世都市は農村の自然的發展によつて徐々に成立したものでなくて人爲的、計畫的に準備せられた諸要素を綜合集中し一朝にして成つたものであること。

一、城下町の成立に於てその組織の中樞たる城郭の近世的進出を考察し城下町興隆政策として人口及び商業的要素の强制集中並に樂市地子免許等に關して細說し尙都市計畫を近世城下町の一特色として考察し、特にその商工人の分置の狀態に關して徹底的究明を試みたこと。

一、城下町の組織に於て、その工業的方面で職人町の意義及びその成立を論じ工業統制を考究し、商業的方面で市商業、辻店、振賣と城下商業との關係を見、次に城主と結合關係にある町人の城下商業に及す影響及び商業地域制の成立廢亡を論じた。尙城下町に於ける他國商人の商業狀態を細說した。

一、農村商業の否定及び制限を論じ商業的自由は城下及び町場に限られ且つ、農村町場共に城下商業の支配權下にあることを明かにし、直仕入の禁止並に之に附屬する各種の問題を論述した。又城下商人の農村發展を論じてその賣買品目及び在出期間の制限、出買の禁止等の問題を考察した。

一、最後に城下町が如何にして沒落したるかを見、その原因を農村商業の發展、獨占商業による城下商業の非發展性に求め、維新を以て沒落の始末とし續いて城下町の現代都市への轉換及び都市勃興の意義を闡明した。

東京帝國大學助教授　文學博士　坂本太郎先生著

三版

# 大化改新の研究

定價金五圓
送料金貳拾貳錢

大化改新は明治維新、建武中興と相並ぶ國史上の重大事件でありながら史料稀少のため、今尙其の眞相の闡明せられない點が少くなかつた。本書は努めて之が正確なる史料を廣く探索し以て其の全貌を明かにせんとしたもので、大化改新の研究は古來幾多の先人によつて爲されてゐるが、それ等從來の研究の成果を綜合すると共に、又著者獨自の見解を以て前人未踏の新境を開拓したものである。かくして現時の混濁枯渇せる國史學界に淸新の氣を吐くもの、近代的理知に加ふるに自由奔放にして而も正確着實なる史眼を以て國史學上の一大空虛を提へ縱橫に考覈論評して餘蘊なからしめたるもの、審査の結果學位を授けられたものである。

本書は全篇を緒論、改新の原因、改新の經過、改新の結果の四篇に分ち、緒論に於ては研究の沿革資料等に就て述べて原因に於ては貴族擅權の弊害大陸文化の輸入、聖德太子の新政策を論じ以下經過結果と編年順に改新の重大事象を述べて大寶律令の撰修に至つてゐるので大化の改新は本書を得て始めて眞相が明かにせられたといつても敢へて過言でない。